

資料編

目 次

1. 条例関係	資料-1
1-1 多古町防災会議条例	資料-1
1-2 多古町災害対策本部条例	資料-3
2. 自治体間等相互応援協定等	資料-4
2-1 千葉県防災行政無線局等の設置等に関する協定書	資料-4
2-2 千葉県防災行政無線固定系の運用に関する協定書	資料-7
2-3 千葉県防災用資機材の管理に関する協定書	資料-8
2-4 災害時における避難所等の施設利用に関する覚書	資料-11
2-5 災害時の情報交換に関する協定	資料-13
2-6 千葉県水道災害相互応援協定	資料-15
2-7 社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定	資料-22
2-8 八匠水道企業団と多古町との災害時における応急給水の実施に関する協定書	資料-25
2-9 多古・栗源地区地下水位観測井兼非常時飲用井戸に関する覚書	資料-27
2-10 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	資料-30
2-11 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する実施要領	資料-32
2-12 大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	資料-46
2-13 災害時における相互援助協定	資料-60
2-14 災害時における相互援助協定	資料-64
3. 民間団体との協力協定等	資料-68
3-1 地域貢献型電柱看板に関する協定	資料-68
3-2 災害時における緊急輸送事業等の支援協力に関する協定書	資料-70
3-3 災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書	資料-75
3-4 災害時における物資供給に関する協定書	資料-77
3-5 災害時における物資供給に関する協定書	資料-80
3-6 災害用飲料水等の供給協力に関する協定書	資料-82
3-7 災害用飲料の供給協力に関する協定書	資料-89
3-8 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	資料-93
3-9 災害時における燃料等の供給協力に関する協定書	資料-99
3-10 災害時における応急対応業務に関する協定書	資料-101
3-11 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	資料-103
3-12 防災行政無線の活用に関する協定書	資料-105
3-13 災害時における情報の収集・提供の支援等に関する協定書	資料-107
3-14 多古町と多古町内郵便局との包括連携協定書	資料-109
3-15 ボランティアセンター設置運営に関する協定	資料-119
3-16 災害時における物資供給に関する協定	資料-124
3-17 災害時における飲料及び乳児用ミルクの供給協力に関する協定	資料-129
4. 消防応援協定等	資料-135
4-1 千葉県広域消防相互応援協定書	資料-135
4-2 消防相互応援協定書	資料-137
4-3 成田用水施設の防火用水使用に関する協定書	資料-143
4-4 北総東部用水施設の使用に関する協定書	資料-144
4-5 成田国際空港消防相互応援協定	資料-145
4-6 東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定書	資料-148
5. 自衛隊関係	資料-152
5-1 自衛隊の災害派遣要請の様式	資料-152
5-2 活動拠点候補地	資料-156

5-3	ヘリコプター臨時離発着場適地	資料-157
6.	その他	資料-158
6-1	急傾斜地崩壊危険箇所	資料-158
6-2	急傾斜地崩壊危険区域の指定状況	資料-162
6-3	土砂災害警戒区域等の指定状況	資料-163
6-4	山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）の状況	資料-165
6-5	指定緊急避難場所	資料-167
6-6	指定避難所	資料-168
6-7	福祉避難所	資料-169
6-8	災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表	資料-170
6-9	非常通信ルート	資料-173
6-10	火災・災害等即報要領	資料-174
6-11	災害時要援護者避難支援プラン全体計画（平成23年3月）	資料-192
6-12	緊急輸送道路	資料-199
6-13	緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等	資料-200
6-14	拠点給水場所	資料-211
6-15	災害救援物資等配布要項（日本赤十字社 千葉県支部）	資料-212
6-16	死体の一時収容場所	資料-224
6-17	千葉県制度融資（セーフティネット資金）の概要	資料-225
6-18	被災農林漁業者に関する災害向け資金	資料-226
6-19	放送例文集	資料-228
6-20	避難勧告等の判断・伝達マニュアル	資料-231
6-21	防災関係機関一覧表	資料-242
6-22	防災協定一覧表	資料-244

1. 条例関係

1-1 多古町防災会議条例

(昭和37年9月28日条例第19号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき多古町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 多古町地域防災計画の作成及び実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 千葉県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 千葉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 香取広域市町村圏事務組合消防本部消防長及び多古町消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) その他町長が指定する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号、第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ1人、5人、1人、7人、5人、2人及び3人とする。

7 第5項第7号、第8号及び9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(議事等)

第4条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則(昭和38年9月30日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年9月24日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第26号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月15日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の多古町防災会議条例の規定は、平成18年3月27日から適用する。

附 則(平成24年9月24日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 多古町災害対策本部条例

(昭和37年9月28日条例第20号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、多古町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則(平成8年9月24日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月24日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 自治体間等相互応援協定等

2-1 千葉県防災行政無線局等の設置等に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と多古町（以下「乙」という。）とは、甲が整備する千葉県防災行政無線局（以下「無線局」という。）、千葉県防災情報システム端末装置（以下「システム端末」という。）及び千葉県震度情報ネットワーク装置（以下「震度ネット」という。また、無線局、システム端末及び震度ネットをあわせて「防災情報装置」という。）の設置及び管理運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法及び千葉県地域防災計画に基づく防災行政の円滑な推進を図るため、防災情報装置の設置、管理及び運用並びに経費の負担等に関し必要な事項を定めるものとする。

（防災情報装置の設置）

第2条 甲は、乙の所管する施設内に防災情報装置を設置するものとする。

2 防災情報装置は、別表に掲げる機器とする。

（施設等の使用）

第3条 乙は、防災情報装置を設置するために必要な設置場所及びその附属設備並びにその他工作物を甲に無償で使用させるものとする。

（防災情報装置の運用）

第4条 乙は、無線局の運用に際しては、電波法（昭和25年法律第131号）、千葉県防災行政無線運営規程及び千葉県防災行政無線運営要領に基づき、システム端末の利用に際しては、千葉県防災情報システム運営規程に基づき運用するものとする。

（防災情報装置の維持管理）

第5条 防災情報装置の通常の維持管理は、乙が行うものとし、保守点検及び修繕は甲が行うものとする。

（設置場所の変更）

第6条 乙は、自己の都合により、防災情報装置の設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たな設置場所を提示の上、協議するものとする。

2 甲が、自己の都合により、防災情報装置の設置場所を変更しようとするときは、乙にその理由を提示し、協議するものとする。

（経費等の負担）

第7条 防災情報装置の設置に要する経費は、甲の負担とする。

2 防災情報装置の維持管理等に要する経費の負担は、次の各号のとおりとする。

（1）第5条の規定による保守点検及び修繕に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙が善良な管理を怠ったために生じた防災情報装置の修繕に要する経費は、乙の負担とする。

（2）電気料金、発動発電機燃料、消耗品その他防災情報装置の運用に要する経費は、乙の負担とする。ただし、通信衛星の使用料及び甲と乙を結ぶ専用回線の使用料については、甲が負担するも

のとする。

(3) 前条第1項の規定による経費は、乙の負担とする。

(4) 前条第2項の規定による経費は、甲の負担とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからもなんら意思表示がない場合は、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協定外の事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

(その他)

第10条 甲と乙が平成3年10月31日に締結した「千葉県防災行政無線局の設置等に関する協定」及び平成7年11月30日に締結した「千葉県総合防災情報システム端末装置の設置等に関する協定」並びに平成9年1月10日に締結した「千葉県震度情報ネットワーク装置の設置等に関する協定」は、この協定により防災情報装置の運用が開始された時点で廃止する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成20年3月27日

甲 千葉市中央区市場町1番1号
千 葉 県
千葉県知事 堂 本 暁 子

乙 香取郡多古町多古584
多 古 町
多古町長 菅 澤 英 毅

本協定の連絡先

千葉県防災危機管理部
危機管理課情報通信管理室
TEL 043-223-2178
FAX 043-222-5219
防災電話 500-7225
防災FAX 500-7110

別表

1 無線局

多古町役場		
No.	品 名	数 量
1	パラボラアンテナ	1基
2	衛星用屋内装置	1台
3	防災用交換機	1台
4	一斉通報受信装置 (パソコン)	1式
5	電話機	3台
6	ファクシミリ	1台
7	テレビ会議装置	1台
8	無停電電源装置	1台
9	発動発電機	1台
10	電線及びケーブル	1式
11	OAラック	1台

2 システム端末

多古町役場		
No.	品 名	数 量
1	パーソナルコンピュータ	1台
2	カラープリンタ	1台
3	無停電電源装置	1台
4	SOHOルーター	1台
5	回転灯	1台
6	モデム	1台

3 震度ネット

多古町役場		
No.	品 名	数 量
2	計測震度計	1台

2-2 千葉県防災行政無線固定系の運用に関する協定書

多古町長（以下「甲」という。）と香取広域市町村圏事務組合消防本部消防長（以下「乙」という。）とは甲が設置する千葉県防災行政無線固定系遠隔装置の運営について次のとおり協定する。

（設置の同意）

第1条 乙は、甲の設置する千葉県防災行政無線遠隔装置を乙の管理する香取広域市町村圏事務組合多古分署に設置することに同意する。

（業務の委託）

第2条 次の各号に掲げる場合は、甲の行政活動上必要な事項を乙の管理する消防機関の職員が代行する。

- （1） 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和42年多古町条例第12号）第2条に定める職員の休日の夜間（午後5時30分から午前8時30分）における県からの一斉通報の受理と甲の関係者への連絡。
- （2） 多古町職員の勤務時間に関する規則（昭和57年多古町規則第3号）第3条に定める職員の勤務時間外における県からの一斉通報の受理と関係者への連絡。

第3条 県からの一斉通報の受理にともなう甲の関係者への連絡内容は、地震、台風、洪水、その他緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合及び気象警報等に関するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年3月27日

（甲） 多古町長 土井 正 司

（乙） 香取広域市町村圏事務組合消防本部
消防長 森田 裕 明

本協定の連絡先 香取広域市町村圏事務組合 消防本部警防課 TEL 0478-52-0119 FAX 0478-52-1199
--

2-3 千葉県防災用資機材の管理に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、千葉県が購入する防災用資機材（以下「防災用資機材」という。）の管理に関して、千葉県（以下「甲」という。）と多古町（以下「乙」という。）の間に必要な事項を定めるものとする。

(防災用資機材)

第2条 この協定における防災用資機材の品名及び数量等は、別表のとおりとする。

(防災用資機材の搬入)

第3条 甲は、前条に定める防災用資機材を平成8年3月31日までに乙の指定する場所に搬入するものとする。

(防災用資機材の管理)

第4条 防災用資機材の搬入後の管理は乙が行うものとする。

2 乙は、当該防災用資機材の取扱い、使用方法等を遵守し、善良なる管理者としての注意を払うものとする。

(防災用資機材の保管場所等)

第5条 乙は、防災用資機材を災害時に迅速に供給できるよう備蓄倉庫等適切な場所に保管しなければならない。

2 乙は、前項の保管場所及び構造等を速やかに甲に報告するものとする。また、保管場所を変更する場合も同様とする。

(防災用資機材の使用)

第6条 甲は、県内に災害が発生した場合等、必要に応じ乙に連絡し防災用資機材を使用するものとする。

2 乙は、甲と協議し防災用資機材を使用することができる。ただし緊急を要する場合は、協議を要しないで使用することができる。この場合は、後日その旨速やかに甲に報告するものとする。

3 乙が防災用資機材を使用する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 地震等の災害発生時において、災害応急対策の用に供する場合

(2) 災害対策訓練等において、資機材の操法等の習熟訓練の用に供する場合

(3) その他甲が特に必要と認めた場合

(報告)

第7条 乙が防災用資機材を使用したときは、その結果を直ちに甲に報告することとする。

2 乙は、毎年4月1日現在の防災用資機材の保管状況を、毎年4月10日までに甲に報告するものとする。

(管理等経費)

第8条 防災用資機材の管理及び乙が使用する場合の経費は、乙の負担とする。

(事故等の報告)

第9条 乙は、防災用資機材の管理、使用に関し、事故、紛失、損壊、汚損又は故障等が発生したときは、遅滞なく、その旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により、防災用資機材を紛失、損壊、汚損又は故障等した場合は、速やかに現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

ただし、第6条第3項第1号により使用する場合を除くものとする。

(備蓄の増強)

第11条 乙は、防災用資機材のほかに災害時に備えた備蓄の増強に努めるものとする。

(協定の解除等)

第12条 防災用資機材の滅失又は目的が達成された場合は、甲及び乙が協議してこの協定を解除することができる。この場合において、残存資機材がある場合は、甲及び乙が協議してその取扱いを定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第14条 この協定は、平成8年3月22日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ額1通を保有する。

平成8年3月22日

甲 千葉県中央区市場町1-1

千葉県

千葉県知事 沼田 武

乙 香取郡多古町多古584

多古町

多古町長 菅澤 重矩

本協定の連絡先

千葉県防災危機管理部

危機管理課災害対策室

TEL 043-223-2191

FAX 043-222-1127

防災電話 500-7313~20

防災FAX 500-7298

別 表

品 名	規 格 等	数 量
簡 易 ト イ レ	ベンクイックS型（8台） ベンクイックW型（2台）	10台
毛 布	避燃毛布（真空パック包装）	800枚
防 水 シ ー ト	寸法3.6m×5.4m ブルー	1,000枚
炊 飯 装 置	組立式煮炊レンジR-2A型	2台
発 電 機	ホンダEM550	2台
テ ン ト	特別仕様	1張

2-4 災害時における避難所等の施設利用に関する覚書

多古町（以下「甲」という。）と千葉県立多古高等学校（以下「乙」という。）とは、多古町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）時において、避難所、避難場所又はヘリコプターの離発着場（以下「避難所等」という。）として、甲が乙の管理する学校施設（以下「施設」という。）を利用すること等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、多古町内で災害発生又は災害の発生する恐れのある場合において、甲が乙の管理する施設を避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用施設の用途）

第2条 甲が次の各号に掲げる用途に利用する施設は、当該各号に定める施設とする。

- (1) 避難所 体育館兼講堂及び屋内運動場附属施設
- (2) 避難場所 運動場、野球場、サッカー場及びソフトボール場
- (3) ヘリコプター離発着場 野球場

2 前項に定めるもののほか、避難所等の利用に付随した乙の学校設備、備品、機器類等を甲が利用する場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（鍵の管理）

第3条 甲は、乙と協議のうえ、避難所等の開設に必要な施設の鍵をあらかじめ複製し、保管するものとする。

（避難所等の開設）

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所等として開設する必要がある場合は、乙に対して解錠を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から施設利用等の要請を受けた場合は、学校運営に支障のない範囲で協力するものとする。

3 甲は、夜間、休日等、乙との連絡が取れない場合は、自らの判断で避難所等を開設できるものとする。

なお、この場合においては、開設後速やかに乙に報告するものとする。

4 乙は、前項の規定にかかわらず必要と認める場合にあっては、自らの判断で避難所等の利用に供するものとする。

なお、この場合においては、開設後速やかに甲に報告するものとする。

（避難所等の閉鎖）

第5条 甲は、避難所等を閉鎖したときは、速やかに施設を原状復旧し、乙に返還するものとする。

（避難所等の管理運営）

第6条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲は、避難所等の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(有効期間)

第8条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この覚書の有効期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの覚書を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

(その他)

第9条 この覚書に定めのない事項、又はこの覚書に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年10月17日

甲 千葉県香取郡多古町多古584番地
多古町
多古町長 菅澤英毅

乙 千葉県香取郡多古町多古3236番地
千葉県立多古高等学校
校長 太田臣一

本協定の連絡先

千葉県立多古高校事務部

TEL 0479-76-2557

FAX 0479-76-4217

2-5 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、多古町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、香取郡多古町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 香取郡多古町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 多古町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年2月14日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 千葉県香取郡多古町多古584番地

多古町

多古町長 菅 澤 英 毅

本協定の連絡先

関東地方整備局企画部防災課

TEL 048-600-1333

FAX 048-600-1376

千葉国道事務所防災情報課

TEL 043-285-0343

FAX 043-285-0346

千葉県県土整備部

河川環境課防災対策室

TEL 043-223-3156

FAX 043-221-1950

防災電話 500-7345

防災FAX 500-7412

2-6 千葉県水道災害相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、千葉県内の水道事業体及び水道用水供給事業体並びに芝山町（以下「事業体等」という。）が、千葉県（以下「県」という。）の調整の下に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 災害が発生した場合の連絡体制は、「千葉県内水道災害時対処要領」の非常時の連絡先（以下「連絡体制」という。）による。

(応援)

第3条 被災事業体等が、他の事業体等の応援を求めようとするときは、法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として連絡体制を通じて県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は被災事業体等からの要請に基づいて応援の調整を行うとともに、他の事業体等に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた事業体等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第4条 被災事業体等が、県に応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により防災ファクス等を用いて要請するものとする。また、被災事業体等の判断により県を通さず応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

(応援の内容)

第5条 事業体等が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資器材の供出

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災事業体等、応援事業体等及び県の協議による。

(緊急連絡管の活用)

第6条 応援給水に当たっては、緊急連絡管の有効活用を図るものとする。なお、当該費用の負担については、当該事業体等の間で協議により定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 事業体は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、その結果を応援物資等調査表（別記第2号、第3号様式）により、毎年4月末日までに県に提出するものとする。

2 県は、前項の応援物資等調査表を取りまとめ整理の上、事業体等に送付するものとする。

(応援体制)

第8条 応援事業体等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援事業体等の名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第9条 被応援事業体等は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍のあつせん、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援事業者等は、資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応急給水、応急復旧、応急復旧用資器材に要する費用は、被応援事業者等が負担する。

(2) 応援事業者等の職員を派遣するに要する経費は、応援事業者等が負担する。

ただし、応援活動に伴う時間外勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当及び旅費については、被応援事業者等の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業者等の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則としてその損害が応援業務中に生じたものについては被応援事業者等が、被応援事業者等への往復途中に生じたものについては、応援事業者等がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係事業者等が協議して定めるものとする。

(協 議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、事業者等を「甲」とし、県を「乙」として本書66通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成7年11月2日

甲

千葉県水道事業管理者

水道局長

土田宏昭

外64機関

乙

千葉県知事

沼田武

本協定の連絡先

千葉県水政課水道事業室

TEL 043-223-2629

FAX 043-222-0046

防災電話 500-7245

防災FAX 500-7239

千葉県水道災害相互応援協定を変更する協定

平成7年11月2日に締結した千葉県水道災害相互応援協定（平成23年3月31日変更、平成24年3月30日変更）の一部を次のように変更する協定を締結する。

第1条を次のように改める。

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害が発生した場合及び水道災害のおそれがある場合において、千葉県内の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに芝山町（以下「事業者等」という。）が、千葉県（以下「県」という。）の調整の下に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

第2条を次のように改める。

第2条 災害が発生した場合及び災害のおそれがある場合の連絡体制は、「千葉県内水道災害時対処要領」の非常時の連絡先（以下「連絡体制」という。）による。

第5条第1項を次のように改める。

第5条 事業者等が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資器材の供出
- (4) 水質検査
- (5) 県、被災事業者等、応援事業者等の間で協議により定める応援活動

別記第1号様式を次のように改める。

(別記第1号様式)

平成 年 月 日

千葉県知事様

(事業者名)

「千葉県水道災害相互応援協定」に係る応援要請について

このことについて、下記により応援を(要請・報告)いたします。

記

1 応援要請内容

応援要請した事業体名 (事後報告のみ記載する)				
被害状況	断水戸数 戸	断水人口 人	その他	
応援内容	事業体への要請	【応急給水】給水車 (t車 台、 t車 台) ポリ容器等 () 応援職員 (人)		
		【応急復旧】資器材 () 応援職員 (監督員 人、配管工 人) 工事業者 (班 人)		
		【その他】		
	県管連への要請※	【応急給水】給水車 (t車 台、 t車 台) ポリ容器等 () 応援職員 (人)		
		【応急復旧】 工事業者 (班 人)		
		【被害調査】 工事業者 (班 人)		
応援期間	日間 (月 日 ~ 月 日)			
応援場所 (集合場所)				
その他の要望及び注意事項				
応急給水用水の確保 (可能 ・ 不可能)				
食糧・宿舎の確保等 ()				

- 2 連絡先 ()
 - 3 連絡方法 ()
 - 4 応援ルートの指定 (案内図を添付すること)
- ※ 日水協千葉県支部と千葉県管工事業者協同組合連合会との協定に基づく工事業者の派遣

この協定は、平成26年10月1日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年9月30日

甲

千葉県水道事業管理者 水道局長	田谷徹郎
千葉市長	熊谷俊人
市原市長	佐久間隆義
松戸市水道事業管理者	山室武
野田市水道事業管理者	斉藤弘美
習志野市企業管理者	本城章次良
柏市水道事業管理者	酒井美一
流山市水道事業管理者	志村誠彦
八千代市事業管理者	小名木伸雄
我孫子市水道事業管理者 水道局長	峯岸幹男
木更津市長	渡辺芳邦
君津市長	鈴木洋邦
富津市長	佐久間清治
袖ヶ浦市長	出口清
成田市長	小泉一成
佐倉市上水道事業管理者	椎名哲
四街道市長	佐渡斉
八街市長	北村新司
酒々井町長	小坂泰久
富里市長	相川堅治

印 西 市 長	板 倉 正 直
白 井 市 町	伊 澤 史 夫
長 門 川 水 道 企 業 団 企 業 長	岡 田 正 市
香 取 市 長	宇 井 成 一
神 崎 町 長	石 橋 揮 一
多 古 町 長	菅 澤 英 毅
銚 子 市 長	越 川 信 一
旭 市 長	明 智 忠 直
東 庄 町 長	岩 田 利 雄
八 咫 水 道 企 業 団 企 業 長	太 田 安 規
山 武 郡 市 広 域 水 道 企 業 団 企 業 長	川 島 伸 也
長 生 郡 市 広 域 市 町 村 圏 組 合 管 理 者	田 中 豊 彦
山 武 市 長	椎 名 千 収
勝 浦 市 長	猿 田 寿 男
鴨 川 市 長	長 谷 川 孝 夫
大 多 喜 町 長	飯 島 勝 美
い す み 市 長	太 田 洋
御 宿 町 長	石 田 義 廣
南 房 総 市 長	石 井 裕
鋸 南 町 長	白 石 治 和
三 芳 水 道 企 業 団 企 業 長	金 丸 謙 一
九 十 九 里 地 域 水 道 企 業 団 企 業 長	志 賀 直 温

北千葉広域水道企業団
企業長 古澤昭彦

東総広域水道企業団
企業長 越川信一

君津広域水道企業団
企業長 渡辺芳邦

印旛郡市広域市町村圏事務組
合 管理者 蕨和男

南房総広域水道企業団
企業長 太田洋

芝山町長 相川勝重

乙

千葉県知事 鈴木栄治

2-7 社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水等の災害に被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の千葉県支部に属する会員（以下「県支部会員」という。）間における相互応援活動及び関東地方支部に属する都県支部（以下「都県支部」という。）間における相互応援活動並びに日本水道協会の他の地方支部（以下「他の地方支部」という。）と関東地方支部との間における相互応援活動に係る千葉県支部の体制に関し必要な事項を定める。

(要請の種類)

第2条 千葉県支部内において災害が発生した場合、当該災害に被災した県支部会員は、次の要請をすることができる。

- (1) 他の県支部会員に対する応援要請
- (2) 都県支部長に対する応援要請
- (3) 他の地方支部長に対する応援要請

(要請方法)

第3条 前条の要請は、千葉県支部長（以下「県支部長」という。）に対して行うものとする。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を県支部長に提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の要請を受けた県支部長は、県支部会員に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、県支部長の要請についてこれを準用する。

4 県支部長は、第1項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、関東地方支部長又は他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

5 県支部長は被災状況等から必要があると認めるときは、第1項の要請を待たずに、県支部会員に対し応援体制を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

(代理)

第4条 県支部長である事業者が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表に掲げる順位により、県支部幹事都市がこの協定における県支部長の事務を代理するものとする。

2 県支部幹事都市は、県支部幹事都市である事業者が被災した場合において、この協定における県支部長の事務を代理させるため、当該代理する事業者をあらかじめ決めておくものとする。

(応援体制)

第5条 県支部会員は県支部長から第3条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した事業者の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力するものとする。

(応援内容)

第6条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援職員の派遣)

第7条 応援の要請を受けた県支部会員は、直ちに応援体制を整え、応援を要請した事業体に協力するものとする。

- 2 応援活動のために派遣する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。
- 3 応援職員は、応援を受ける事業体の指示に従って作業に従事する。
- 4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援職員の受入)

第8条 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、応援を要請した県支部会員は、応援職員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。

(費用負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、原則として、応援を受けた事業体が負担する。ただし、特段の事情がある場合については、応援活動に協力した事業体と応援を受けた事業体が協議して定めることができる。

- 2 応援を受けた事業体が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援活動に協力した事業体が一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部課)

第10条 県支部長及び県支部会員は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(連絡協議会の設置)

第11条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支部長及び県支部幹事都市は、前条の連絡担当者及び連絡担当責任者補助者からなる協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

(関東地方支部及び他の地方支部への応援)

第12条 県支部長が都県支部長間との相互応援活動に関する協定を締結した場合又は関東地方支部長が他の地方支部長間との相互応援活動に関する協定を締結した場合、当該協定に基づき都県支部長又は他の地方支部長から関東地方支部長を通じて県支部長に応援活動の要請があった場合は、この協定に基づく応援活動の例により全面的に協力するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、県支部長及び

県支部幹事都市が協議してこれを定める。

(適用)

第14条 この協定は、平成10年5月18日から適用する。

この協定の成立を証するため、県支部会員を「甲」とし、県支部長を「乙」として本書56通を作成し、県支部長及び各県支部会員記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年5月18日

甲

県支部会員 多古町

外 54 機関

乙

県支部長

本協定の連絡先

千葉県総合企画部

水政課水道事業室

TEL 043-223-2629

FAX 043-222-0046

防災電話 500-7245

防災FAX 500-7239

2-8 八匠水道企業団と多古町との災害時における応急給水の実施に関する協定書

八匠水道企業団（以下「甲」という。）と多古町水道事業（以下「乙」という。）とは、緊急時における応急給水の実施に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時における応急給水を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 応急給水とは、次条に規定する水道施設等から甲及び乙が所有又は指定の給水車等へ給水することをいう。

（応急給水の場所）

第3条 応急給水は、甲及び乙が指定する水道施設等において実施するものとする。

（応急給水の実施）

第4条 甲乙双方の一方において他の一方に応急給水を要請したときは、次の各号に定める場合に実施することができるものとする。

（1）前条に定める水道施設等に応急給水を実施することができる水量がある場合

（2）前号に定めるときのほか甲乙双方が特に認めた場合

（応急給水の要請）

第5条 甲乙双方の一方において他の一方に応急給水を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、口頭、電話又は電信その他の情報通信手段により連絡するものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（1）応急給水を実施する場所

（2）応急給水を実施する期間

（3）前2号に掲げるもののほか応急給水の実施に必要な事項

（応急給水の応諾）

第6条 甲乙双方の一方において他の一方に前条に定める要請があったときは、速やかにその諾否について回答するものとする。

（応急給水の方法）

第7条 応急給水の実施に当たっては、応急給水装置の設置は要請を受けたものが行うものとし、給水には原則として甲乙双方の職員又は甲乙双方が認めた者が立ち会うものとする。

（経費の負担）

第8条 応急給水に要する経費の負担については、その都度、甲乙協議して別に定めるものとする。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定に変更の必要若しくはこの協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年12月1日

甲 匝瑳市生尾10番地
八匠水道企業団
企業長 太田 安規

乙 香取郡多古町多古584番地
多古町水道事業
多古町長 菅澤 英毅

本協定の連絡先

八匠水道企業団総務班

TEL 0479-73-3171

FAX 0479-73-4774

2-9 多古・栗源地区地下水位観測井兼非常時飲用井戸に関する覚書

千葉県が設置する「多古・栗源地区地下水位観測井兼非常時飲用井戸（多古町大門205多古町立久賀小学校敷地内）」の管理運営について、千葉県（以下「甲」という。）と多古町（以下「乙」という。）の間に次のとおり覚書を締結する。

（施設等）

第1条 この覚書によって管理運営する施設及び装置は、（以下「施設等」という。）は、次のとおりとする。

（1）地下水位観測施設

ア 地下水位観測井戸	1井
イ 地下水位観測計器	1式
ウ 上屋	1式

（2）非常時飲料用水源施設

ア ディーゼル発電装置	1式
イ 地下水揚水施設	1式
ウ 飲料水用配管	1式

（甲の義務）

第2条 甲は、定期的に施設等を点検し、損傷または亡失に対しては、速やかに修理又は補てんする。

2 甲は、地盤沈下観測施設については、「千葉県地盤沈下観測、地下水位観測」の一環として管理運営し、観測結果についても、同等の扱いとする。

（乙の義務）

第3条 乙は、非常時飲料用水源施設の管理運営のうち次の項目を実施する。

（1）非常時飲料用水源施設の管理運営

（2）非常時における非常時飲料水源施設の運転

2 管理運転の方法については、甲乙協議のうえ定める。

（費用負担）

第4条 甲は、地盤沈下観測施設の管理運営に係る費用について負担する。

2 甲は、非常時飲料用水源施設の修繕に係る費用について負担する。

3 乙は、非常時飲料用水源施設の運転に係る費用を負担する。

（報告）

第5条 乙は、第3条の運転内容を年度毎に取りまとめ、翌年度に速やかに別紙様式により甲に報告するものとする。

（有効期限）

第6条 この覚書は、締結の日から平成11年3月31日まで効果を有する。ただし、期間満了1か月前の甲又は乙から覚書解除の意思表示がないときは、期間満了の日から起算して引き続き1か年の間効力を有するものとし、以降満了のときも同様とする。

（補足）

第7条 この覚書に定めるもののほか、必要が認められるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成10年2月23日

甲 千葉県
千葉県知事 沼田 武

乙 多古町
多古町長 菅澤 重矩

本協定の連絡先

千葉県環境生活部

水質保全課地質環境対策班

TEL 043-223-3822

TEL 043-222-5991

別紙

地下水（非常用井戸）揚水量報告書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 住所
氏名

施設名称	多古・栗源地区地下水観測井兼非常時飲用井戸（久賀小学校）		
運転年月日	運転時間	揚水量 (m ³)	備 考

2-10 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応急要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、

応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

2 この協定締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書81通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

本協定の連絡先

千葉県防災危機管理部
防災政策課政策班

TEL 043-223-2163

FAX 043-222-5208

2-11 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する実施要領

1. 目的

この要領は、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

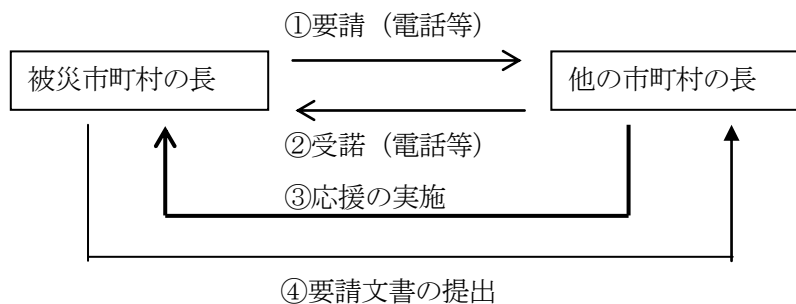
この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象のみでなく、航空機の墜落、列車の衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

3. 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

4. 応援要請の手続き及び応援の実施（協定第3条、第4条）

（1）個別に他の市町村に応援要請する場合（協定第3条第1項、第4条第1項）の手続き等は、以下のとおりとする。



①要 請 被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式1、要領5ページ、以下「応援連絡票」という。）に必要事項を記入の上、その要旨を電話（県防災行政無線電話又はNTT電話）で連絡するとともにファクシミリ（県防災行政無線又はNTT）送信する。

応援連絡表の記入例
記入例1・単独一要請（要領8ページ）

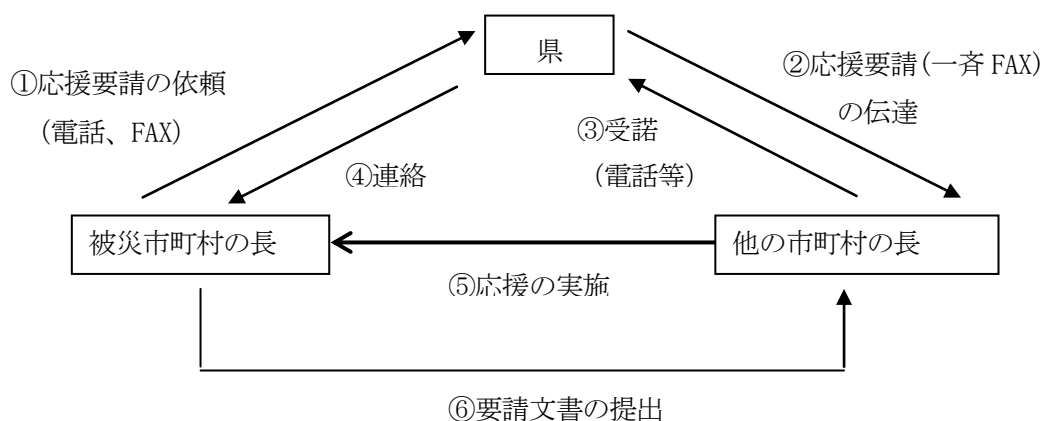
②受 諾 要請を受けた市町村は、受諾の可否を電話（県防災行政無線電話又はNTT電話）で連絡するとともに、受信した応援連絡表の写しに加除訂正を行い、ファクシミリ（県防災行政無線又はNTT）送信する。

応援連絡表の記入例
記入例2・単独一受諾（要領9ページ）

③応援の実施 応援を受諾した市町村は、応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

④要請文書の提出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式3、要領7ページ）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に要請を行った日とする。

(2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第3条第2項、第4条第2項）の手続き等は以下のとおりとする。



①要請の依頼 被災市町村は、応援連絡表（様式1、要領5ページ）に必要事項を記入の上、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防地震防災課）に電話（県防災行政無線電話又はNTT電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はNTT）送信する。

応援連絡表の記入例
記入例3・広域一要請1（要領10ページ）

②応援要請の伝達 県はファクシミリ受信した応援連絡表を県防災行政無線により一斉送信する。原則として、音声一斉とファクシミリ一斉送信を行うこととする。

応援連絡表の記入例
記入例4・広域一要請2（要領11ページ）

- ③受諾の連絡
 市町村
 ↓
 県
- 応援できる市町村は、受信した応援連絡表に加除訂正を行い、その要旨を県(県災害対策本部又は県消防地震防災課)に電話(県防災行政無線又はNTT電話)で連絡するとともに、ファクシミリ(県防災行政無線又はNTT)送信する。

応援連絡表の記入例
 記入例5・広域一受諾(要領12ページ)

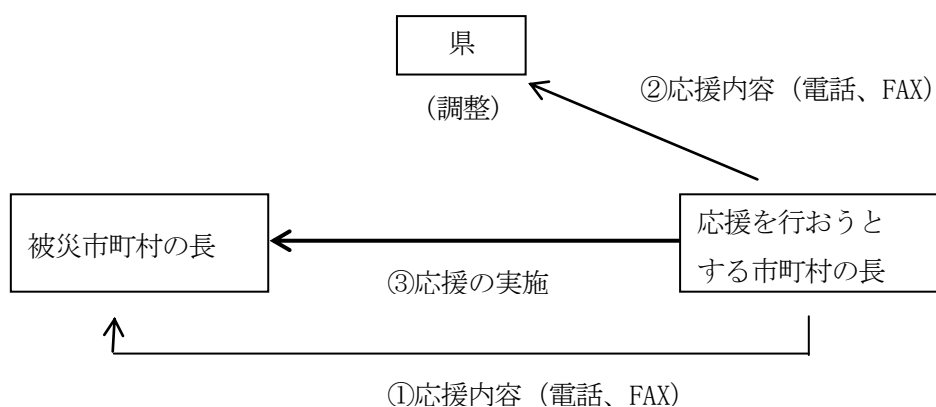
- ④受諾の連絡
 県
 ↓
 要請市町村
- 県は、応援の内容を取りまとめ、必要に応じ調整を行った上、応援を要請した市町村に応援の内容を電話(県防災行政無線電話又はNTT電話)で連絡するとともに、応援連絡票をファクシミリ(県防災行政無線又はNTT)送信する。

- ⑤応援の実施
 県から応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡票に記載した応援受諾内容を実施する。

- ⑥要請文書の
 出
- 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに提出 要請文書(様式3、要領7ページ)を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

5. 自主応援(協定第5条)

自主応援を行う場合の手続き等は以下のとおりとする。



- ①応援内容の連絡
 自主応援をしようとする市町村は、応援連絡表（様式2、要領6ページ）に必要な事項を記入の上、その要旨を被災市町村に電話（県防災行政無線電話又はNTT電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はNTT）送信する。
- ↓
 被災市町村

応援連絡表の記入例
 記入例6・自主応援（要領13ページ）

- ②応援内容の連絡
 自主応援を行うこととなった市町村は、県に応援を行う旨及び応援内容を電話（県防災行政無線電話又はNTT電話）で連絡するとともに、応援連絡表（様式2）をファクシミリ（県防災行政無線又はNTT）送信する。
- ↓
 県
- （県による調整） 県は、救援物資の余剰の発生や緊急輸送路の渋滞などを勘案して必要に応じ調整を行う。

- ③応援の実施 応援連絡表に記載した応援内容を実施する。

6. 情報の交換（協定第8条）

応援が円滑に行われるよう、以下の方法により必要な情報交換を行うものとする。

（1）千葉県総合防災情報システムによる情報交換

ア 「物資管理サブシステム」により管理する次の項目については、平成8年度中に県が情報を初期入力し、その後は、情報の変更に伴い、随時、市町村が各保有端末により情報の更新を行い、常に最新の情報が得られるよう努めるものとする。

- a) 食料、飲料水、生活必需品、これらの供給に必要な資機材
- b) 被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- c) 救難及び救助活動に必要な車両、舟艇等

イ 「支援情報サブシステム」により管理する次の項目については、平成8年度中に県が情報を初期入力し、次年度以降は、県の指定する期限までに各市町村において端末入力又は県に文書を提出し情報の更新を行うこととする。

- a) 公共施設情報
 病院、清掃施設、火葬場等の名称、場所及び電話番号
- b) 避難所情報
 被災者の一時収容のための施設の名称、場所及び電話番号
- c) ヘリコプター臨時離発着場
 救急搬送、物資輸送のためのヘリコプターの臨時離発着場の名称及び住所
- d) 行政職員情報
 職員の職種ごとの人数（市町村役場情報）

e) ボランティア団体情報

ボランティア団体の名称、活動内容、連絡先

(2) その他の方法による情報交換

その他相互応援に必要な情報の交換は、必要に応じ随時行うことができるものとする。

様式1(応援要請)

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	千葉県 連絡者	応援側市町村 連絡者

下記のとおり要請(受諾)します。

記

要請先(応援側)	単独の場合:対象市町村	市(町・村)
① 市町村名等	広域の場合:対象地区	全県・()地区
②要請者職・氏名	市町村長	
③要請日時	平成年月日時分	
④被害の状況		
⑤応援の種類	(協定第2条第 号)	
⑥ 応援の具体的内容 及び所要量等		
⑦ 応援希望(可能) 時期・期間		
⑧応援場所及び経路		
⑨その他必要事項		

様式2 (自主応援)

災害時相互応援連絡表

応援側市町村 連絡者

下記のとおり応援します。

記

①応援者職・氏名	市町村長
②応援日時	平成 年 月 日 時 分
③応援の種類	(協定第2条第 号)
④ 応援の具体的内容 及び所要量等	
⑤ 応援可能 時期・期間	
⑥応援場所及び経路	
⑦その他必要事項	

様式3

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇〇市 (町・村) 長 様

〇〇〇市 (町・村) 長
〇 〇 〇 〇 公 印

災害時における相互応援の要請について (依頼)

災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第3条第1項 (複数の市町村の長に同時に要請する場合は第3条第2項) に基づき、別紙のとおり応援を要請します。

※別紙 災害時相互応援連絡表 (様式1)

記入例1 (単独一要請)

様式1 (応援要請)

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	千葉県 連絡者	応援側市町村 連絡者
A市 防災課 〇〇〇〇 Tel.0000-00-0000		

下記のとおり **要請** (受諾) します。

記

要請先 (応援側)	単独 の場合：対象市町村	B 市 (町・村)
① 市町村名等	広域の場合：対象地区	全県・()地区
②要請者職・氏名	A 市 町 村 長 □□□□	
③要請日時	平成99年9月9日 9時9分	
④被害の状況	○月×日に、a地区に発生した地震により、@地区に土砂崩れが発生し、 現在地区住民が避難所生活を送っている。	
⑤応援の種類	食料及び生活必需品の提供 (協定第2条第1号)	
⑥ 応援の具体的内容 及び所要量等	x x x x 1, 000セット y y y y 500食 z z z z 若干	
⑦ 応援希望 (可能) 時期・期間	要請から2日以内	
⑧応援場所及び経路	場所：市立◇◇中学校 (A市 s s s 0000番地) Tel.0000-00-0000 経路：国道◎◎号経由 (別途地図送付)	
⑨その他必要事項		

記入例2 (単独一受諾)

様式1 (応援要請)

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	千葉県 連絡者	応援側市町村 連絡者
A市 防災課 〇〇〇〇 Tel.0000-00-0000		B市 防災課 〇〇〇〇 Tel.8888-88-8888

下記のとおり **要請** (**受諾**) します。

記

要請先(応援側)	単独 の場合:対象市町村	B 市(町・村)
① 市町村名等	広域の場合:対象地区	全県・()地区
②要請者職・氏名	A 市 町 村 長 □ □ □ □	
③要請日時	平成99年99月99日 99時99分	
④被害の状況	○月×日に、a地区に発生した地震により、@地区に土砂崩れが発生し、現在地区住民が避難所生活を送っている。	
⑤応援の種類	食料及び生活必需品の提供 (協定第2条第1号)	
⑥ 応援の具体的内容及び所要量等	x x x x y y y y z z z z	1,000セット 500食 若干 800セット 300個
⑦ 応援希望(可能)時期・期間	要請から2日以内	
⑧ 応援場所及び経路	場所:市立◇◇中学校(A市 s s s 0000番地)Tel.0000-00-0000 経路:国道◎◎号経由 (別途地図送付)	
⑨その他必要事項	出荷日時は、後刻報告します。	

記入例3 (広域一要請1 <要請市町村⇒県>)

様式1 (応援要請)

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	千葉県 連絡者	応援側市町村 連絡者
C町 総務課 〇〇〇〇 Tel.0000-00-0000		

下記のとおり (要請) (受諾) します。

記

要請先(応援側)	単独の場合:対象市町村	市(町・村)
① 市町村名等	(広域)の場合:対象地区	(全県) ・ () 地区
②要請者職・氏名	C 市町村長 □□□□	
③要請日時	平成88年88月88日 88時88分	
④被害の状況	〇月×日に、c地区に発生した地震により、町内全域で被害が発生し、現在町内〇箇所の避難所において、約0,000人の町民が避難所生活を送っている。	
⑤応援の種類	食料及び生活必需品等の提供 (協定第2条第1号)	
⑥ 応援の具体的内容及び所要量等	x x x x 1,000セット y y y y 3,000食 z z z z 2,000個	
⑦ 応援希望(可能)時期・期間	要請から3日以内	
⑧ 応援場所及び経路	場所:◇◇◇センター(C町 s s s 0000番地) Tel.0000-00-0000 経路:国道◎◎号経由(別途地図送付)	
⑨その他必要事項	ヘリコプターによる空輸可能(緊急離発着場▽▽▽▽)	

記入例4 (広域一要請2 <県⇒他の市町村>)

様式1 (応援要請)

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	千葉県 連絡者	応援側市町村 連絡者
C町 総務課 〇〇〇〇 Tel.0000-00-0000	消防地震防災課 〇〇〇〇 Tel.0000-00-0000	

下記のとおり (要請) (受諾) します。

記

要請先(応援側)	単独の場合:対象市町村	市(町・村)
① 市町村名等	(広域)の場合:対象地区	(全県) ・ ()地区
②要請者職・氏名	C 市町村長 □□□□	
③要請日時	平成88年88月88日 88時88分	
④被害の状況	〇月×日に、c地区に発生した地震により、町内全域で被害が発生し、現在町内〇箇所の避難所において、約0,000人の町民が避難所生活を送っている。	
⑤応援の種類	食料及び生活必需品等の提供 (協定第2条第1号)	
⑥ 応援の具体的内容 及び所要量等	x x x x 1,000セット y y y y 3,000食 z z z z 2,000個	
⑦ 応援希望(可能) 時期・期間	要請から3日以内	
⑧応援場所及び経路	場所:◇◇◇センター (C町 s s s 0000番地) Tel.0000-00-0000 経路:国道◎◎号経由 (別途地図送付)	
⑨その他必要事項	ヘリコプターによる空輸可能 (緊急離発着場▽▽▽▽)	

記入例5 (広域一受諾)

様式1 (応援要請)

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	千葉県 連絡者	応援側市町村 連絡者
C町 総務課 〇〇〇〇 Tel.0000-00-0000	消防地震防災課 〇〇〇〇 Tel.0000-00-0000	D市 防災課 〇〇〇〇 Tel.9999-99-9999

下記のとおり (要請) (受諾) します。

記

要請先(応援側)	単独の場合:対象市町村	市(町・村)
① 市町村名等	(広域)の場合:対象地区	(全県) ・ () 地区
②要請者職・氏名	C 市町村長 □□□□	
③要請日時	平成88年88月88日 88時88分	
④被害の状況	〇月×日に、c地区に発生した地震により、町内全域で被害が発生し、現在町内〇箇所の避難所において、約0,000人の町民が避難所生活を送っている。	
⑤応援の種類	食料及び生活必需品等の提供 (協定第2条第1号)	
⑥ 応援の具体的内容 及び所要量等	x x x x 1,000セット y y y y 3,000食 z z z z 2,000個	可能数量 1,000セット 1,000食 0個
⑦ 応援希望(可能) 時期・期間	要請から3日以内	可能時期 ×月×日×時 までに搬出可能
⑧ 応援場所及び経路	場所:◇◇◇センター(C町 s s s 0000番地) Tel.0000-00-0000 経路:国道◎◎号経由(別途地図送付)	
⑨ その他必要事項	ヘリコプターによる空輸可能(緊急離発着場▽▽▽▽) 陸上輸送によりたい。	

記入例6 (自主応援)

様式2 (自主応援)

災害時相互応援連絡表

応援側市町村 連絡者
B町 総務課 ○○○○ Tel0000-00-0000

下記のとおり応援します。

記

①応援者職・氏名	B 市 町 村 長
②応援日時	平成99年9月9日 99時99分
③応援の種類	食料及び飲料水の提供 (協定第2条第 1号) 避難所の提供 (協定第2条第 5号)
④ 応援の具体的内容 及び所要量等	食料、飲料水 x x x x 500セット y y y y 300食 z z z z 300個 避難所 住所 B町○○99-99 施設名 ○○公民館 収容可能人員 50人
⑤ 応援可能 時期・期間	食料・飲料水 即時可能 避難所 ○○月○○日から約1か月
⑥応援場所及び経路	貴市の希望する場所 貴市の指定する経路
⑦その他必要事項	希望数量、希望場所、希望経路を指定されたい。

2-12 大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、台風等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、個々の市町村では対応が困難な場合において、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し、千葉県（以下「甲」という。）が社団法人千葉県環境保全センター（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について、被災市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

2 乙は甲の要請に基づき、速やかに支援協力計画を作成する。

(協力要請の手続き)

第3条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- (1) 市町村等名
- (2) 協力内容
- (3) その他の必要な事項

(災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の実施)

第4条 乙は甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、市町村等が実施する災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 迅速な対応により、公衆衛生の確保に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に円滑な協力を得られるように、乙に被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供する。

2 乙は、災害発生時においては、災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(実施報告)

第6条 乙は、災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ通知するものとする。

- (1) 市町村等名
- (2) 実施内容

(3) その他必要な事項

(経費負担)

第7条 支援協力は無償で行うものとし、第2条の要請に基づき実施した災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に要する一切の経費負担を求めないものとする。

(損害賠償)

第8条 第2条の要請により災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に従事した者がそのため死亡し、負傷し、又は疫病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

(し尿処理施設等)

第9条 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な処理場については、原則として被災市町村等で指示するものとし、必要に応じて甲が調整を行う。

(連絡窓口)

第10条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては千葉県環境生活部資源循環推進課とし、乙においては社団法人千葉県環境保全センター事務局とする。

(会員の状況等の報告)

第11条 乙は、本協定に係る会員の人員、車両、資機材等を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙とで協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通保有するものとする。

平成19年8月3日

甲 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事

壹本悦子

乙 千葉市中央区中央港1丁目11番地1号
社団法人 千葉県環境保全センター
理事長

中山 赫

本協定の連絡先
千葉県環境生活部
循環型社会推進課資源循環企画室
TEL 043-223-2645
FAX 043-221-3970
防災電話 500-7264

大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の
収集運搬に関する協定の運用について

平成19年8月3日

千葉県環境生活部資源循環推進課

社団法人千葉県環境保全センター

- 1 第1条にいう「災害」とは、環境事務次官からの通達「災害廃棄物処理事業費の国庫補助について」（平成13年4月24日付け環廃対第175号）における「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な天然現象により生ずる災害」をいい、大規模災害とすべき災害の程度は、災害救助法施行令第1条で定める程度の災害とする。なお、甲が乙に協力を要請するに当たっては、被害のより深刻な市町村を優先するものとし、被災状況の比較は、建物等の倒壊件数、滅失件数の多少等により甲が判断するものとする。
- 2 第1条にいう「収集運搬」とは、災害時のし尿及び浄化槽汚泥をし尿処理施設等に搬入することをいう。
- 3 第2条第1項にいう「被災市町村等」とは、原則として県内の被災市町村等をいう。ただし、県外の災害において、県消防地震防災課などを通じて他県などから甲に収集運搬の協力要請がある場合、乙の同意を得ることにより、県外を含めることができることとする。
- 4 第2条第1項で市町村等が県に協力を要請する場合、様式1により行う。
- 5 第3条の「協力要請の手続き」に係る文書通知は、様式2のとおりとする。
- 6 第4条第2項にいう「迅速な対応」とは、甲が発行する災害廃棄物の収集運搬車両であることを証する書面（別紙1）を車両に携帯し、速やかに被災地へ救援に行くことをいう。
（上記書面は災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき公安委員会が指定した緊急通行路の通行に必要な知事又は公安委員会による確認証明書とは異なるので、必ず現場警察官の指示に従うこと。）
- 7 第5条の「情報の提供」に係る乙から甲への報告は、様式3により行う。
- 8 第6条の「実施報告」に係る乙から甲への報告は、様式4により行う。
- 9 第7条にいう「無償」の範囲は、必要な人員、車両、資機材等にかかる費用をいう。
（なお、「無償」による支援協力であっても、乙、被災市町村等及び実際に支援協力を行う事業所において、別紙2を参考に委託契約を締結すること。災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は積卸しを行う区域を管轄する市町村の委託を受けることにより、当該市町村における一般廃棄物の収集・運搬業の許可がなくても可能となる。
〈廃棄物処理法施行規則第2条〉）

- 10 第9条にいう「必要に応じて甲が調整を行う」とは、甲が市町村等のし尿処理施設等の確保状況の把握に努め、被災市町村等及び乙に情報提供などを行うことをいう。
- 11 第10条の「連絡窓口」は、様式5のとおりとする。
- 12 第11条の「会員の状況等の報告」に係る乙から甲への報告は、様式6により行う。

(大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定)

様式1

災害時協力要請連絡表（し尿等収集運搬）

市町村等 連絡者	千葉県 連絡者

下記のとおり要請します。

記

①要請者職・氏名	市 町 村 長
②要請日時	
③被害の状況	
④応援の種類	
⑤応援の具体的内容 及び所要量等	
⑥応援希望（可能） 時期・期間	
⑦応援場所及び経路	
⑧その他必要事項	

(大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定)

様式1

災害時協力要請連絡表（し尿等収集運搬）

記載例	市町村等 連絡者	千葉県 連絡者
	〇〇市環境課 副主査 〇〇 〇 電話 000-000-0000 FAX 000-000-0000	(県で記入)

下記のとおり要請します。

記

①要請者職・氏名	〇〇市 町 村 長 〇〇 〇〇
②要請日時	平成〇年 〇月 〇日
③被害の状況	水害による床上浸水家屋〇〇棟 市内5箇所の避難所で〇〇人が避難中
④応援の種類	①市内5箇所の各避難所の仮設トイレにたまったし尿（浄化槽汚泥）の収集を要請する。 (1箇所あたり〇〇人×排出原単位=約〇〇リットル)
⑤応援の具体的内容及び所要量等	②市内のし尿処理施設は破損しており、処分（搬入先）についても支援を要請する。
⑥応援希望（可能）時期・期間	平成〇年 〇月 〇日 ~ 10日間ほど (避難所生活の延長に伴い、要請の期間延長の可能性あり)
⑦応援場所及び経路	市内5箇所の避難所 ① 〇〇小学校（〇〇町〇丁目〇番） ② 〇〇公民館（〇〇町〇丁目〇番） ③ ④ ⑤ 県道〇号線は通行止めのため、迂回してください。
⑧その他必要事項	処理先：〇〇し尿処理場 (し尿処理について、災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定に基づき応援要請中)

大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定に係る協力要請書

社団法人千葉県環境保全センター
理事長 様

千葉県知事 印

大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

1 被災状況	
2 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行う地域	
3 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の具体的内容	
4 し尿処理施設等の位置及び図面	
5 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行う期間	
6 その他	
7 県担当者	

大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定に係る
協力可能な会員の状況報告書

千葉県知事

様

社団法人千葉県環境保全センター

理事長

印

大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定第5条第2項の規定により、次のとおり報告します。

会員名	所在地	連絡先 電話番号	備考（協力可能台数、許可・委託を受けた市町村等）

記載担当者

職・氏名

電話番号 043-245-4222 FAX 番号 043-245-4223

e-mail

大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定に係る協力実施報告書

千葉県知事

様

社団法人千葉県環境保全センター

理事長

印

大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定第6条の規定により、次のとおり報告します。

1 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行った地域	
2 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の具体的な内容	
3 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に要した人員、車両、資機材等の種類、数量等	
4 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に要した期間	
5 その他	
6 記載担当者	職・氏名 電話番号 FAX 番号 e-mail

添付資料①災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の実施場所が特定できる地図、図面

②その他災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の実施状況が確認できる資料
(実施状況を写した写真など)

大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定に係る連絡体制

大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定を円滑に遂行するための連絡担当者を、次のとおり置く。

千葉県環境生活部資源循環推進課
担当者職・氏名 事業推進室
電話 043-223-2760 FAX 043-221-3970
メール e-haiki@mz.pref.chiba.lg.jp

社団法人千葉県環境保全センター事務局
担当者職・氏名
電話 043-245-4222 FAX 043-245-4223
メール kankyojr@alles.or.jp

各センター員

(別紙一覧表)

各市町村廃棄物担当課

(別紙一覧表)

大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定に係るセンター会員の状況等報告書

千葉県知事

様

社団法人千葉県環境保全センター

理事長

印

大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定第11条の規定により、次のとおり報告します。

会員名	所在地	連絡先 電話番号	備考（協力可能台数、許可・委託を受けた市町村等）

記載担当者

職・氏名 _____

電話番号 043-245-4222 FAX 番号 043-245-4223

e-mail _____

第1900001号

別紙

災害廃棄物収集運搬 支援車両証明書

発行日 平成19年〇月〇日

千葉県環境生活部資源循環推進課長

印

委託契約書（例）

- 1 件 名 大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する業務委託
2 場 所 （被災市町村等）
3 期 間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

上記の委託契約について〇〇〇市町村（以下「甲」という。）と社団法人千葉県環境保全センター（以下「乙」という。）及び△△△事業所（以下「丙」という。）は、千葉県と乙が締結した「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

- 第1条 甲は大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する業務を乙及び丙に委託し、乙及び丙はこれを受託するものとする。
第2条 乙及び丙は、本契約の履行に必要な人員、車両、資機材等にかかる費用を甲に請求しない。
第3条 乙は甲の要請を受けて速やかに必要な人員、車両、資機材等を調達し、災害復旧に必要な体制を組み、可能な限り協力するものとする。
第4条 丙は乙の指示に従い、第1条に定める業務を実施するものとする。
第5条 甲は災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に円滑な協力を得られるように、乙に被災状況、復旧状況その他必要な状況を提供する。
第6条 乙は災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を実施したときはその業務内容を甲へ通知するものとする。
第7条 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な処理場については、甲が乙に指示するものとする。また、乙は甲からの指示後ただちに丙に指示するものとする。
第8条 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務を円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置く。

_____（被災市町村） _____
社団法人千葉県環境保全センター 専務理事
_____（協力事業所） _____

- 第9条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書3通を作成し、三者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

（甲） 【市町村または一部事務組合】

（乙） 千葉市中央区中央港1-11-1
社団法人千葉県環境保全センター
理事長

（丙） 【協力事業所】

【市町村等に留意していただきたい事項】

- 乙（社団法人千葉県環境保全センター）及び乙所属の協力事業者と収集運搬の委託契約を締結してください。なお、垂託契約書（例）は別紙2のとおりです。
- 処理施設については、原則として被災市町村等の指示によることとなりますので、県への支援要請時に、様式1（応援要請）⑧その他必要事項欄に処理施設名を記入してください。（被災等により他市町村等に処理の援助をお願いする場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定に基づき応援要請中」などと記してください。）
- 「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他市町村等に援助を求めるに当たっては、細目協定第8条の規定により、委託契約を締結するとともに、地方自治法第252条の14、15に基づく手続きが必要です。
- 被災市町村が、無許可の民間業者に処分を行わせる場合、通常時と同様に委託契約を締結してください。（廃棄物処理法第7条第6項ただし書、同法施行規則第2条の3第1号）

2-13 災害時における相互援助協定

(協定の目的)

第1条 この協定は、青森県田子町又は千葉県多古町（以下「両自治体」という。）のいずれか一方において、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、両自治体が相互に協力することで、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、もって被災地の早期復興を図ることを目的とする。

(援助の種類等)

第2条 この協定による援助の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

(1) 物的援助

- ①食料品
- ②生活必需品
- ③応急対策用資機材
- ④医療品

(2) 人的援助

- ①職員の派遣
- ②ボランティアのあっせん

(3) その他要請のあった事項

(援助の要請)

第3条 両自治体のいずれかが災害により被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資機材、人員等に不足をきたす場合、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして、文書により援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 必要とする援助の種類

(3) 必要とする援助の具体的内容及び必要量

(4) 援助を希望する期間

(5) 援助物資の輸送先又は派遣職員等の参集場所

(6) 前号に係る輸送又は旅行経路

(援助の実施)

第4条 援助自治体は、前条の規定により援助要請を受けた時は、被災自治体に援助の種類等を連絡し、直ちに援助を実施するものとする。ただし、特別な事情により援助の実施が出来ない場合は、その旨を回答するものとする。

(経費の負担)

第5条 援助自治体が援助に要した経費は、原則として被災自治体が負担するものとする。

2 被災自治体において、前項の規定による負担をするいとまがない場合、援助自治体は、当該経費を一時繰替支弁し、災害復旧後、速やかに清算するものとする。

(災害補償等)

第6条 援助自治体が派遣した職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

(情報交換等)

第7条 両自治体は、この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、平時から援助に必要な情報交換を行うとともに、応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに両自治体のうちいずれからも意思表示がない場合は、更に3年間延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、両自治体協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両自治体それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年6月11日

青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平81番地
青森県田子町
田子町長

千葉県香取郡多古町多古584番地
千葉県多古町
多古町長

参考様式

年 月 日

災害援助要請書

(援助自治体の長) 様

(被災自治体の長)

災害時における相互援助協定第3条の規定により、次のとおり援助を要請します。

被害の状況				
援助の種類等	物的援助	内容	品名	数量
		①食料品 ②生活必需品 ③資機材 ④医療品 ⑤その他		
	人的援助	内容	職種	人数
		①職員の派遣 ②ボランティア		
その他				
希望期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()			
物資輸送先 又は 派遣参集場所				
参考経路				
連絡先	(所属・職・氏名) (電話番号)			
備考				

(連絡先)

連絡先			連絡責任者	連絡担当者
田子町	総務課	(TEL) 0179-32-3111 (FAX) 0179-32-4294 (衛星電話) 080-2807-4064 (衛星 FAX) -	課長	主幹
多古町	総務課	(TEL) 0479-76-2611 (FAX) 0479-76-7144 (衛星電話) 012-347-721 (衛星 FAX) 012-347-722	課長	係長

2-14 災害時における相互援助協定

(協定の目的)

第1条 この協定は、埼玉県神川町又は千葉県多古町（以下「両自治体」という。）のいずれか一方において、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、両自治体が相互に協力することで、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、もって被災地の早期復興を図ることを目的とする。

(援助の種類等)

第2条 この協定による援助の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

(1) 物的援助

- ①食料品の提供
- ②生活必需品の提供
- ③応急対策用資機材の提供

(2) 人的援助

- ①職員の派遣
- ②ボランティアのあっせん

(3) 被災者等受入れ

- ①被災者の一時収容のための施設の提供
- ②被災傷病者の受入れ

(4) その他要請のあった事項

(援助の要請)

第3条 両自治体のいずれかが災害により被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資機材、人員等に不足をきたす場合、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして、文書により援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 必要とする援助の種類

(3) 必要とする援助の具体的内容及び必要量

(4) 援助を希望する期間

(5) 援助物資の輸送先又は派遣職員等の参集場所

(6) 前号に係る輸送又は旅行経路

(援助の実施)

第4条 援助自治体は、前条の規定により援助要請を受けた時は、被災自治体に援助の種類等を連絡し、直ちに援助を実施するものとする。ただし、特別な事情により援助の実施が出来ない場合は、その旨を回答するものとする。

(経費の負担)

第5条 援助自治体が援助に要した経費は、原則として被災自治体が負担するものとする。

2 被災自治体において、前項の規定による負担をするいとまがない場合、援助自治体は、当該経費を一時繰替支弁し、災害復旧後、速やかに清算するものとする。

(災害補償等)

第6条 援助自治体の派遣職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

2 派遣職員が公務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災自治体への往復途上に生じたもの除き、被災自治体はその賠償をする。

(情報交換等)

第7条 両自治体は、この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、平時から援助に必要な情報交換を行うとともに、応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに両自治体のうちいずれからも意思表示がない場合は、更に3年間延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、両自治体協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両自治体それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年10月23日

埼玉県児玉郡神川町大字植竹 909 番地

埼玉県神川町

神川町長 清水 雅之

千葉県香取郡多古町多古 584 番地

千葉県多古町

多古町長 菅澤 英毅

参考様式

年 月 日

災害援助要請書

(援助自治体の長) 様

(被災自治体の長)

災害時における相互援助協定第3条の規定により、次のとおり援助を要請します。

被害の状況				
援助の種類等	物的援助	内容	品名	数量
		①食料品 ②生活必需品 ③資機材		
	人的援助	内容	職種	人数
		①職員の派遣 ②ボランティア		
	被災者等 受入れ	内容		人数
①被災者の一時収容 ②被災傷病者の受入れ				
その他				
希望期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()			
物資輸送先 又は 派遣参集場所				
参考経路				
連絡先	(所属・職・氏名) (電話番号)			
備考				

(連絡先)

連絡先			連絡責任者	連絡担当者
神川町	防災環境課	(TEL) 0495-77-2124 (FAX) 0495-77-3915 (衛星電話) 011-383-4-261 (衛星 FAX) 011-383-299	課長	担当者
多古町	総務課	(TEL) 0479-76-2611 (FAX) 0479-76-7144 (衛星電話) 012-347-721 (衛星 FAX) 012-347-722	課長	担当者

3. 民間団体との協力協定等

3-1 地域貢献型電柱看板に関する協定

多古町（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社千葉総支社（以下「乙」という。）とは、多古町内における地域貢献型電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多古町内において乙が行う看板の掲出に際して、地域の暮らしの安全に貢献する表示を一体的に行うことにより、安心安全のまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看板 乙の実施している広告事業のうち、電柱へ設置する看板(巻広告)に、民間企業などの広告と併せて、災害発生時の避難場所等の案内、交通安全、又は防犯等に関する表示を行うものをいう。
- (2) 広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- (3) 看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- (4) 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- (5) 避難場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 看板に表示する内容の仕様は、避難場所等の案内表示にあつては、看板掲出場所が属する地区の避難場所等を表示することを原則とする。なお、看板掲出場所の状況に応じて、交通安全や防犯等に関する表示とすることができるものとする。

（広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗の反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治性のあるもの。
- (4) 宗教性のあるもの。
- (5) 社会問題についての主義主張。
- (6) 個人の名刺広告。
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの。
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。
- (9) その他、広告媒体の掲載する広告として不相当であると甲が認めるもの。

(経費等)

第7条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成27年10月8日

甲 千葉県香取郡多古町多古584番地
多古町
多古町長 菅 澤 英 毅

乙 千葉県千葉市中央区新田町36番15
東電タウンプランニング株式会社 千葉総支社
千葉総支社長 轟 和 夫

本協定の連絡先

千葉総支社電柱広告部

TEL 0120-78-5059

TEL 043-370-1700

FAX 043-370-1702

3-2 災害時における緊急輸送事業等の支援協力に関する協定書

多古町（以下「甲」という。）と千葉県トラック協会香取支部（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急輸送等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他の災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）において、緊急輸送等に関し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができない場合に、乙の支援協力が迅速かつ円滑に行うことを目的として、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力の実施）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認める時は、輸送用車両及び運転者（以下「車両等」という。）の提供について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

（協力の要請）

第3条 前条の協力は、次に掲げる事項を記載した文書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に送付するものとする。

- （1）要請の内容
- （2）車両等の数量
- （3）協力を要請する期間
- （4）輸送する物資とその数量及び輸送区間
- （5）その他、要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は、前条による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、第2条の協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の協力をした時は、次に掲げる事項を記載した文書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1）車両等の数量
- （2）当該作業に従事した者の氏名及び住所
- （3）輸送する物資とその数量及び輸送区間
- （4）要請内容に対する履行期間
- （5）その他、甲が乙に指示し事項

（経費の負担）

第6条 甲は、前条による報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した次の各号に掲げる経費について、甲が負担するものとする。

- （1）乙が提供した車両等の運賃及び料金
- （2）輸送の実施に係わる高速道路等有料道路の通行料金および有料駐車場の料金

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 乙が提供した車両等の運賃および料金は、災害の発生直前における関東運輸局の許可に基づく基準運賃によるものとする。

(賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、業務に従事する車両等に損害を与え、または滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務を実施中に、乙の責に帰すべき事由により、同伴者または第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、乙は、事故発生後、速やかに甲に報告しなければならない。

(支援体制の整備)

第11条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡先等確認)

第12条 応急復旧活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲、乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第13条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第14条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第15条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第17条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成20年3月31日までとする。
ただし、期間満了2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない時は、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年8月16日

甲 千葉県香取郡多古町多古584番地
多古町
町長 菅澤英毅

乙 千葉県香取郡多古町南中1593番地
千葉県トラック協会香取支部
支部長 飯田功

本協定の連絡先 事務局 ((株)飯田丸運送内) TEL 0479-79-3088 FAX 0479-79-3880
--

第1号様式

年 月 日

災 害 時 に お け る 協 力 要 請 書

千葉県トラック協会香取支部
支部長 様

多古町長

災害時における緊急輸送等の支援協力に関する協定第3条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要 請 内 容	
車 両 等 の 数 量	
要 請 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
輸 送 物 資	
輸 送 区 間	
担 当 部 課 氏名・電話番号	部 課 電話番号 ()
連 絡 日 時	年 月 日 () 時 分
備 考	

第2号様式

年 月 日

災害時における要請業務実績報告書

(あて先) 多古町長

千葉県トラック協会香取支部
支部長

災害時における緊急輸送等の支援協力に関する協定第5条の規定により、次のとおり要請業務の実績を報告します。

業 務 内 容			
輸 送 区 間	人 回	総走行距離	k m
業 務 従 事 者	(住所) (氏名)		
輸送物資・数量			
履 行 の 期 間	年 月 日～	年 月 日	日間
その他の業務			

【添付書類】 実績内訳書

3-3 災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書

多古町（以下「甲」という。）と千葉県エルピーガス協会香取支部（以下「乙」という。）とは、多古町域に地震、火災、風水害等の災害が発生し、多古町災害対策本部が設置され「応急生活物資等」が必要になった場合、その供給に関する協力事項について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多古町内における大規模災害の発生を想定し、甲並びに町民等が必要とする応急生活物資等の供給について、事前に協定を締結することによって、甲の災害対応活動並びに町民生活の安定確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「応急生活物資等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) カセットコンロ
- (2) カセットコンロ用ガスボンベ
- (3) 液化石油ガス
- (4) その他甲が必要と認める物資で、乙の対応が可能な物

（協力要請）

第3条 甲は、多古町内に災害が発生した場合において、応急生活物資等を必要とするときは、乙に対し、応急生活物資等の供給を要請することができる。

（応急生活物資等の供給）

第4条 乙は、前条の規定により、甲から応急生活物資等の供給協力の要請を受けたときは、甲の指定する場所へ応急生活物資等の供給を行うよう努めるものとする。

2 前項に掲げる要請については、原則として文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する余裕のない場合は、口頭またはその他の手段で行うことができるものとする。この場合において、甲は、乙に対し事後速やかに文書を提出し、要請の事実を明らかにするものとする。

（供給体制の確立維持）

第5条 乙は、本協定に基づく応急生活物資等の供給体制を確保するため、平常時にいても、数量を確保し、大規模災害の発生に備えるものとする。

- (1) カセットコンロ
- (2) カセットコンロ用ガスボンベ
- (3) 液化石油ガス
- (4) その他

（応急生活物資等の運搬）

第6条 本協定に基づく応急生活物資等の運搬については、乙の指定するものが行うものとする。ただし、輸送については、緊急自動車扱いとするよう甲が配慮するものとする。

（費用負担・支払い等）

第7条 第4条の規定により乙が供給した応急生活物資等にかかる費用は、甲が負担するものとする。ただし、費用の支弁時期については、甲の災害対応状況から甲の判断により適当な時期に行うこととし、その価格については乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生時直前の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項に基づく費用の請求並びに支払い等事務手続きについては、甲が別に定める所定の様式により行うものとする。

3 前条に基づく応急生活物資等の運搬に係る経費については、乙の負担とする。

(補則)

第8条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から3ヵ年とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲・乙のいずれかから何らかの意思表示がない限り、自動的に継続するものとする。

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(附則)

1 この協定は、平成19年8月16日から施行するものとする。

2 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年 8月16日

甲 千葉県香取郡多古町多古584番地
多古町
多古町長 菅 澤 英 毅

乙 千葉県香取市佐原イ458
千葉県LPガス協会香取支部
支部長 大 竹 且 郎

本協定の連絡先

事務局（香取市立原ハウジング内）

TEL 0478-55-1889

多古支部（油屋本店）

TEL 0479-76-2105

3-4 災害時における物資供給に関する協定書

多古町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月1日

甲 千葉県香取郡多古町多古584番地
多古町長 菅 澤 英 毅

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

本協定の連絡先

事務局

TEL 025-371-4185

FAX 025-371-4151

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主 な 品 種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

3-5 災害時における物資供給に関する協定書

多古町（以下「甲」という。）とデンカポリマー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、多古町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るため、物資供給の協力に必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資は、食事用容器のほか乙の生産するプラスチック軽量食品容器（「以下「容器」という。」とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、容器の種別、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 千葉県香取郡多古町多古584番地
多古町長 菅 澤 英 毅

乙 東京都江東区木場5-12-8
デンカポリマー株式会社
代表取締役社長 坂 本 剛

本協定の連絡先 デンカポリマー株式会社香取工場 TEL 0479-76-7777
--

3-6 災害用飲料水等の供給協力に関する協定書

多古町（以下、「甲」という。）と利根コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時に必要な飲料水等の供給協力に関し、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が管轄する行政区域内において災害が発生し、又はその恐れがある場合において、甲に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）が設置され、災害対策本部から乙に飲料水等の供給要請があったとき、乙は協力するものとし、その協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（備蓄用飲料水の無償提供）

第2条 乙は、甲に対して、甲が管理する施設内に、乙所有に係る情報提供・災害対応型自動販売機（以下、「自販機」という。）を設置するにあたり、飲料水（以下、「備蓄用飲料水」という。）を無償提供する。

2 備蓄用飲料水の規格については、別表1のとおりとする。

3 乙は、前項により無償提供した備蓄用飲料水の賞味期限が切れる1箇月前までに、別表1に掲げる備蓄用飲料水を無償提供するものとし、従前の備蓄用飲料水については、甲の責任において処分する。

4 乙は、甲乙立会いのもと、甲の指定する場所に備蓄用飲料水を納入するものとする。

5 甲は、前項の納入を確認した証として、備蓄用飲料水受領書（別記第1号様式）を乙に交付する。

（自販機の設置）

第3条 自販機の設置場所は、別表2のとおりとし、設置にあたっては、甲の指示によるものとする。

2 乙が自販機の所有権を有することの証として、乙は、自販機に「利根ナンバープレート」を取り付けるものとする。

（自販機の庫内飲料水の供給）

第4条 乙は、甲に対して、前条により設置した自販機内の在庫商品に限り、無償供給する。

2 甲は、乙に庫内飲料水の供給要請をするときは、乙に対し庫内飲料水の供給要請書（別記第2号様式。以下、「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、別表3に掲げる緊急時の連絡先に対し電話等で要請する事ができるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、甲に庫内飲料水の供給を決定したときは、甲に庫内飲料水の供給承諾書（別記第3号様式。以下、「承諾書」という。）により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、別表3に掲げる緊急時の連絡先に対し電話等で通知する事ができるものとし、事後、速やかに承諾書を通知するものとする。

（施設使用料）

第5条 甲は、乙に対し、施設使用料は免除とするが、乙は、甲に対し、設置した自販機に係る電気料金相当額を支払うものとし、金額、支払い方法等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(自販機の管理・保守等)

第6条 乙は、自販機の商品の補充・販売業務及び売上金・ゴミの回収業務並びに管理・保守業務等の業務を行なうものとする。

- 2 前項の業務に対して、利用者から苦情があった場合は、乙の責任において対処するものとする。
- 3 甲は、乙の社員又は乙の委託を受けた者が第1項に定める業務等の為、自販機の設置場所に立ち入ることに協力するものとする。

(自販機設置場所の変更)

第7条 甲の施設利用上の理由により自販機の設置場所の変更が必要になった場合は、甲乙協議のうえ、設置場所を変更するものとする。

- 2 前項の移設に係る費用については、乙が負担するものとする。

(飲料水等の優先供給)

第8条 乙は、災害が発生し、甲から飲料水等の優先供給について要請を受けたときは、飲料水等の優先供給及び運搬を行うものとする。

- 2 前項の要請及び供給承諾の方法は、第4条第2項及び第3項の例による。
- 3 前項の規定により乙が供給した飲料水等については有償とし、その価格は甲乙協議のうえ決定する。

(権利義務の譲渡禁止)

第9条 乙は、本協定から生じる一切の権利又は義務を、第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継せしめてはならない。

(秘密保持義務)

第10条 甲及び乙は、本協定の締結及び履行により相手方から知り得た経営上、営業上及び技術上の情報の一切を秘密として扱い、本協定有効期間中及び本協定有効期間終了後においても相手方の事前の承諾がない限り、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

- (1) 開示の時点で既に公知であった情報
- (2) 開示を受けた後に自己の責によらずに公知となった情報
- (3) 開示の時点で既に保有していたことを証明できる情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 開示の前後を問わず、独自に開発した情報
- (6) 法令、官公庁等により開示を義務付けられた情報

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、平成24年10月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了日の1箇月前までに甲乙いずれからも本協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(反社会的勢力に関する表明・保証)

第12条 乙は、甲に対し、本協定締結時及び本協定締結後において、自己が次の各号の全てに該当することを表明し、保証する。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事

等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)以下同じ。)でないこと

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

2 甲は、乙が前項の表明・保証に違反したときには、何らの通知・催告その他の手続きを要せず、直ちに本協定を解除することができる。

(損害賠償)

第13条 甲は、乙が本協定に違反したことにより、損害を被った場合、乙に対して、その損害の賠償を請求することができる。ただし、本協定に関する損害であっても、天災地変、紛失・盗難等の不可抗力による損害については、この限りでない。

(原状回復)

第14条 本協定が第11条及び第12条第2項の規定により終了した場合、乙は、自販機を速やかに撤去するとともに、自販機設置場所を原状回復し、甲に明け渡すものとする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年10月1日

甲 千葉県香取郡多古町多古 584 番地
多古町
多古町長 菅 澤 英 毅

乙 千葉県野田市中根 310 番地
利根コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役 ダン・ニスター
※社名変更 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社

本協定の連絡先

コカ・コーラボトラーズジャパン カスタマーコンタクトセンター
TEL 0800-919-0509
FAX 048-615-0362

別表 1

備蓄用飲料水

規 格	数 量	供 給 条 件
2ℓペットボトル	自販機1台に対し6本入り250ケース	供給する時点で製造日より2箇月以内のものとする。

別表 2

自販機設置箇所一覧

番 号	施 設 名 称	台 数
1	多古町役場庁舎2階	1 台
2	道の駅多古	1 台

別表 3

緊急時の連絡先

多古町役場 総務課交通防災係	〒289-2241 千葉県香取郡多古町多古584番地 TEL: 0479-76-2611 FAX: 0479-76-7144
利根コカ・コーラボトリング株式会社 山武支店	〒289-1527 千葉県山武市松尾町大堤323番地2 TEL: 0479-86-4151 FAX: 0479-80-7001

別記

第1号様式

備 蓄 用 飲 料 水 受 領 書

年 月 日

利根コカ・コーラボトリング株式会社

○ ○ ○ ○ 様

多古町

○ ○ ○ ○

平成 年 月 日に貴社と締結した災害用飲料水等の供給協力に関する協定書第2条の規定に基づき、下記の通り備蓄用飲料水を受領しました。

記

供給実施日	年 月 日	
供給内容		
履行の場所 (甲の施設名)		
立会者	所属：	氏名： ⑩
備考		

第2号様式

庫内飲料水の供給要請書

年 月 日

利根コカ・コーラボトリング株式会社

○ ○ ○ ○ 様

多古町

○ ○ ○ ○

平成 年 月 日に貴社と締結した災害用飲料水等の供給協力に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり自動販売機庫内飲料水の供給を要請します。

記

報 告 者	所 属 及 び 氏 名	
	連 絡 先 電 話 番 号	
電 話 に よ る 要 請 の 日 時	年 月 日	時 分 頃
要 請 の 理 由		
履 行 の 場 所 (甲の施設名)		
履 行 の 期 日	年 月 日	
備 考		

※自動販売機庫内商品の全てとする。

第3号様式

庫内飲料水の供給承諾書

年 月 日

多古町

○ ○ ○ ○ 様

利根コカ・コーラボトリング株式会社

○ ○ ○ ○

平成 年 月 日に貴社と締結した災害用飲料水等の供給協力に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり自動販売機庫内飲料水の供給について承諾します。

記

報 告 者	所 属 及 び 氏 名	
	連 絡 先 電 話 番 号	
要 請 の 日 時	年 月 日	
供 給 の 理 由		
履 行 の 場 所 (甲の施設名)		
履 行 の 期 日	年 月 日	
備 考		

※自動販売機庫内商品の全てとする。

3-7 災害用飲料の供給協力に関する協定書

多古町（以下、「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下、「乙」という。）は、災害時に必要な飲料の供給協力に関し、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が管轄する行政区域内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、避難者、被災者、帰宅困難者及び災害対応従事者等に飲料を提供するため、乙の設置する非常時ライフラインベンダー（災害対応型自動販売機）（以下、「自販機」という。）内飲料の無償提供及び災害時における飲料の優先供給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（自販機の設置）

第2条 自販機の設置場所は、別表1のとおりとする。

2 乙は、甲に対し、設置した自販機に係る電気料金相当額を支払うものとし、金額、支払い方法等については、甲の指示によるものとする。

（自販機内飲料の提供）

第3条 乙は、以下に掲げる場合において、前条により設置した自販機内の在庫飲料に限り、甲に無償提供する。

(1) 災害の発生又は発生するおそれがある場合において、甲が避難勧告を発令した場合。

(2) 災害により、町内に帰宅困難者が発生した場合。

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲乙協議により飲料の無償提供について合意がなされた場合。

2 甲は、無償提供を受けた飲料を、避難者、被災者、帰宅困難者及び災害対応従事者（ボランティアを含む。）のために利用するものとする。

3 甲は、前項の規定による利用を行った場合は、速やかにその旨、日付等を乙に通知しなければならない。

（自販機の管理・保守等）

第4条 乙は、自販機内飲料の補充・販売及び売上金・ゴミの回収並びに管理・保守等の業務を行なうものとする。

2 前項の業務に対して、利用者から苦情があった場合は、乙の責任において対処するものとする。

3 甲は、乙の社員又は乙の委託を受けた者が第1項に定める業務等の為、自販機の設置場所に立ち入ることに協力するものとする。

（自販機設置場所の変更）

第5条 甲の施設利用上の理由により、自販機の設置場所の変更が必要になった場合は、甲乙協議のうえ、設置場所を変更するものとする。

2 前項の移設に係る費用については、乙が負担するものとする。

（飲料の優先供給）

第6条 甲は、災害発生に伴い、第3条の規定による無償提供とは別に、必要があるときは、乙に対して飲料の優先供給について要請することができる。

（要請の方法）

第7条 前条の要請は、別表2に掲げる緊急時の連絡先に対し、数量、規格、引渡場所等を記載した

文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(飲料の供給の協力)

第8条 乙は、甲から要請を受けたときは、飲料の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、前項の規定により飲料の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を文書により甲に報告するものとする。

(引渡し運搬等)

第9条 飲料の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により飲料を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第10条 甲の要請により乙が供給した飲料の代金及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議のうえ速やかに決定する。

(費用の支払い)

第11条 前条の費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第12条 乙は、本協定から生じる一切の権利又は義務を、第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継せしめてはならない。

(秘密保持義務)

第13条 甲及び乙は、本協定の締結及び履行により相手方から知り得た経営上、営業上及び技術上の情報の一切を秘密として扱い、本協定有効期間中及び本協定有効期間終了後においても相手方の事前の承諾がない限り、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

- (1) 開示の時点で既に公知であった情報
- (2) 開示を受けた後に自己の責によらずに公知となった情報
- (3) 開示の時点で既に保有していたことを証明できる情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 開示の前後を問わず、独自に開発した情報
- (6) 法令、官公庁等により開示を義務付けられた情報

(反社会的勢力に関する表明・保証)

第14条 乙は、甲に対し、本協定締結時及び本協定締結後において、自己が次の各号の全てに該当することを表明し、保証する。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は

役員又は支店（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）以下同じ。）でないこと

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

2 甲は、乙が前項の表明・保証に違反したときには、何らの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに本協定を解除することができる。

（損害賠償）

第15条 甲は、乙が本協定に違反したことにより、損害を被った場合、乙に対して、その損害の賠償を請求することができる。ただし、本協定に関する損害であっても、天災地変、紛失・盗難等の不可抗力による損害については、この限りでない。

（有効期間）

第16条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。（原状回復）

第17条 本協定が第14条第2項及び第16条の規定により終了した場合、乙は、自販機を速やかに撤去するとともに、自販機設置場所を原状回復し、甲に明け渡すものとする。

（協議）

第18条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

甲 千葉県香取郡多古町多古 584 番地
多古町
多古町長 菅澤 英毅

乙 東京都渋谷区本町 3-47-10
株式会社 伊藤園
総務部長 川本 正人

本協定の連絡先 株式会社伊藤園成田支店 TEL 0476-23-3511 FAX 0476-23-3516
--

別表 1

自販機設置箇所一覧

番 号	施 設 名 称	台 数
1	多古町役場庁舎1階	1 台
2	役場前バス停	1 台

別表 2

緊急時の連絡先

多古町役場 総務課交通防災係	〒289-2241 千葉県香取郡多古町多古584番地 TEL: 0479-76-2611 FAX: 0479-76-7144
株式会社 伊藤園 成田支店	〒286-0025 千葉県成田市東町779-1 TEL: 0476-23-3511 FAX: 0476-23-3516

3-8 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定

多古町（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給並びに乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業継続若しくは早期営業再開に係る協力に関して次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 多古町に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 多古町以外の災害について、他の自治体等から物資の調達・あっせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。ただし、乙が甲から要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料品
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（調達物資の数量）

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、物資発注書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置を講じるとともに、その措置の状況を物資調達可能数量・措置の状況報告書（別記第2号様式）により甲に提出するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第6条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上引渡しを受けけるものとする。

(費用)

第7条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

(情報提供)

第8条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を来店者等に対し、情報提供するものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第9条 甲は、町民の生活安定を確保するため、乙に対して乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届（別記第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第 11 条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第 13 条 この協定の有効期限は、締結日から 1 年間とし、この期間満了の 1 ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第 14 条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の 1 ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日

甲 千葉県香取郡多古町多古 5 8 4
多古町
多古町長 菅 澤 英 毅

乙 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 井 坂 隆 一

本協定の連絡先 千葉地区事務所 TEL 043-274-6511 FAX 043-274-6529
--

別記 第1号様式

(第4条関係)

物資発注書

第 号
年 月 日

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役社長 様

(担当部署 オペレーション本部 千葉・南茨城ゾーン)

多古町長

「災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定」第1条の規定により、次のとおり物資の供給を要請します。

なお、同協定書第4条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所 及び運搬経路
月 日 ～ 月 日まで			

注：要請数量は、1日当たり数量である。

問い合わせ先

多古町役場 (所属)

(担当)

(電話番号)

(内線)

第2号様式

(第5条関係)

物資調達可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

多古町長

様

株式会社 セブン-イレブン・ジャパン
(担当部署：オペレーション本部 千葉・南茨城ゾーン)

災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定第5条の規定により、当社の物資調達措置状況を次のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量又は措置の状況

発災直後 (月 日 時)		発災後 日以降 (月 日 時)	
供給物資の種類 (品目)	調達可能数量 又は措置の状況	供給物資の種類 (品目)	調達可能数量 又は措置の状況
(主食+副食品) おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップ味噌汁 カップラーメン レトルト食品			
(飲料) 水 (500ml) 水 (1L) お茶 (500ml) お茶 (1L)			
(日用品) 歯ブラシ 石鹸 洗剤 タオル ティッシュ (ボックス) ティッシュ (ウェット) ライター ろうそく 生理用品 子供用オムツ L・M カップ 割り箸 懐中電灯 軍手 乾電池 (単1 個入り) 乾電池 (単2 個入り) 乾電池 (単3 個入り)			
(その他)			

注：協定書第3条及び第4条による物資調達可能数量の報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

2：物資の搬入場所・方法 (いずれかに○をつける)

- ① 町災害対策本部まで当社が搬入する ② 当社指定場所で町に引渡し ③ その他 (町が指定する場所で引渡し等)

搬入方法 (陸路 空路)

(第10条関係)

連絡責任者届

【多古町】

1. 通常連絡先

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者	小野田 正之	佐藤 正樹
担当部署・役職	総務課交通防災係長	総務課長
TEL	0479-76-2611	0479-76-2611
FAX	0479-76-7144	0479-76-7144
携帯電話	090-1465-5607	090-1555-6850
Eメールアドレス	koutsuu-bousai@town.tako.chiba.jp	koutsuu-bousai@town.tako.chiba.jp

※休日：土・日・祝祭日

受付時間 8:30～17:15

2. 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者		
担当部署・役職		
TEL	同上	同上
FAX		
携帯電話		
Eメールアドレス		

【株式会社セブン-イレブン・ジャパン】

1. 通常連絡先

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者	鴨下 浩	堂本 繁雄
担当部署・役職	千葉・南茨城ゾーン総務担当マネージャー	渉外部マネージャー
TEL	043-274-6511	03-6238-3734
FAX	043-274-6529	—
携帯電話	080-1116-4325	090-5768-3849
Eメールアドレス	kamoshita-hiroshi@sej.7andi.co.jp	doumoto-toshio@hd.7andi.co.jp

※休日：土・日・祝祭日

受付時間 8:30～17:15

2. 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者		
担当部署・役職		
TEL	同上	同上
FAX		
携帯電話		
Eメールアドレス		

3-9 災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

災害時における燃料等（ガソリン、軽油、オイル、混合油、灯油及び重油をいう。以下同じ。）の供給協力に関し、多古町（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策に必要な燃料等の供給協力を得ることにより、災害対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力）

第2条 発注者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、発注者が所有する車両、災害対策に使用する車両（以下「車両等」という。）、防災拠点施設及び応急対策用給水施設等の燃料等が必要であると認めたときは、受注者に対し、燃料等の供給を依頼するものとする。

2 受注者は、前項の規定による発注者からの燃料等の供給の依頼があったときは、発注者の指定する車両等及び燃料供給場所へ燃料等を優先的に納入するものとする。

（燃料供給場所）

第3条 発注者の指定する燃料供給場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 多古町役場
- (2) 多古町コミュニティプラザ
- (3) 多古町保健福祉センター
- (4) 国保多古中央病院
- (5) 多古町地域防災計画に基づく避難所
- (6) その他発注者が災害対策を実施するにあたり必要と認め、受注者が承認した燃料供給場所

（費用負担）

第4条 発注者は、第2条第2項により受注者が納入した燃料等の代金を負担するものとする。この場合の燃料等の価格は、実費相当額（以下「燃料代金」という。）とする。

（請求及び支払）

第5条 受注者は、燃料等の納入が完了したときは、燃料代金に消費税等を加算して算出される金額（以下「燃料代金等」という。）を、納品書を添えて発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による乙からの燃料代金等の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、燃料代金等の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

（秘密保持）

第6条 発注者及び受注者は、本協定の有効期間中はもとより本協定の終了後といえども、本協定の履行にあたり知り得た秘密及び個人情報について、これを第三者に漏洩せず、本協定の履行以外の目的に使用してはならないものとする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、平成23年6月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに発注者、受注者いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(発注者の協力)

第8条 発注者は、通常時における発注者の所有する車両及び施設の燃料の給油について、協定している給油所を優先的に利用するものとする。

(協議)

第9条 本協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、発注者、受注者とが協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、発注者と受注者双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年6月1日

発注者 千葉県香取郡多古町多古584番地
多古町
代表者 町長 菅澤 英毅

受注者
香取郡多古町多古1456番地1 多古町農業協同組合
香取郡多古町多古279番地1 (有)油屋本店
香取郡多古町多古2481番地1 勝又燃料(有)
香取郡多古町多古2735番地 浅野商店

本協定の連絡先

多古町農業協同組合 (スタンド)
TEL 0479-76-2546
(有)油屋本店
TEL 0479-76-2105
勝又燃料(有)
TEL 0479-76-5533
浅野商店
TEL 0479-76-2111

3-10 災害時における応急対応業務に関する協定書

多古町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、多古町内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は、発生する恐れがある場合の応急対応に係る業務（以下「災害時応急対応業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲が管理する道路等の公共土木施設の機能の確保並びに回復及び町民の生命、身体並びに財産の安全を確保するため、甲乙間において基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害時応急対応業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、災害時応急対応業務に必要な人員、機械及び資材等を待機又は出動をさせ、甲が実施する災害時の応急措置に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項の規定に基づき、甲が乙に協力の要請手続を行う場合は、多古町課設置条例（昭和29年6月11日条例第25号）の規定により設置される都市整備課に配置される職員から行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（災害時応急対応業務の内容）

第4条 甲が乙に対して要請を行う災害時応急対応業務の内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 災害が発生し、又は発生が予測される場合における道路等の公共土木施設における被害状況の把握及び報告に係るパトロール
- (2) 災害時において、崩土及び倒木等、道路における交通障害物の除去作業
- (3) 災害時において、道路交通の安全を確保するため、危険箇所等へのバリケードの設置及び交通規制の措置を周知する案内標識等の設置に係る作業
- (4) 冬季降雪時等における、除雪及び路面凍結防止剤の散布に係る作業
- (5) 災害時において、居住家屋等の崩壊、倒壊及び破損等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (6) 河川等の氾濫時における土嚢積み等、水防に係る作業
- (7) その他、甲が必要と認める緊急的応急作業

（費用の負担等）

第5条 甲の要請により、乙が災害時応急対応業務を実施した場合に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用の積算については、災害発生時における千葉県積算基準等を準用するものとする。

3 第1項に規定する費用の支払いについては、本協定の締結をもって、労務及び機材等の提供に係る業務委託契約が甲乙間で締結したものと見なし、多古町財務規則（昭和59年3月23日規則第2号）に定める手続により支払うものとする。

（第三者に対する損害）

第6条 乙が災害時応急対応業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償をするものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて災害時応急対応業務に従事した者（以下「従事者」という。）がその災害時応急対応業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(会議)

第8条 甲及び乙は、災害時応急対応に係る連携を強化するため、必要に応じ打合せ会議を実施するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲乙いずれからも解除の申出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとする。以後この例による。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年10月1日

甲 香取郡多古町多古584番地
多古町
多古町長 菅澤英毅

乙 香取郡多古町多古3545番地4 (株)安藤建設
香取郡多古町南玉造3729番地 柏熊建設(株)
香取郡多古町多古591番地 鎌形建設(株)
香取郡多古町牛尾223番地 勝又建設(株)
香取郡多古町本三倉567番地2 (株)正栄建設
香取郡多古町出沼197番地15 (株)菅澤園
香取郡多古町喜多300番地25 (有)林建材運輸
香取郡多古町西古内466番地4 (有)大木組

本協定の連絡先

多古町災害協力会 会長：鎌形建設(株)

TEL 0479-76-2225

FAX 0479-76-2260

連絡担当：(株)安藤建設

TEL 0479-76-5311

FAX 0479-76-5314

3-11 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書

多古町（以下「甲」という。）と千葉県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査等への協力）

第1条 甲は、多古町内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査等の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査等を実施する。

（認定調査等の内容）

第2条 認定調査等の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府制作統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して行なう多古町内の家屋の調査。

(2) 甲が発行したり災証明について町民からの相談の補助。

(3) 建物滅失登記申請手続きに関する相談。

(4) 土地境界復元等に関する相談。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲は、必要に応じ家屋被害認定調査に関する研修会等を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会等に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査等の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。認定調査等の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、家屋認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（多古町の条例、規則等

を含む。) の定めによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年1月6日

甲 千葉県香取郡多古町多古584番地

多古町長 菅 澤 英 毅

乙 千葉県千葉市中央区中央港一丁目23番25号

千葉県土地家屋調査士会

会 長 笠 原 孝

本協定の連絡先

千葉県土地家屋調査士会

TEL 043-204-2312

FAX 043-204-2313

3-12 防災行政無線の活用に関する協定書

多古町（以下「甲」という）と東京電力株式会社（以下「乙」という）は、大規模停電時や需給逼迫時における甲所有の防災行政無線の活用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 大規模停電時や需給逼迫時における地域の方々への情報の迅速化をはかることを目的とする。

（大規模停電の定義）

第2条 本協定における大規模停電は、概ね5,000世帯以上が停電し、この停電が相当の時間継続すると予想される場合、若しくは5,000世帯以下であっても、複数の広い地域で同時に停電が発生し、乙独自では速やかな広報ができず、住民の生活への影響が懸念される場合の停電を言う。

（防災行政無線を活用した広報の依頼）

第3条 乙は大規模停電が発生した場合や、電力需要の急増による節電のお願いについて、乙独自では速やかな広報ができないと判断した場合には、甲に甲所有の防災行政無線を活用した広報を依頼することができるものとする。

（依頼内容の連絡）

第4条 乙は前条の依頼に際して、甲乙間で確認した連絡体制に基づき、次に掲げる事項を、甲に速やかに連絡するものとする。

- (1) 依頼者の所属・氏名及び連絡先
- (2) 停電の原因（ただし、原因が判明している場合）
- (3) 影響する範囲
- (4) 復旧の見通し
- (5) その他広報に必要な事項

2 乙は、前項の依頼後に、当該広報に関する新たな情報が判明したときは、当該情報を甲に連絡するものとする。

（防災行政無線を活用した広報の実施）

第5条 甲は、乙から防災行政無線を活用した広報の依頼を受け、当該大規模停電や需給逼迫時に住民の生活に影響を及ぼすと予想されると判断したときは、防災無線の使用に特段の支障の無い限り、乙の依頼内容に基づき、防災行政無線を活用し速やかに広報を実施するものとする。

（協定条項の解釈等）

第6条 本協定に定める各条項の解釈に疑義が生じた場合、および本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（旧協定の失効）

第7条 甲乙間で締結した平成12年3月14日付けの大規模停電時における防災行政無線の活用に関する協定は、本協定の締結日から効力を失うものとする。

（協定の有効期限）

第8条 本協定の有効期限は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後はこの例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各その1通を保有する。

平成20年6月30日

甲 千葉県香取郡多古町多古584番地
多古町長 菅澤英毅

乙 千葉県成田市花崎町822番地1
東京電力株式会社 成田支社
支社長 黒田直明

※社名変更 東京電力パワーグリッド株式会社

本協定の連絡先

成田支社企画総括G

TEL 0479-55-5194

携帯 090-8115-6630

千葉カスタマーセンター第1

TEL 0120-99-5552

3-13 災害時における情報の収集・提供の支援等に関する協定書

多古町（以下「町」という。）と多古町内に所在する郵便局（以下「局」という。）は、多古町内で災害が発生し、又は発生が予想される場合における町及び局の災害情報の収集・提供の支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 平常時及び非常時又は災害発生の危険がある場合、それぞれ異なる町、局の特色を活かして平常時の情報交換、協力及び非常時の応援を行う。

（災害情報の収集提供）

第2条 局は災害が発生し、又は災害が予想される場合において、局の職員が業務中に次に掲げる事項を発見したときは、町に連絡するものとする。

（1）災害が発生し、又は発生が予想される場所

（2）その他、人命に係る災害等に関すること

（協力要請）

第3条 町又は局は、災害時に次に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請できるものとする。

（1）局は、災害時における郵便・為替貯金・簡易保険に係わる災害特別事務取扱い及び救護対策を行う

（2）町又は局が収集した被災町民の避難先及び被害の状況に関する情報の相互提供すること

（3）町が所有し、又は管理する施設及び用地を郵便局集積場として提供すること

（4）局が所有し、又は管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所等として提供すること

（5）局は必要に応じ避難所へ臨時に郵便差立箱を設置すること

（6）前各号に定めるもののほか、支援・協力できる事項

（協力、支援の実施）

第4条 町及び局は、第2条及び第3条の規定に基づく協力及び支援を実施する場合は、次の事項に基づき実施する。

（1）第2条に基づく協力の実施については、町に連絡するものとする

（2）局は第3条の規定に基づく支援の要請を受けた場合は、速やかにこれに応じ、その要請内容の実現に努めるものとする

（経費の負担）

第5条 協力要請に要した経費は、法令その他特段の定めがあるものを除くほか、協力を要請した者が適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

（平常時の連携）

第6条 町及び局は、協定に基づく協力及び支援が円滑に行われるよう、平常時から情報交換等を図るものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協約に関する連絡責任者は町においては多古町総務課長、局においては多古町郵便局副局長とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期限は、平成12年4月10日から5年間とする。ただし、期間が満了する3ヶ月前に町、局それぞれの申し出がないときは、期間を5年間延長する。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、町及び局が記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成12年4月10日

多古町多古584番地
多古町長 土井正司

多古町内郵便局代表
多古町多古2757番地
多古郵便局長 武田 宏

本協定の連絡先 多古郵便局 TEL 0479-76-2147

3-14 多古町と多古町内郵便局との包括連携協定書

多古町と多古町内郵便局との包括連携協定書

多古町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社多古町内郵便局(以下「乙」という。)は、次のとおり、多古町の暮らし満足度向上を目指し、町民サービスの向上に係る連携強化に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の資源の活用を図ることが有意義と認められる事項について、連携を図ることにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて町民の暮らし満足度向上に資することを目的とする。

(協力の内容)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協力する。ただし、乙が業務上知り得た個人情報等は、協力の範囲に含まれないものとする。

- (1) 災害時における相互協力に関すること。
- (2) 高齢者等の見守り活動に関すること。
- (3) 地域の安心安全に関すること。
- (4) 多古町「こども110番の家」に関すること。
- (5) 道路の損傷等の情報提供に関すること。
- (6) その他、前各号に定めのない事項で協力できる事項。

2 具体的な実施事項及び取り決めについては、別添1のとおりとする。

(連絡会議の設置)

第3条 甲は、必要に応じ本協定を実施するため、連絡会議を設置することができるものとする。

(甲の役割)

第4条 甲は、多古町民に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、本協定の趣旨に沿う乙と町民との連携に当たっては、助言等必要な支援を行うものとする。

(乙の役割)

第5条 乙は、日常業務に支障のない範囲で、第2条に定める事項について取り組むものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から2016年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(守秘義務)

第7条 甲と乙は、本協定による協力内容の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報(秘密情報である旨が明示された情報に限る。)を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲と乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、第2条の協力内容の連絡体制について、別添2の通り確認するものとする。

(協議)

第9条 協力の形態、協力による成果の利用条件、その他本協定に定めのない事項、又は変更を必要とする事項については、必要に応じ、甲乙協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2015年6月1日

甲 千葉県多古町多古 584 番地
多古町
多古町長 菅澤 英毅

乙 千葉県多古町多古 2757 番地
日本郵便株式会社
多古郵便局長 下谷 勝利

千葉県多古町多古 2593 番地 1
日本郵便株式会社
多古南郵便局長 佐藤 重樹

千葉県多古町次浦 1528 番地
日本郵便株式会社
久賀郵便局長 根本 忠明

千葉県多古町十余三 342 番地 4
日本郵便株式会社
十余三郵便局長 横山 克実

千葉県多古町南中 1789 番地 12
日本郵便株式会社
中郵便局長 押田 明裕

千葉県多古町川島 269 番地
日本郵便株式会社
常磐郵便局長 及川 功

本協定の連絡先	
多古郵便局	0479-76-2147
多古南郵便局	0479-76-2140
久賀郵便局	0479-75-1052
十余三郵便局	0479-75-1448
中郵便局	0479-76-2143
常磐郵便局	0479-76-2711

別添1（第2条関係）

①災害時における相互協力に関する事項

（協力の内容）

甲及び乙は、多古町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
- （2）甲及び乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- （3）甲又は乙が収集した被災者の同意の上で作成した避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- （4）避難所における臨時郵便差出箱の設置
- （5）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱
- （6）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（経費の負担）

協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除き、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。なお、金額に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

乙は、多古町災害対策本部長の要請に基づき、本部会議に出席し意見を述べるができるものとする。

（防災訓練への参加）

乙は、甲若しくは町内各地域が行う防災訓練等に参画することができるものとする。

（情報の交換）

甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

②高齢者等の見守り活動に関する事項

(協力の内容)

乙は、通常業務中において、明らかに日常と異なると感じられる高齢者又は障害者の状態を発見した場合は、速やかに甲に連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、警察又は消防に直接通報するものとする。

(経費の負担)

乙が連絡又は通報に要した費用は、乙の負担とする。

(措置)

甲は、乙から連絡があったときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(免責)

乙は、連絡又は通報の有無及びこれに起因して生じた問題等について、その責を負わないものとする。

③地域の安心安全に関する事項

(協力の内容)

乙は、通常業務中において、次の各事項を発見した場合は、その情報を甲に連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、警察又は消防に直接通報するものとする。

- (1) 救護を必要とする傷病人、迷子、迷い老人等に関すること。
- (2) 路上強盗、ひったくり等の街頭における犯罪に関すること。
- (3) 不良少年等の集合、迷惑行為に関すること。
- (4) 不審者による児童生徒等への声掛け、わいせつ行為、付きまとい等に関すること。
- (5) 振り込め詐欺に関すること。

(情報提供の範囲)

乙に所属する社員の身に危険が及ばない範囲とする。

(経費の負担)

乙が連絡又は通報に要した費用は、乙の負担とする。

(措置)

甲は、乙から連絡を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(安全確保)

甲及び乙は、情報提供をした関係社員の安全確保に万全を期すこととする。

(免責)

乙は、連絡又は通報の有無及びこれに起因して生じた問題等について、その責を負わないものとする。

④多古町「こども 110 番」に関する事項

(協力の内容)

乙は、通常業務中において、次の各事項を発見した場合は、速やかに子供を郵便局施設内に避難させ、又は保護し、その安全を確保した後、甲に連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、警察又は消防に直接通報するものとする。

- (1) 子供が犯罪被害に遭遇した場合、又はそのおそれがある場合。
- (2) 明らかに日常と異なると感じられる子供の状況を発見した場合。
- (3) 子供から被害の申し出があった場合。

(経費の負担)

乙が連絡又は通報に要した費用は、乙の負担とする。

(措置)

甲は、乙から連絡があったときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(免責)

乙は、連絡又は通報の有無及びこれに起因して生じた問題等について、その責を負わないものとする。

⑤道路の損傷等の情報提供に関する事項

(協力の内容)

乙は、所属する郵便局外務社員(以下「社員」という。)が、通常業務中において、次の各事項を発見した場合は、その情報を甲に連絡するものとする。

- (1) 道路標識の損壊等の状況。
- (2) 道路、橋梁等の破損、法面崩壊等の危険箇所の状況。

(情報提供の方法)

情報提供の方法は、原則として FAX により行うものとする。ただし、緊急を要する場合又はこれによりがたいと認められる場合はこの限りではない。

(経費の負担)

乙が連絡又は通報に要した費用は、乙の負担とする。

(情報提供の中止)

乙は、自然災害等のやむ得ない事情がある場合は、一時的に情報の収集を中止することができる。

(措置状況の報告)

甲は、乙から提供を受けた情報に関し、その措置状況を乙に報告するものとする。

(情報の公開)

乙が収集した情報及び甲が措置した状況の内容については、原則として公表を要しないものとする。

(免責)

乙は、連絡又は通報の有無及びこれに起因して生じた問題等について、その責を負わないものとする。

平成 年 月 日

多古町都市整備課長 様

郵便局長

道路損傷等について(通知)

このことについて、下記により道路の損傷等を発見しましたのでお知らせします。

記

(NO)

発生日時	平成 年 月 日() 午前・午後 時 分頃
発見場所 ※略図を記入または 地図添付	多古町 地先
道路損傷 状況 等	道路・橋 (陥没・段差・破損・崩壊・その他 []) 道路標識等(カーブミラー・ガードレール・道路標識の破損) その他

(NO)

発生日時	平成 年 月 日() 午前・午後 時 分頃
発見場所 ※略図を記入または 地図添付	多古町 地先
道路損傷 状況等	道路・橋 (陥没・段差・破損・崩壊・その他 []) 道路標識等(カーブミラー・ガードレール・道路標識の破損) その他

平成 年 月 日

郵便局長 様

多古町都市整備課長

道路損傷等に関する措置について（通知）

平成 年 月 日付けで情報提供いただいたことについて、下記により措置しましたので連絡します。

記

(NO)

発生日時	平成 年 月 日() 午前・午後 時 分頃
発見場所	多古町
道路損傷 状況等	道路・橋（陥没・段差・破損・崩壊・その他 []) 道路標識等(カーブミラー・ガードレール・道路標識の破損) その他
措置状況	都市整備課 担当

(NO)

発生日時	平成 年 月 日() 午前・午後 時 分頃
発見場所	多古町
道路損傷 状況等	道路・橋（陥没・段差・破損・崩壊・その他 []) 道路標識等(カーブミラー・ガードレール・道路標識の破損) その他
措置状況	都市整備課 担当

別添2 (第8条関係)

包括連携協定連絡体制

多古町

	各種協力の内容に関する事項	所管課
1	災害時における相互協力に関すること	総務課 TEL:0479-76-2611 (FAX:7144)
2	高齢者等の見守り活動に関すること	保健福祉課 TEL:0479-76-3185 (FAX:3186) 緊急を要する場合は、警察又は消防直接通報する。
3	地域の安心安全に関すること	総務課 TEL:0479-76-2611 (FAX:7144) 緊急を要する場合は、警察又は消防に直接通報する。
4	多古町「こども110番の家」に関すること	学校教育課 TEL:0479-76-5411 (FAX:7813) 緊急を要する場合は、警察又は消防に直接通報する。
5	道路の損傷等の情報提供に関すること	都市整備課 TEL:0479-76-5407 (FAX:7144)
6	その他	総務課 TEL:0479-76-2611 (FAX:7144)

注：連絡体制における責任者は、総務課長とする。

日本郵便株式会社 多古町内郵便局

多古町内郵便局	連絡先
多古郵便局	多古町多古2757 (TEL:0479-76-2147)
多古南郵便局	多古町多古2593-1 (TEL:0479-76-2140)
久賀郵便局	多古町次浦1528 (TEL:0479-75-1052)
十余三郵便局	多古町十余三342-4 (TEL:0479-75-1448)
中郵便局	多古町南中1789-12 (TEL:0479-76-2143)
常磐郵便局	多古町川島269 (TEL:0479-76-2711)

注：連絡体制における責任者は、局長とする。

3-15 ボランティアセンター設置運営に関する協定

多古町災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定

多古町（以下「甲」という。）と社会福祉法人多古町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、多古町内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における協力体制に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多古町内に災害が発生した場合における多古町災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、多古町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）において、ボランティアセンターの設置を決定し、次に掲げる事項について乙に要請するものとする。

- (1) ボランティアセンターの設置運営に関する事項
- (2) 乙が所有する車両、資機材等の貸与に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、乙の協力が必要であると災害対策本部が判断した事項

2 乙は、要請があった場合、可能な限りこれに協力するものとする。

（要請の手続）

第3条 要請の手続は、要請書（様式）により行うものとする。ただし、特に緊急を要すると認められる場合は、甲は口頭、電話等により乙に要請し、後日甲から乙に対する要請書の送付をもって処理するものとする。

（ボランティアセンターの設置運営）

第4条 乙は、要請があった場合、多古町地域防災計画に示す場所にボランティアセンターを設置するものとする。

2 乙は、「多古町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、災害ボランティア、

他の社会福祉協議会、関係団体等の協力を得て、主体的に運営するものとする。

(ボランティアセンターの業務)

第5条 ボランティアセンターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び活動依頼に関する業務
- (2) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供に関する業務
- (3) 災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ボランティアセンターの運営に当たり甲及び乙が必要と認める業務

(町の支援)

第6条 甲は、ボランティアセンターの速やかな設置及び円滑な運営について、乙から協力を求められた場合、可能な限り次に掲げる事項について支援を行うものとする。

- (1) 必要な人員の派遣に関する事項
- (2) 被災状況、安否情報、協力要請事項等についての情報提供に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、ボランティアセンター設置運営に当たり必要と認める事項

(ボランティアセンターの閉鎖)

第7条 ボランティアセンターの閉鎖は、災害復旧状況を考慮し、甲及び乙の協議の上決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 要請に基づき乙が協力した事項に係る経常経費以外の費用については、原則、甲が負担するものとする。

2 乙は、原則としてボランティアセンターの閉鎖後、前項の費用を甲に請求するものとする。ただし、ボランティアセンター開設中でも、その運営に支障があることが明らかである場合はこの限りではない。

(連絡責任者)

第9条 この協定の発効に当たって、甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者等を定め、相手方に通知するものとする。

(平時の協力体制)

第10条 甲及び乙は、災害時に迅速かつ円滑に災害ボランティアセンターの設置運営ができるよう、平時から相互に連携した取組みに努めるものとする。

2 乙は、甲の実施する合同訓練に積極的に参加するとともに、関係団体とのネットワーク整備に努めるものとする。

3 甲は、乙が実施する災害ボランティアセンター設置運営訓練等に対し、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度双方協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに、双方特段の意思表示がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙の記名押印の上、各々その1通を保管する。

平成29年3月17日

(甲) 千葉県香取郡多古町多古 584 番地

多古町

多古町長 菅澤 英毅

(乙) 千葉県香取郡多古町多古 777 番地 1

社会福祉法人 多古町社会福祉協議会

会長 大木 数万

本協定の連絡先

多古町社会福祉協議会

TEL 0479-70-6071

FAX 0479-70-6072

様式（第3条関係）

年 月 日

要 請 書

社会福祉法人 多古町社会福祉協議会
会長 様

多古町長

多古町災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定第3条に基づき、下記のとおり
要請します。

要 請 理 由	
要 請 日 時	年 月 日 (時 分)
要 請 の 内 容	
その他連絡事項	
連 絡 責 任 者	

連絡責任者

	連絡先	連絡責任者	連絡担当者
多古町役場総務課	(TEL)0479-76-2611 (FAX)0479-76-7144	総務課長	交通防災係長
多古町社会福祉協議会	(TEL)0479-70-6071 (FAX)0479-70-6072	事務局長	係長

3-16 災害時における物資供給に関する協定

多古町（以下「甲」という。）と株式会社カスミ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、物資の迅速かつ円滑な供給により、被災者生活の早期安定と早期復旧を図ることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協定事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資とする。

- (3) 食料品
- (4) 飲料水
- (5) 日用品
- (6) 医療品
- (7) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資供給の協力）

第10条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、速やかに実施状況を文書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第11条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（費用の負担）

第12条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負

担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第13条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年5月25日

甲 千葉県香取郡多古町多古584
多古町
多古町長 菅澤 英毅

乙 茨城県つくば市西大橋599-1
株式会社 カスミ
代表取締役社長 藤田 元宏

(参考様式1)

年 月 日

物資供給要請書

株式会社 カスミ

代表取締役社長 藤田 元宏 様

多古町長

印

災害時における物資供給に関する協定書第3条の規定により、次のとおり物資の供給を要請します。

要 請 内 容	種別	品名	数量
	①食料品		
	②飲料水		
	③日用品		
	④医療品		
	⑤その他		
希 望 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時		
物 資 引 渡 場 所			
参 考 経 路			
備 考			
要 請 側 連 絡 先	(所属・職・氏名) (電話番号)		

(参考様式2)

年 月 日

物資供給実施報告書

多古町長

様

株式会社 カスミ

代表取締役社長 藤田 元宏 印

災害時における物資供給に関する協定書第6条第2項の規定により、次のとおり物資供給の実施状況を報告します。

供給内容	種別	品名	数量
	①食料品		
	②飲料水		
	③日用品		
	④医療品		
	⑤その他		
実施日時	年 月 日 () 午前・午後 時		
物資引渡場所			
物資引渡確認者	要請側		
	供給側		
備考			
供給側連絡先	(〇〇店・氏名) (電話番号)		

(連絡先)

連絡先		連絡責任者	連絡担当者
株式会社 カスミ	本社	(TEL) 029-850-1851 (FAX) 029-856-3771 人事総務部 マネージャー	人事総務部 担当マネージャー
	フードマーケット カスミ多古店	(TEL) 0479-76-7611 (FAX) 0479-76-7613 店長	次長
多古町	総務課	(TEL) 0479-76-2611 (FAX) 0479-76-7144 総務課長	交通防災 係長

3-17 災害時における飲料及び乳児用ミルクの供給協力に関する協定

多古町（以下、「甲」という。）と明治牛乳多古宅配センター（以下、「乙」という。）は、災害時における飲料及び乳児用ミルクの供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、飲料及び乳児用ミルクの迅速かつ円滑な供給により、被災者生活の早期安定を図り、災害時でも安心して子育てできる体制の整備に資することを目的とする。

（自販機の設置）

第2条 乙は、甲の許可を得て、甲の管理する施設内に飲料自動販売機（以下「自販機」という。）を設置するものとする。

2 自販機の設置場所は、別表1のとおりとする。

3 乙は、自販機の設置にあたり、以下に掲げる責務を負う。

(1) 設置した自販機に係る電気料金相当額を甲に支払うこと。

(2) 自販機の保守管理、自販機内飲料の補充、売上金・ゴミの回収業務を行うこと。

(3) 前号の業務に対する利用者からの要望及び苦情に対応すること。

（自販機設置場所の変更）

第3条 甲の施設利用上の理由により、自販機の設置場所の変更が必要になった場合は、甲乙協議のうえ、設置場所を変更するものとする。

2 前項の移設に係る費用については、乙が負担するものとする。

（自販機内飲料の提供）

第4条 乙は、以下に掲げる場合において、第2条により設置した自販機内の在庫飲料を甲に無償提供する。

(1) 災害の発生又は発生する恐れがある場合において、甲が避難勧告を発令した場合。

(2) 災害により、町内に帰宅困難者が発生した場合。

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲乙協議により飲料の無償提供について合意がなされた場合。

2 甲は、無償提供を受けた飲料を、避難者、被災者、帰宅困難者及び災害対応従事者（ボランティアを含む）のために利用するものとする。

3 甲は、前項による利用を行った場合は、速やかにその旨及び日付等を乙に通知しなければならない。

（乳児用備蓄ミルクの無償提供）

第5条 乙は、甲が管理する施設内に乙所有の自販機を設置するにあたり、行政財産使用料以上に相当する乳児用備蓄ミルク（以下「備蓄ミルク」という。）を無償提供する。

2 備蓄ミルクの規格等については、甲乙協議して定めるものとする。

- 3 乙は、前項により無償提供した備蓄ミルクの消費期限が切れる1ヶ月前までに更新するものとし、従前の備蓄ミルクについては、甲の責任において処分する。
- 4 乙は、甲の立会いのもと、甲の指定する場所に備蓄ミルクを納入するものとする。

(飲料及び乳児用ミルクの優先供給)

第6条 甲は、災害発生に伴い、必要があるときは、乙に対して飲料及び乳児用ミルクの優先供給について要請することができる。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、飲料及び乳児用ミルクの優先供給に努めるものとする。

(要請の方法及び実施報告)

第7条 前条の要請は、別表2に掲げる緊急時の連絡先に対し、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を発行するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により要請を受けた飲料及び乳児用ミルクの供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を文書により甲に報告するものとする。

(引渡し運搬等)

第8条 飲料及び乳児用ミルクの引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により飲料及び乳児用ミルクを運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲の要請により乙が供給した飲料及び乳児用ミルクの代金及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議のうえ速やかに決定する。

(費用の支払い)

第10条 前条の費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第11条 乙は、本協定から生じる一切の権利又は義務を、第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継せしめてはならない。

(秘密保持義務)

第 12 条 甲及び乙は、本協定の締結及び履行により相手方から知り得た経営上、営業上及び技術上の情報、又は施設利用者等に係る一切の秘密を本協定有効期間中及び本協定有効期間終了後においても第三者に開示又は漏洩してはならない。

(損害賠償)

第 13 条 甲は、乙が本協定に違反したことにより、損害を被った場合、乙に対して、その損害の賠償を請求することができる。ただし、本協定に関する損害であっても、天災地変、盗難等の不可抗力による損害については、この限りでない。

(有効期間)

第 14 条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(原状回復)

第 15 条 本協定が前条の規定により終了した場合、乙は、自販機を速やかに撤去するとともに、自販機設置場所を原状回復し、甲に明け渡すものとする。

(協議)

第 16 条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 11 月 16 日

甲 千葉県香取郡多古町多古 584 番地
多古町
多古町長 菅澤 英毅

乙 千葉県香取郡多古町染井 15-1
明治牛乳多古宅配センター
平山 勝司

別表1

自販機設置場所

施設名称	所在地	台数
多古町立図書館	多古町多古 2540 番地	1 台

別表2

緊急時の連絡先

多古町立図書館	〒289-2241 多古町多古 2540 番地 TEL : 79-3406 FAX : 76-6110
多古町役場総務課交通防災係	〒289-2241 多古町多古 584 番地 TEL : 76-2611 FAX : 76-7144
明治牛乳多古宅配センター	〒289-2242 多古町染井 15-1 TEL : 76-7211 FAX : 76-7211

参考様式1

年 月 日

飲料及び乳児用ミルク供給要請書

明治牛乳多古宅配センター 様

多古町長

災害時における飲料及び乳児用ミルクの供給協力に関する協定書第7条第1項の規定により、次のとおり供給を要請します。

	品 名	規 格	数 量
要 請 品 目			
供 給 希 望 日 時	年 月 日 () 時		
供 給 希 望 場 所			
連 絡 先	(所属・職・氏名) (電話番号)		
備 考			

参考様式2

年 月 日

飲料及び乳児用ミルク供給実施状況報告書

多古町長 様

明治牛乳多古宅配センター

災害時における飲料及び乳児用ミルクの供給協力に関する協定書第7条第2項の規定により、次のとおり供給実施状況を報告します。

	品 名	規 格	数 量
供 給 品 目			
供 給 実 施 日 時	年 月 日 () 時		
供 給 場 所			
連 絡 先	(供給実施者) (電話番号)		
備 考			

4. 消防応援協定等

4-1 千葉県広域消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が大規模災害、産業その他の災害（以下「災害」という。）の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地在市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」という。）の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援
- (3) 航空機特別応援 前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援
- (4) 火災調査特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、火災・爆発が発生した場合に要請側市町村等の長の要請に基づいて行う火災原因・損害調査の応援及び鑑定・鑑識等の支援

(応援要請の方法)

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長から電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所
- (3) 応援を要請する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
- (4) 応援隊受入れ場所
- (5) その他必要な事項

2 普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長又は消防長（以下「応援側市町村等の長」という。）は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、遅滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請側市町村等の長に通報するものとする。

3 応援隊の隊数については、応援側市町村等の長と要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

(応援の中断)

第5条 応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、

応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、法第47条の規定に基づき要請側の市町村等の消防長の定める現場最高指揮者が応援隊の長を通じ、これを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長を通じ指揮するいとまがない場合は、直接応援隊員を指揮することができる。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、現場到着、引き上げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援に要する費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害補償等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。
- (3) 前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

(航空特別応援)

第9条 航空特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(火災調査等特別応援)

第10条 火災調査等特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等の間において定めることができる。

附 則

- 1 この協定は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を5通作成し、記名押印のうえ、千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各1通所持するものとする。

附 則

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成18年8月22日から施行する。

本協定の連絡先 香取広域市町村圏事務組合 消防本部警防課 TEL 0478-52-0119 FAX 0478-52-1199
--

4-2 消防相互応援協定書

消防相互応援協定書（鹿島南部地区消防事務組合）

（協定の目的）

第1条 この協定は消防組織法第39条に規定する消防相互応援に関し次の条項により協定を締結し火災の鎮圧に万全を期し、人的物的被害を軽減し、あわせて民心の安定を図るため相互の協力体制を確立し不測の事態に対応することを目的とする。

（応援隊の派遣）

第2条 前条の規定により応援要請を受けた応援側協定者は、その区域内の警備に支障ない範囲において次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- (1) 特別応援 要請に基づいて出動する応援
- (2) 普通応援 隣接する地域で火災が発生した場合に要請を待たずに出動する応援

2 応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量、到着予定時刻を受援側に通報するものとする。

3 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

第3条 水災その他の災害等に際し要請があった場合には応援側の認定により相互に応援するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 応援の要請をしようとするときは次に掲げる事項を明らかにしてとりあえず電話その他の方法により要請し事後において、すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 種別
- (2) 発生場所
- (3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量
- (4) 応援隊受領（誘導員配置）場所
- (5) その他必要事項

（応援隊の誘導）

第5条 受援側の消防長及び消防団長は、受援場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 応援隊の指揮は消防組織法第47条に基づき行なうものとする。

2 受援地の消防長（署長）又は、その代理指揮者が応援隊の長に対して指揮するものとする。ただし緊急を要する場合は直接応援隊の隊員に対し行なうことが出来る。

第7条 応援隊の長は現場到着、引揚げ、及び消防行動の状況を現地最高指揮者に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 応援に要した費用については、次に掲げる方法によって処理するものとする。

2 要請に基づく応援の場合

- (1) 応援に際し発生した重大な機械器具の破損に要する修理費または隊員及び一般人の死傷による療養費等の負担に関しては、関係当事者間において協議のうえ決定する。

(2) 応援出動ポンプ燃料、消火薬剤は原則として応援側の負担とする。
ただし、使用時間が長期にわたるときは関係当事者間において協議のうえ決定する。

(3) 応援出動手当及び被服等の損料等は応援側の負担とする。

3 前項以外の出動の場合

(1) 応援に要した費用は原則として、応援側の負担とする。

(2) 前号以外の費用に関しては、関係当事者間において、その都度協議のうえ決定するものとする。

(その他)

第9条 この協定実施についての必要な事項及び協定書に改廃する事項が生じたときは、協定者協議のうえ決定するものとする。

第10条 この協定は消防組織法第44条の規定以前の応援隊のものである。

附 則

1 この協定は平成18年9月1日から施行する。

2 この協定の締結により昭和48年11月1日に締結した消防相互応援協定は廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管する。

平成18年8月31日

鹿島南部地区消防事務組合
管 理 者 保 立 一 男

香取広域市町村圏事務組合
管 理 者 宇 井 成 一

本協定の連絡先 香取広域市町村圏事務組合 消防本部警防課 TEL 0478-52-0119 FAX 0478-52-1199
--

消防相互応援協定書（鹿行広域事務組合）

（協定の目的）

第1条 この協定は消防組織法第39条に規定する消防相互応援に関し次の条項により協定を締結し火災の鎮圧に万全を期し、人的物的被害を軽減し、あわせて民心の安定を図るため相互の協力体制を確立し不測の事態に対応することを目的とする。

（応援隊の派遣）

第2条 前条の規定により応援要請を受けた応援側協定者は、その区域内の警備に支障ない範囲において次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- (1) 特別応援 要請に基づいて出動する応援
- (2) 普通応援 隣接する地域で火災が発生した場合に要請を待たずに出動する応援

2 応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量、到着予定時刻を受援側に通報するものとする。

3 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

第3条 水災その他の災害等に際し要請があった場合には応援側の認定により相互に応援するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 応援の要請をしようとするときは次に掲げる事項を明らかにしてとりあえず電話その他の方法により要請し事後において、すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 種 別
- (2) 発生場所
- (3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量
- (4) 応援隊受領（誘導員配置）場所
- (5) その他必要事項

（応援隊の誘導）

第5条 受援側の消防長及び消防団長は、受援場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 応援隊の指揮は消防組織法第47条に基づき行なうものとする。

2 受援地の消防長（署長）又は、その代理指揮者が応援隊の長に対して指揮するものとする。ただし緊急を要する場合は直接応援隊の隊員に対し行なうことが出来る。

第7条 応援隊の長は現場到着、引揚げ、及び消防行動の状況を現地最高指揮者に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 応援に要した費用については、次に掲げる方法によって処理するものとする。

2 要請に基づく応援の場合

- (1) 応援に際し発生した重大な機械器具の破損に要する修理費または隊員及び一般人の死傷による療養費等の負担に関しては、関係当事者間において協議のうえ決定する。

(2) 応援出動ポンプ燃料、消火薬剤は原則として応援側の負担とする。
ただし、使用時間が長期にわたるときは関係当事者間において協議のうえ決定する。

(3) 応援出動手当及び被服等の損料等は応援側の負担とする。

3 前項以外の出動の場合

(1) 応援に要した費用は原則として、応援側の負担とする。

(2) 前号以外の費用に関しては、関係当事者間において、その都度協議のうえ決定するものとする。

(その他)

第9条 この協定実施についての必要な事項及び協定書に改廃する事項が生じたときは、協定者協議のうえ決定するものとする。

第10条 この協定は消防組織法第44条の規定以前の応援隊のものである。

附 則

1 この協定は平成18年9月1日から施行する。

2 この協定の締結により昭和48年11月1日に締結した消防相互応援協定は廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管する。

平成18年9月1日

鹿行広域事務組合

管 理 者 鬼 沢 保 平

香取広域市町村圏事務組合

管 理 者 宇 井 成 一

本協定の連絡先

香取広域市町村圏事務組合

消防本部警防課

TEL 0478-52-0119

FAX 0478-52-1199

消防相互応援協定書（稲敷地方広域市町村圏事務組合）

（協定の目的）

第1条 この協定は消防組織法第39条に規定する消防相互応援に関し次の条項により協定を締結し火災の鎮圧に万全を期し、人的物的被害を軽減し、あわせて民心の安定を図るため相互の協力体制を確立し不測の事態に対応することを目的とする。

（応援隊の派遣）

第2条 前条の規定により応援要請を受けた応援側協定者は、その区域内の警備に支障ない範囲において次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- (1) 特別応援 要請に基づいて出動する応援
- (2) 普通応援 隣接する地域で火災が発生した場合に要請を待たずに出動する応援

2 応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量、到着予定時刻を受援側に通報するものとする。

3 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

第3条 水災その他の災害等に際し要請があった場合には応援側の認定により相互に応援するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 応援の要請をしようとするときは次に掲げる事項を明らかにしてとりあえず電話その他の方法により要請し事後において、すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 種 別
- (2) 発生場所
- (3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量
- (4) 応援隊受領（誘導員配置）場所
- (5) その他必要事項

（応援隊の誘導）

第5条 受援側の消防長及び消防団長は、受援場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 応援隊の指揮は消防組織法第47条に基づき行なうものとする。

2 受援地の消防長（署長）又は、その代理指揮者が応援隊の長に対して指揮するものとする。ただし緊急を要する場合は直接応援隊の隊員に対し行なうことが出来る。

第7条 応援隊の長は現場到着、引揚げ、及び消防行動の状況を現地最高指揮者に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 応援に要した費用については、次に掲げる方法によって処理するものとする。

2 要請に基づく応援の場合

- (1) 応援に際し発生した重大な機械器具の破損に要する修理費または隊員及び一般人の死傷による療養費等の負担に関しては、関係当事者間において協議のうえ決定する。

- (2) 応援出動ポンプ燃料、消火薬剤は原則として応援側の負担とする。
ただし、使用時間が長期にわたるときは関係当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 応援出動手当及び被服等の損料等は応援側の負担とする。

3 前項以外の出動の場合

- (1) 応援に要した費用は原則として、応援側の負担とする。
 - (2) 前号以外の費用に関しては、関係当事者間において、その都度協議のうえ決定するものとする。
- (その他)

第9条 この協定実施についての必要な事項及び協定書に改廃する事項が生じたときは、協定者協議のうえ決定するものとする。

第10条 この協定は消防組織法第44条の規定以前の応援隊のものである。

附 則

- 1 この協定は平成18年9月1日から施行する。
- 2 この協定の締結により昭和48年11月1日に締結した消防相互応援協定は廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管する。

平成18年8月29日

稲敷地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 串 田 武 久

香取広域市町村圏事務組合
管 理 者 宇 井 成 一

本協定の連絡先 香取広域市町村圏事務組合 消防本部警防課 TEL 0478-52-0119 FAX 0478-52-1199
--

4-3 成田用水施設の防火用水使用に関する協定書

この協定書は、国営造成施設管理体制整備促進事業を通じ土地改良施設の多面的機能の発揮及び地域住民が一体となり火災発生緊急時の消火活動のため、香取広域市町村圏事務組合消防本部(以下「甲」という。)と成田用水土地改良区(以下「乙」という。)とは、乙が管理する成田用水事業によって建設された土地改良施設である水資源開発公団営事業(現 水資源機構)・県営事業・団体営事業(以下「施設」という。)の農業用水を利用し消火用水として甲が使用することにつき多古町(以下「丙」という。)を立会人として次のとおり協定を締結する。

第1条 成田用水受益地域の隣接で火災が発生し、緊急やむをえない場合に甲が消火及び類焼防止のため、乙が管理する施設内にある農業用水を消火用水として、使用するその取り扱い方法について定めることを目的とする。

第2条 甲の農業用水使用料は、無償とする。

第3条 乙は毎年度ごと通水計画(水田・畑)に基づき通水業務を実施するが、通水状況及びその他施設の管理業務上消火用水として使用が困難な場合もあるので、甲は了承すること。

第4条 この協定の有効期間は、締結日から甲・乙・丙のいずれかからの改廃等の申し出がない場合には、継続するものとする。

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲・乙・丙・が協議の上解決するものとする。

第6条 緊急時などの連絡先は、別紙のとおりである。

以上、この協定の締結を証するため、本書3通を作成して甲・乙・丙記名押印の上それぞれ1通を保有するものとする。

平成18年11月13日

(甲) 住 所 香取市野田53番地
 名 称 香取広域市町村圏事務組合消防本部
 代表者氏名 消防長 森田 裕明

(乙) 住 所 成田市寺台583番地3
 名 称 成田用水土地改良区
 代表者氏名 理事長 水野 清

(丙) 住 所 香取郡多古町多古584番地
 名 称 多古町
 代表者氏名 多古町長 菅澤 英毅

<p>本協定の連絡先 香取広域市町村圏事務組合 消防本部警防課 TEL 0478-52-0119 FAX 0478-52-1199</p>

4-4 北総東部用水施設の使用に関する協定書

北総東部土地改良（以下「甲」という。）と佐原市外五町消防組合（以下「乙」という。）は北総東部用水施設の農業用水の使用について佐原土地改良事務所所長を立会人として次のとおり協定する。

1. 乙は、施設内にある農業用水を緊急やむをえない火災消防の目的に使用できるものとする。
2. 乙は、前項の規定により農業用水を使用したときは、甲に対し使用した量等について文書をもって報告し、その確認を受けるものとする。
3. 乙の農業用水使用料は無償とする。
4. 乙は、取水のため施設を使用する場合は施設等の管理に支障のないように万全を期するものとする。

なお、施設を破損したときは、乙の責任によって原形に復さなければならない。

5. 甲は、乙に対し施設内の鍵を、貸与するものとする。
6. この協定期間は、協定の日より5年間とする。
7. この協定に定めのない事項、又は内容に疑義を生じた時は、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び立会人記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年6月28日

甲 香取郡山田町大角1543-19
北総東部土地改良区
理事長 齋藤 豊

乙 佐原市佐原口2127
佐原市外五町消防組合
消防長 森田裕明

丙 佐原市佐原ホ1250-3
佐原土地改良事務所
所長 伊東和雄

本協定の連絡先 香取広域市町村圏事務組合 消防本部警防課 TEL 0478-52-0119 FAX 0478-52-1199
--

4-5 成田国際空港消防相互応援協定

成田市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、山武郡市広域行政組合、四街道市、印西地区消防組合、富里市、匝瑳市横芝光町消防組合、香取広域市町村圏事務組合、栄町（以下「協定市町村等」という。）の長並びに成田国際空港株式会社の代表取締役社長（以下「空港会社社長」という。）は、成田国際空港（以下「空港」という。）及び協定市町村等の区域内（以下「その周辺」という。）における航空機災害の消火救難活動に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する災害又はその発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、相互に緊密な協力のもとに消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（応援要請）

第2条 協定市町村等の長は、当該地方団体の区域内に緊急事態が生じた場合において、当該地方団体の消防力によっては消火救難活動が著しく困難であると認めるときは、他の協定市町村等の長及び空港会社社長に対し応援を求めることができるものとする。

（応援及びその種類）

第3条 前条の規定により応援要請があったときは、協定市町村等の長及び空港会社社長は業務に重大な支障のない限り応援を行うものとする。また、この場合の応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防御のための応援隊の派遣
- (2) 救急隊の派遣
- (3) その他災害に際し必要と認めた事項

（応援要請の手続き）

第4条 応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして電話その他迅速な連絡方法により要請をすることができるものとする。また、事後において速やかにその内容を文書で提出するものとする。

- (1) 緊急事態の種類、場所及び被害の状況
- (2) 航空機の機種及び搭乗人員
- (3) 応援を要する人員、車両等の種別及び資機材の数量
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

2 応援要請に応じた出動隊が現場に到着したときは、速やかに現場指揮本部の長に連絡するものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 前条の規定により応援のために出動した応援隊の指揮は、応援を要請した協定市町村等の現場指揮者が指揮するものとする。

2 現場指揮者は、応援隊の長に対して指揮するものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長に指揮命令するに時間を要する場合は、直接隊員に命令することができる。

（費用の負担）

第6条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に協議して定めるものとする。

(緊急事態の通報)

第7条 空港会社社長は、空港に緊急事態が生じた場合には成田市長に対しすみやかに通報するものとし、その周辺に緊急事態が生じたとの情報を得たときは、緊急事態が生じた協定市町村等の長に対しすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他迅速な連絡方法により行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種及び搭乗人員
- (3) 緊急事態の発生場所、時刻及び被害の程度

(計画の策定及び訓練)

第8条 協定市町村等及び成田国際空港株式会社は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を策定し、総合訓練を実施するものとする。

(資料の交換)

第9条 協定市町村等及び成田国際空港株式会社は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器及び人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、協定の円滑な実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長又は消防団長及び成田国際空港株式会社の空港運用本部保安警備部長が協議して定めるものとする。

第11条 この協定について疑義を生じたときは、そのつど協定地方団体の長及び空港公団の総裁が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定は、平成18年7月12日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書10通を作成し、おのおの記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定の締結により、平成17年5月18日に締結した成田国際空港消防相互応援協定は廃止する。

平成18年7月12日

成 田 市

市 長

小 林 攻

佐倉市八街市酒々井町消防組合

組 合 長

長谷川 健 一

山武郡市広域行政組合

管 理 者

志 賀 直 温

四 街 道 市

市 長

高 橋 操

印西地区消防組合

管 理 者 中 村 教 彰

富 里 市

市 長 相 川 堅 治

匝瑳市横芝光町消防組合

組 合 長 江 波 戸 辰 夫

香取広域市町村圏事務組合

管理者職務代理者

香取広域市町村圏事務組合

副管理者 岩 田 利 雄

栄 町

町 長 川 崎 吉 則

成田国際空港株式会社

代表取締役社長 黒 野 匡 彦

本協定の連絡先

香取広域市町村圏事務組合

消防本部警防課

TEL 0478-52-0119

FAX 0478-52-1199

4-6 東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、千葉市、市川市、船橋市、成田市、佐倉市、習志野市、浦安市、四街道市、印旛郡酒々井町、富里市、香取広域市町村圏事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、潮来市及び鹿行広域事務組合（以下「協定市町村等」という。）の長は、協定市町村等の行政区域のうち東関東自動車道及び新空港自動車道並びにその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、協定市町村等の相互間及び東日本高速道路株式会社の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

（応援）

第2条 協定市町村等は、前条の目的を達成するため、協定区域において災害が発生した場合においては、別表に掲げる応援出場区域表に基づき応援のため消防隊、救急隊その他の人員資機材（以下「消防隊等」という。）を出場させるものとする。

ただし、船橋市にあっては、当該行政区域における火災の場合消防隊を出場させるものとする。

（特別応援）

第3条 協定区域に災害が発生し、前条の規定により当該災害の応援のため出場する市町村等（以下「出場市町村等」という。）の消防長が出場市町村等以外の協定市町村等の応援を必要と認めるときは、当該出場市町村等の消防長の通報により災害発生地を管轄する協定市町村等（以下「受援市町村等」という。）の消防長は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして協定市町村等の消防長に、特別応援の要請をすることができるものとする。

ただし、緊急やむを得ないときは、出場市町村等の消防長が特別応援の要請をすることができるものとする。

なお、この場合は、速やかに受援市町村等の消防長に通報しなければならないものとする。

- (1) 災害発生の場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

（出場）

第4条 前条の規定により特別応援の要請を受けた協定市町村等（以下「特別応援市町村等」という。）は業務に重大な支障のない限度において消防隊等を出動させるものとする。

この場合において、業務に重大な支障があり消防隊等を出動させることができない当該特別応援市町村等の消防長は、速やかにその旨を特別応援の要請者に通報するものとする。

（指揮）

第5条 前条の規定により特別応援のため出場した消防隊等の指揮は、受援市町村等の消防隊等が出場した場合は当該受援市町村等の現場指揮者が、また受援市町村等の消防隊等が出場しないときは、第2条の規定により出場した消防隊等の現場指揮者が指揮するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による応援及び第4条の規定による特別応援に要する経費等の負担は、法令そ

の他の定めのあるものを除き、次のとおりとする。

(1) 応援のため要した通常経費は、応援を行った協定市町村等の負担とする。

ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立て替えたものについては、現物又はその経費を受援市町村等が負担するものとする。

(2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材等の補給もしくは給食等を必要とする場合は、受援市町村等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

(3) 応援のため出場した消防隊等が、応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は応援を行った協定市町村等が負担するものとする。

ただし、災害地において行った救急治療の経費は受援市町村等が負担するものとする。

(4) 特別応援のため出場した消防隊等が、受援市町村等の指揮下において応援業務を遂行中第三者に損害を与えた場合、その賠償については受援市町村等がその都度関係協定市町村等と協議のうえ決定するものとする。

ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、応援等のため出場した協定市町村等が負うものとする。

(情報交換等)

第7条 協定市町村等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定市町村等の長がその都度協議のうえ決定するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、平成18年8月24日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書14通を作成し、各々記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定の締結により、平成5年4月27日に締結した東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定は廃止する。

平成18年8月24日

千葉市	
千葉市長	鶴岡 啓一
市川市	
市川市長	千葉 光行
船橋市	
船橋市長	藤代 孝七
成田市	
成田市長	小林 功
佐倉市	
佐倉市長	綿貫 博孝

習志野市

習志野市長 荒木 勇

浦安市

浦安市長 松崎 秀樹

四街道市

四街道市長 高橋 操

印旛郡酒々井町

酒々井町長 小坂 泰久

富里市

富里市長 相川 堅治

香取広域市町村圏事務組合

管理者 宇井 成一

佐倉市八街市酒々井町消防組合

組合長 長谷川 健一

潮来市

潮来市長 今泉 和

鹿行広域事務組合

管理者 鬼沢 保平

本協定の連絡先

香取広域市町村圏事務組合

消防本部警防課

TEL 0478-52-0119

FAX 0478-52-1199

別紙

応援出動区域表		
出動市町村等	出動区域	
	上り線	上り線
浦安市	—	浦安ランプから 湾岸市川インターチェンジまでの区間
市川市	湾岸市川インターチェンジから 浦安ランプまでの区間	湾岸市川インターチェンジから 湾岸習志野インターチェンジまでの区間
習志野市	湾岸習志野インターチェンジから 湾岸市川インターチェンジまでの区間	湾岸習志野インターチェンジから 湾岸千葉インターチェンジまでの区間
千葉市	千葉北インターチェンジから 湾岸習志野インターチェンジまでの区間	湾岸千葉インターチェンジから 四街道インターチェンジまでの区間
四街道市	四街道市インターチェンジから 千葉北インターチェンジまでの区間	四街道インターチェンジから 佐倉インターチェンジまでの区間
佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部	佐倉インターチェンジから 四街道市インターチェンジまでの区間	佐倉インターチェンジから 富里インターチェンジまでの区間
富里市	富里インターチェンジから 佐倉インターチェンジまでの区間	富里インターチェンジから 成田インターチェンジまでの区間
成田市	大栄インターチェンジから 成田インターチェンジまでの区間 新空港自動車道の終点から 富里インターチェンジまでの区間	成田インターチェンジから 新空港自動車道の終点までの区間 成田インターチェンジから 佐原香取インターチェンジまでの区間
香取広域 市町村圏事務組合	佐原香取インターチェンジから 大栄インターチェンジまでの区間	佐原香取インターチェンジから 潮来インターチェンジまでの区間
鹿行広域事務組合	潮来インターチェンジから 佐原香取インターチェンジまでの区間	—

5. 自衛隊関係

5-1 自衛隊の災害派遣要請の様式

第 号
年 月 日

様

千葉県知事

印

自衛隊の災害派遣について（要請）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定により下記のとおり派遣要請します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災 害 の 情 況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活 動 内 容

4 その他参考となるべき事項

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災 害 の 情 況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活 動 内 容

4 その他参考となるべき事項

第 号
年 月 日

様

千葉県知事 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年 月 日付け 第 号で要請したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収を要請します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

5-2 活動拠点候補地

番号	名称	所在地	面積	部隊展開可能規模		避難所・場所指定の有無	ヘリポート		周辺の土地利用	地面の状態	駐車スペース面積	進入・進出			水源	備考
				大隊	中隊		適否	離発着地帯				大型	中型	小型		
1	多古中学校運動場	多古2920-1	11,266㎡	○	○	有	○	120m×120m	住宅地	土	500㎡	○	○	○	有 (上水) (ブール)	
2	多古町民運動場 (多古中野球場)	多古3429	9,575㎡		○	無	○	80m×90m	住宅地 一部山林	土・芝	250㎡	△	△	○	有 (上水)	鍵は 常時開放

※ 土地面積は、税務課航空写真より算出

5-3 ヘリコプター臨時離発着場適地

番号	名称	所在地			座標 (地図1/2.5万)	広さ		自衛隊機 離発着の可否 ○：可能 △：応急のみ可			他の指定 状況	備考
		地番	緯度・経度			幅 × 長さ	区分	CH	UH	OH		
1	多古第一小学校 運動場	多古	N	35, 44, 07	UTM 多古 5165-5467	105× 60	中	○	○	○	避難場所 避難所	進入進出が容易
		2547	E	140, 27, 56								
2	多古中学校 運動場	多古	N	35, 44, 36	UTM 多古 5222-5565	120× 120	中	○	○	○	避難場所 避難所	Drヘリの発着有
		2920-1	E	140, 28, 17								
3	多古町民運動場 (多古中学校野球場)	多古	N	35, 44, 38	UTM 多古 5198-5582	80×90	中	○	○	○	自衛隊活動 拠点	一部バックネット等によ り進入が難
		3429	E	140, 28, 11								
4	多古高等学校 野球場	多古	N	35, 44, 44	UTM 多古 5183-5569	100× 100	中	○	○	○	避難場所 避難所	進入進出が困難
		3236	E	140, 27, 59								
5	多古町役場 第二駐車場	多古	N	35, 44, 05	UTM 多古 5200-5469	55×50	中		○	○		周辺に障害物多数
		697-1	E	140, 28, 08								
6	多古中央病院 職員駐車場	多古	N	35, 44, 17	UTM 多古 5235-5501	55×40	中		△	△		発着場に電灯有
		388-1	E	140, 28, 22								
7	多古第二小学校 運動場	喜多井野	N	35, 45, 06	UTM 多古 5012-5653	45×65	小		△	△	避難場所 避難所	駐車場が狭い
		154-2	E	140, 26, 54								
8	多古町民 牛尾運動場	牛尾	N	35, 42, 37	UTM 多古 5093-5194	45×80	小		○	○	避難場所 避難所	進入進出が容易
		1114	E	140, 27, 26								
9	久賀小学校 運動場	大門	N	35, 46, 42	UTM 成田国際空港 5093-5194	80×50	中		○	○	避難場所 避難所	進入進出が容易 Drヘリの発着有
		205-6	E	140, 27, 37								
10	十余三小学校 跡地	十余三	N	35, 47, 38	UTM 成田国際空港 5079-6123	40× 60	小		△	△	避難場所	周辺に障害物多数
		278-1	E	140, 27, 17								
11	久賀小学校跡地 (久賀郵便局裏)	次浦	N	35, 46, 42	UTM 成田国際空港 5371-5956	80× 50	中		○	○	避難場所	
		1056	E	140, 29, 14								
12	久賀中学校跡地 (西古内グラウンド)	西古内	N	35, 45, 58	UTM 成田国際空港 5320-5858	105× 110	中	○	○	○		
		321	E	140, 28, 45								
13	多古町民 常磐運動場	南玉造	N	35, 46, 11	UTM 多古 5629-5855	80× 90	中	○	○	○		周辺に立木あり
		224-2	E	140, 30, 58								
14	中村小学校 磐運動場	南中	N	35, 44, 27	UTM 多古 5400-5534	120× 60	中	○	○	○	避難場所 避難所	Drヘリの発着有
		349-2	E	140, 29, 28								

6. その他

6-1 急傾斜地崩壊危険箇所

自然崖

番号	箇所番号	箇所名	所在地	備考
1	Ⅱ-1669	多古1	多古町多古	
2	Ⅱ-1674	多古2	多古町多古	
3	Ⅱ-1677	多古3	多古町多古	
4	Ⅱ-1678	多古4	多古町多古	
5	I-0441	居合谷	多古町多古字居合谷	
6	I-0442	高根1	多古町多古字駒木台	
7	I-0447	高根2	多古町多古字高根台	
8	I-0456	新町	多古町多古字新町	指定済
9	I-0461	大原内1	多古町多古字大原内	指定済
10	Ⅱ-6896	大原内2	多古町多古字大原内	指定済
11	I-0473	本町1	多古町多古字本町	指定済
12	I-0480	本町2	多古町多古字本町	指定済
13	Ⅱ-6897	切通	多古町多古字切通	
14	I-0446	広沼	多古町染井	
15	I-0438	染井1	多古町染井	指定済
16	I-0444	染井2	多古町染井	指定済
17	Ⅱ-1670	染井3	多古町染井	
18	Ⅱ-1671	染井4	多古町染井	
19	Ⅱ-1672	染井5	多古町染井	
20	Ⅱ-1673	染井6	多古町染井	
21	Ⅱ-1675	染井7	多古町染井	
22	Ⅱ-1676	染井8	多古町染井	
23	I-0474	林1	多古町林	指定済
24	I-0475	林2	多古町林	指定済
25	I-0476	林3	多古町林	指定済
26	Ⅱ-1665	林4	多古町林	
27	Ⅱ-1666	林5	多古町林	
28	Ⅱ-1688	林6	多古町林	
29	I-0458	水戸1	多古町水戸	指定済
30	I-0459	水戸2	多古町水戸	指定済
31	Ⅱ-1689	水戸3	多古町水戸	
32	Ⅱ-1690	水戸4	多古町水戸	
33	Ⅱ-1691	水戸5	多古町水戸	

番号	箇所番号	箇所名	所在地	備考
34	Ⅱ-1692	水戸6	多古町水戸	
35	Ⅱ-1693	水戸7	多古町水戸	
36	Ⅲ-1115	水戸8	多古町水戸	
37	I-0439	船越1	多古町船越	指定済
38	I-0464	船越2	多古町船越	指定済
39	Ⅱ-1694	船越3	多古町船越	
40	Ⅱ-1695	船越4	多古町船越	
41	Ⅱ-1696	船越5	多古町船越	
42	I-0437	牛尾1	多古町牛尾	指定済
43	I-0440	牛尾2	多古町牛尾	指定済
44	I-0455	牛尾3	多古町牛尾	指定済
45	I-1305	牛尾4	多古町牛尾字居山	指定済
46	Ⅱ-1687	牛尾5	多古町牛尾	
47	Ⅱ-1697	牛尾6	多古町牛尾	
48	Ⅱ-1698	牛尾7	多古町牛尾	
49	I-0450	佐野1	多古町字佐野下	
50	I-0478	佐野2	多古町喜多字佐野下	指定済
51	I-0463	東佐野	多古町喜多字東佐野	指定済
52	I-0477	五反田	多古町五反田	指定済
53	Ⅱ-7067	喜多1	多古町喜多	
54	I-1518	飯笹1	多古町飯笹	指定済
55	Ⅱ-1642	飯笹2	多古町飯笹	
56	Ⅱ-1643	飯笹3	多古町飯笹	
57	Ⅱ-1659	飯笹4	多古町飯笹	
58	Ⅱ-1664	飯笹5	多古町飯笹	
59	Ⅲ-1104	飯笹6	多古町飯笹	
60	Ⅲ-1107	飯笹7	多古町飯笹	
61	I-1519	間倉1	多古町間倉	
62	Ⅱ-1660	間倉2	多古町間倉	
63	Ⅱ-1663	間倉3	多古町間倉	
64	Ⅱ-1640	一畝田1	多古町一畝田	
65	Ⅱ-1641	一畝田2	多古町一畝田	
66	I-0448	高津原1	多古町高津原	指定済
67	Ⅱ-1648	高津原2	多古町高津原	
68	Ⅱ-1652	高津原3	多古町高津原	
69	Ⅱ-1700	高津原4	多古町高津原	
70	Ⅲ-0113	高津原5	多古町高津原	

番号	箇所番号	箇所名	所在地	備考
71	Ⅱ-1644	大門1	多古町大門	
72	Ⅱ-1645	大門2	多古町大門	
73	Ⅱ-1699	桧木	多古町桧木	
74	I-0452	出沼1	多古町出沼	指定済
75	I-0453	出沼2	多古町出沼	指定済
76	Ⅲ-1103	十余三	多古町十余三	
77	Ⅱ-6898	谷三倉	多古町谷三倉	
78	Ⅱ-1638	谷三倉1	多古町谷三倉	
79	Ⅱ-1639	谷三倉2	多古町谷三倉	
80	Ⅱ-1646	次浦1	多古町次浦	
81	Ⅱ-1647	次浦2	多古町次浦	
82	Ⅱ-1649	次浦3	多古町次浦	
83	Ⅱ-1650	西古内1	多古町西古内	
84	Ⅱ-1651	西古内2	多古町西古内	
85	Ⅲ-1102	西古内3	多古町西古内	
86	Ⅲ-1105	西古内4	多古町西古内	
87	Ⅲ-1106	西古内5	多古町西古内	
88	I-0445	御所台	多古町御所台	
89	I-0479	寺作	多古町寺作	
90	I-0434	井戸山1	多古町井戸山	
91	I-1308	井戸山2	多古町井戸山	指定済
92	Ⅱ-1653	南玉造1	多古町南玉造	
93	Ⅱ-1654	南玉造2	多古町南玉造	
94	Ⅱ-1656	南玉造3	多古町南玉造	
95	Ⅱ-1657	南玉造4	多古町南玉造	
96	Ⅲ-0114	南玉造5	多古町南玉造	
97	Ⅲ-0115	南玉造6	多古町南玉造	
98	Ⅱ-6899	志代地	多古町南玉造字志代地	
99	I-0471	柏熊	多古町南玉造字柏熊	
100	I-0481	柏熊古墳	多古町南玉造字柏熊	
101	I-0454	松葉	多古町東松崎字松葉	指定済
102	I-0435	引越1	多古町東松崎字引越	指定済
103	I-0436	引越2	多古町東松崎字引越	指定済
104	Ⅱ-1655	東松崎1	多古町東松崎	
105	Ⅱ-1658	東松崎2	多古町東松崎	
106	I-0451	坂1	多古町坂	
107	I-1304	坂2	多古町坂字ウシロ	指定済

番号	箇所番号	箇所名	所在地	備考
108	I-0472	方田	多古町方田	指定済
109	II-1681	南中1	多古町南中	
110	II-1682	南中2	多古町南中	
111	II-1683	南中3	多古町南中	
112	II-1684	南中4	多古町南中	
113	III-1108	南中5	多古町南中	
114	III-1109	南中6	多古町南中	
115	I-0449	高田	多古町南中字高田	
116	I-1306	東谷	多古町南中字東谷	
117	I-0468	南並木1	多古町南並木	指定済
118	I-0469	南並木2	多古町南並木	指定済
119	II-1685	南並木3	多古町南並木	
120	I-0465	南借当	多古町南借当	
121	I-1520	北中1	多古町北中	指定済
122	II-1667	北中2	多古町北中	
123	II-1668	北中3	多古町北中	
124	II-1679	北中4	多古町北中	
125	II-1680	北中5	多古町北中	
126	I-0470	宮	多古町北中字宮	指定済
127	I-1307	北場	多古町北中字北場	指定済

【参考URL】 ちば情報マップ CIM

<http://map.pref.chiba.lg.jp/themelist.asp?mtl=132&ntp=6600>

6-2 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

指定番号	地区名	所在地	指定面積 (㎡)	告示番号及び指定年月日
14	居合谷	多古町居合谷	37,764.00	千第140号 S47.2.25
16	高根台	多古町高根台	15,148.00	千第404号 S47.6.2
23	高田	多古町高田	62,065.06	千第661号 S47.9.26
59	切通	多古町切通	25,610.30	千葉853号 S54.11.2 千葉329号 H11.3.26
60	広沼	多古町広沼	27,875.92	千第854号 S54.11.2 千葉414号 H20.4.8
89	坂	多古町坂字砂子	20,001.50	千第338号 S57.4.13
142	南借当	多古町南借当	65,155.26	千第722号 S59.7.20
143	台作	多古町御所台	58,297.90	千第722号 S59.7.20
179	高根	多古町多古	14,333.43	千第1016号 S60.10.15
280	佐野	多古町喜多	11,524.00	千第1119号 H3.12.24
312	柏熊	多古町南玉造字柏熊	9,931.58	千第27号 H6.1.14
319	志代地	多古町南玉造字志代地	4,084.95	千第385号 H6.3.29
338	谷三倉	多古町谷三倉字ワキ	5,798.88	千第189号 H7.3.3
357	寺作	多古町寺作字内谷	35,573.11	千第348号 H8.3.26
378	井戸山	多古町井戸山	6,564.22	千第719号 H10.9.4
380	南中	多古町南中	5,411.85	千第743号 H10.9.18
461	柏熊2	多古町南玉造	26,951.69	千葉209号 H15.12.26

【参考URL】急傾斜地崩壊危険区域（多古町）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/kyuukeisha/tako.html>

6-3 土砂災害警戒区域等の指定状況

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1	染井1	I-0438	多古町染井	急傾斜地の崩壊	H21.3.13	千第212号	千第215号
2	出沼1	I-0452	多古町出沼	急傾斜地の崩壊	H21.3.13	千第212号	千第215号
3	出沼2	I-0453	多古町出沼	急傾斜地の崩壊	H21.3.13	千第212号	千第215号
4	大原内1	I-0461	多古町多古字大原内	急傾斜地の崩壊	H21.3.13	千第212号	千第215号
5	方田	I-0472	多古町方田	急傾斜地の崩壊	H21.3.13	千第212号	千第215号
6	本町1	I-0473	多古町多古字本町	急傾斜地の崩壊	H21.3.13	千第212号	千第215号
7	五反田	I-0477	多古町五反田	急傾斜地の崩壊	H21.3.13	千第212号	千第215号
8	本町2	I-0480	多古町多古字本町	急傾斜地の崩壊	H21.3.13	千第212号	千第215号
9	飯笹1	I-1518	多古町飯笹	急傾斜地の崩壊	H21.3.13	千第212号	千第215号
10	北中1	I-1520	多古町北中	急傾斜地の崩壊	H21.3.13	千第212号	千第215号
11	引越1	I-0435	多古町東松崎	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
12	引越2	I-0436	多古町東松崎	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
13	牛尾1	I-0437	多古町牛尾	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
14	船越1	I-0439	多古町船越	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
15	牛尾2	I-0440	多古町牛尾	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
16	染井2	I-0444	多古町染井	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
17	高津原1	I-0448	多古町高津原	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
18	松葉	I-0454	多古町東松崎	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
19	牛尾3	I-0455	多古町牛尾	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
20	新町	I-0456	多古町多古	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
21	水戸1	I-0458	多古町水戸	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
22	水戸2	I-0459	多古町水戸	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象 の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
23	東佐野	I-0463	多古町喜多	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
24	船越2	I-0464	多古町船越	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
25	南並木1	I-0468	多古町南並木	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
26	南並木2	I-0469	多古町南並木	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
27	宮	I-0470	多古町北中	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
28	林1	I-0474	多古町林	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
29	林2	I-0475	多古町林	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
30	林3	I-0476	多古町林	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
31	佐野2	I-0478	多古町喜多	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
32	坂2	I-1304	多古町坂	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
33	牛尾4	I-1305	多古町牛尾	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
34	北場	I-1307	多古町北中	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
35	井戸山2	I-1308	多古町井戸山	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号
36	大原内2	II-6896	多古町多古	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	千第83号	千第84号

【参考URL】土砂災害警戒区域等の指定（香取郡多古町）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/keikai/tako.html>

6-4 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）の状況

番号	危険地区 番号	所在地	危険度	着手状況
1	1	多古町大門字入作	C	一部概成
2	2	多古町次浦字坂中	B	概成
3	4	多古町南玉造字輪ノ内台	C	無
4	5	多古町東松崎字引越	A	概成
5	7	多古町井戸山字北ノ内	B	概成
6	8	多古町北中字北場	C	無
7	9	多古町南中字西谷	B	無
8	10	多古町南中字東谷	C	無
9	11	多古町南並木字高野台	A	概成
10	12	多古町南並木字船戸	B	概成
11	13	多古町染井字原台	B	一部概成
12	16	多古町染井字染谷	A	無
13	17	多古町多古字大原内	B	一部概成
14	18	多古町多古字多古台	B	一部概成
15	19	多古町林字平名内	B	一部概成
16	20	多古町五反田字登楼道	C	概成
17	21	多古町喜多字居下	B	一部概成
18	22	多古町喜多字神ノ上	A	概成
19	24	多古町飯笹字辻尾台	B	無
20	25	多古町東松崎字戸城	C	概成
21	26	多古町坂字谷	C	無
22	27	多古町方田字宮台	B	無
23	28	多古町南玉造字大六台	B	一部概成
24	29	多古町北中字亀甲	C	一部概成
25	30	多古町船越字寅谷	C	概成
26	31	多古町船越字大塚	C	概成
27	32	多古町船越字大塚	B	概成
28	33	多古町牛尾字戸上	B	概成
29	34	多古町牛尾字浅間下	C	概成
30	35	多古町牛尾字辺田台	C	概成
31	36	多古町牛尾字白幡山	B	無
32	37	多古町牛尾字天王台	B	概成
33	38	多古町林字向台	C	概成
34	39	多古町高津原字向谷	C	概成

番号	危険地区 番号	所在地	危険度	着手状況
35	40	多古町船越字堂島	C	概成
36	41	多古町水戸字能佐台	B	概成
37	42	多古町谷三倉字門戸	B	無
38	43	多古町飯笹字渡戸	C	概成
39	44	多古町坂字谷尻	C	一部概成
40	45	多古町南玉造字柏熊	B	無
41	46	多古町飯笹字タキ	C	無
42	47	多古町喜多大原字諏訪崎	C	無
43	48	多古町高津原字東山	C	概成
44	49	多古町西古内字石橋台	C	概成
45	50	多古町井戸山字坊山	C	概成
46	51	多古町井戸山字水神場	C	概成
47	52	多古町多古字城山	B	概成
48	53	多古町多古字城山下	C	概成
49	54	多古町東松崎字立下	B	概成
50	55	多古町水戸字海老屋台	C	概成
51	56	多古町船越字堂島	C	概成
52	57	多古町牛尾字居山	C	概成
53	58	多古町北中字神行	C	概成

【参考URL】山地災害危険地区一覧表

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/saigai/ichiran.html>

6-5 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所一覧

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								指定避難所 との重複	想定収容 人数	
				洪水	崖崩れ 土石流 及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象			
1	多古第一小学校	多古2547	0479-76-2752	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,045
2	旧多古第二小学校	喜多井野154-2	0479-76-7811	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,922
3	久賀小学校	大門205-6	0479-75-1155	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5,047
4	常磐小学校	南玉造162	0479-76-9515	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,487
5	中村小学校	南中349-2	0479-76-2456	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,558
6	多古中学校	多古2920-1	0479-76-5261	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5,633
7	多古高等学校	多古3236	0479-76-2557	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11,524
8	多古第二小学校一鍛田校舎跡地	一鍛田292	0479-76-2611	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	340
9	多古町民牛尾運動場	牛尾1114	0479-76-7811	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,147
10	久賀小学校跡地	次浦1506	0479-76-2611	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,079
11	興新小学校跡地	高津原285-1	0479-76-2611	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,149
12	十余三小学校跡地	十余三278-1	0479-76-2611	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,496

想定収容人数は、1人当たり2㎡として算出

6-6 指定避難所

指定避難所一覧

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難場所 との重複	災害対策基本法施行令 第20条の6第5号に 規定する指定基準を 満たすものであるか	想定収容人数
1	多古第一小学校(体育館)	多古2547	0479-76-2752	○		200
2	多古町民第二体育館	喜多井野154-2	0479-76-7811	○		100
3	久賀小学校(体育館)	大門205-6	0479-75-1155	○		181
4	常磐小学校(体育館)	南玉造162	0479-76-9515	○		153
5	中村小学校(体育館)	南中349-2	0479-76-2456	○		102
6	多古中学校(体育館)	多古2920-1	0479-76-5261	○		297
7	多古高等学校(大体育館)	多古3236	0479-76-2557	○		250
8	多古高等学校(小体育館)	多古3236	0479-76-2557	○		71
9	多古町民牛尾体育館	牛尾1114	0479-76-7811	○		100
10	多古町保健福祉センター	多古2848	0479-76-3185		○	58

想定収容人数は、1人当たり4㎡として算出

6-7 福祉避難所

番号	施設名	所在
1	多古町保健福祉センター	多古2848

協定により福祉避難所として利用可能な施設

番号	施設名	所在	施設種別
1	小規模多機能型居宅介護 ルミナスおたがいさま	多古町多古674-2	小規模多機能型居宅介護施設
2	ひかり学園	多古町北中1309-160	障がい者支援施設
3	第2ひかり学園	多古町北中1269	障がい者支援施設
4	多古特別養護老人ホーム	多古町南玉造460-36	介護福祉施設 (特別養護老人ホーム)
5	八日市場学園	匝瑳市安久山310-5	障がい者支援施設

6-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表

千葉県災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	<p>〈基本額〉 避難所設置費 1人1日当たり310円以内 〈加算額〉 冬季 別に定める額を加算</p> <p>高齢者等の要援護者に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	災害発生の日から7日以内	<p>1 費用は、避難所設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p>						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<p>1 規格 1戸当たり平均29.7㎡ (9坪)を基準とする。</p> <p>2 限度額 1戸当たり 2,530,000円以内</p> <p>3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる)</p>	災害発生の日から20日以内に着工	<p>1 平均1戸当たり29.7㎡、 2,401,000円以内であればよい。</p> <p>2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>3 供与期間 最高2年以内</p> <p>4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</p>						
炊き出しその他による食品の供与	<p>1 避難所に避難している者</p> <p>2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者</p>	1人1日当たり1,040円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること						
		2 下記金額の範囲内								
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人ますごとに加算
		単位百円								
		全壊 全流			夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200
	冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700			
半壊 半床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500			
	冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400			

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 206,000円以内 小人(12才未満) 164,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗淨・消毒等) 1体当たり3,400円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,200円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実績	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師・歯科医師 24,100円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,600円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 15,100円以内 救急救命士 15,700円以内 土木技術・建築技術者 15,600円以内 大工 24,000円以内 左官 23,000円以内 とび職 23,200円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

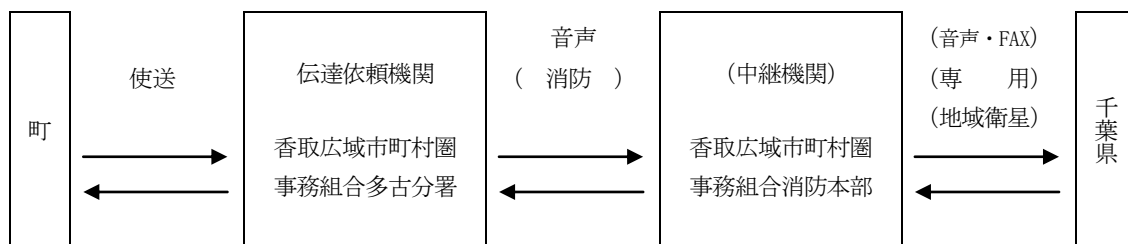
※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【参考URL】 災害救助法施行細則の一部を改正する規則の制定について (平成26年千葉県規則第59号)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/saigaikyujohou/saisokukaiseih26.html>

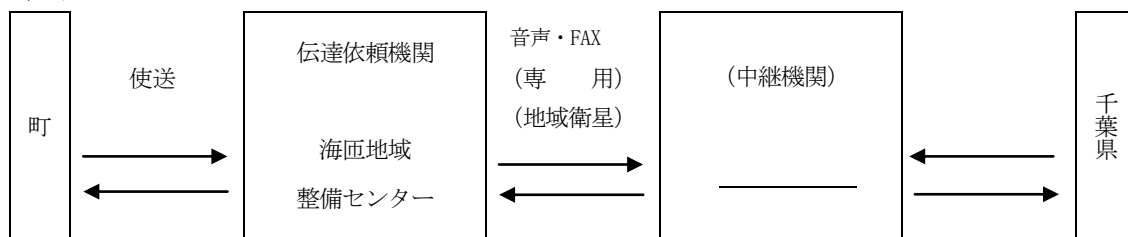
6-9 非常通信ルート

現在、県と市町村との間の災害時の通信手段として千葉県防災行政無線が整備されているところであるが、この防災行政無線が途絶した際（多古町の千葉県防災行政無線及び公衆回線設備が使用不能の場合）の非常通信ルートについては、下記のとおりである。

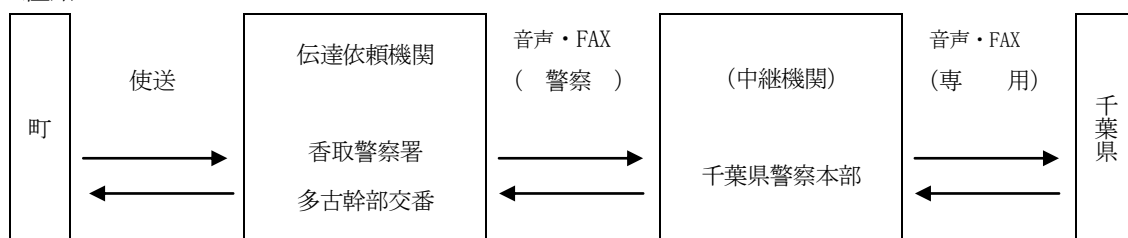
第1経路



第2経路



第3経路



6-10 火災・災害等即報要領

(平成24年5月31日付け消防庁第111号消防庁長官通知)

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防庁第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防庁第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

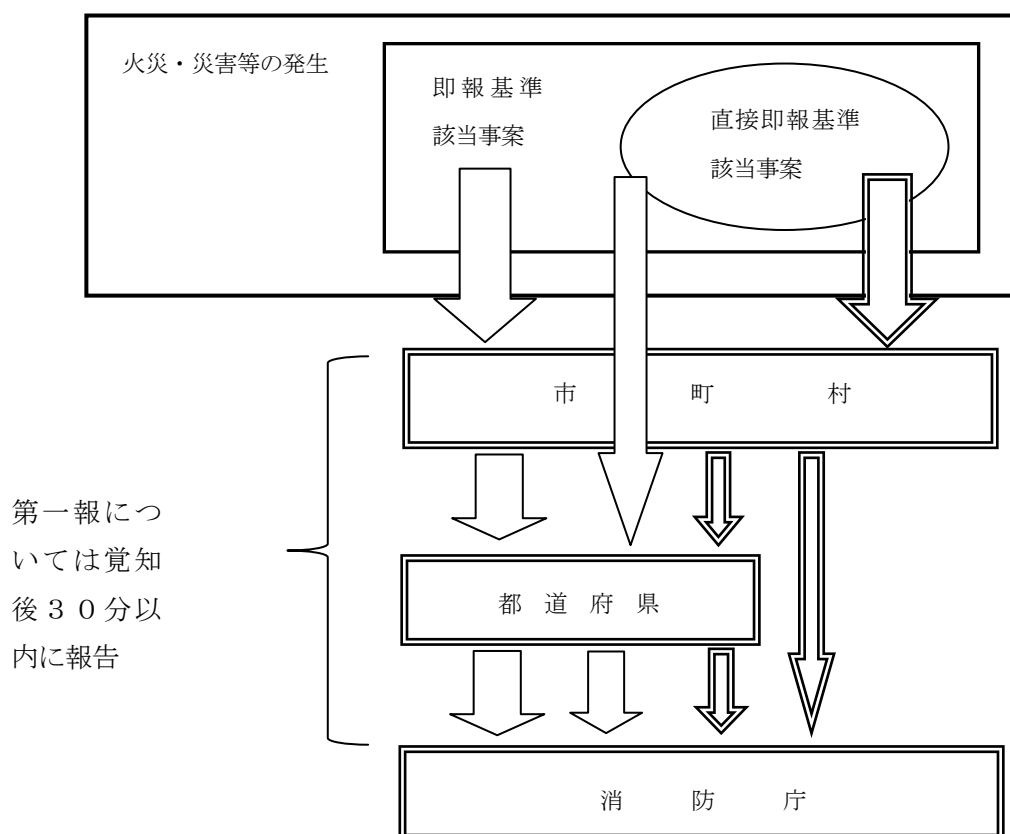
(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を

都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保持するものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様

の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めると

ころによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

3) 林野火災

ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

※ 必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)

- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度
- 2 第2号様式(特定の事故)
 - (1) 事故名(表頭)及び事故種別
特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
 - (2) 事業所名
「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
 - (3) 特別防災区域
防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
 - (4) 覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
 - (5) 物質の区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
 - (6) 施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
 - (7) 施設の概要
「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。
 - (8) 事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
 - (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
 - (10) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
 - (11) その他参考事項
以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

- ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。
- イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式-その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式-その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本

部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)			分
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者	重症 人 中等症 人 軽症 人				
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや	棟棟棟 棟棟棟 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署) 消防団 その他	台 台	人 人 人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項に付いては、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。

第2号様式 (特定の事故)

事故名 { <ul style="list-style-type: none"> 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故 	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()		
発生場所			
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕	
発生日時 (覚知日時)	発見日時	月 日 時 分	
	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()		
施設の概要	危険物施設の区分		
事故の概要			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人()
		重症	人()
		中等症	人()
		軽症	人()
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関	出場人員	出場資機材
	事 自衛防災組織	人	
	業 共同防災組織	人	
	所 その他	人	
	消防本部(署)	台 人	
	消防団	台 人	
	海上保安庁	人	
	自衛隊	人	
警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	その他	人	
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	
不明	人		
救急活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

（注） 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県			災害名		区分		被害	
災害名・ 報告番号	第 報		田	流失・埋没	ha	畑	流失・埋没	ha
	(月 日 時現在)			冠 水	ha		冠 水	ha
報告者名			そ	文教施設		箇所		
				病院		箇所		
区分			の	道路		箇所		
被害				橋りょう		箇所		
人的被害	死者		人	河川		箇所		
	行方不明者		人	港湾		箇所		
	負傷者	重傷	人	砂防		箇所		
		軽傷	人	清掃施設		箇所		
住家被害	全壊		棟	崖くずれ		箇所		
	半壊		世帯	鉄道不通		箇所		
			人	被害船舶		隻		
			棟	水道		戸		
			世帯	電話		回線		
			人	電気		戸		
被害	一部破損		棟	ガス		戸		
			世帯	ブロック塀等		箇所		
			人					
非住家	床上浸水		棟	り 災 世 帯 数		世帯		
			世帯	り 災 者 数		人		
			人					
非住家	公共建物		棟	火災発生		建物		件
						危険物		件
	その他		棟			その他		件

区 分		被 害	災 害 対 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県	市 町 村
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数		団体			
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 害 適 用 市 救 助 村 法 名	計	団体
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額	千円	消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況				

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数と記入すること。

6-11 災害時要援護者避難支援プラン全体計画（平成23年3月）

1 基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等）

近年、台風や集中豪雨により全国各地で大きな災害が発生している。こうした中、避難に時間を要する災害時要援護者の被災が目立っていることから、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要です。

このためには、各地域において、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定していく必要があります。

なお、要援護者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、要援護者マップ等を作成するなど、日頃から障害者・高齢者関係施設等の場所や在宅の障害者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施することが重要です。

この計画は、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本町における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とするものです。

2 避難支援プランの対象者の考え方（範囲）

本町における避難支援プラン（個別計画）の対象者となる災害時要援護者は、次にあげる者のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者とします。

- ・介護保険における要介護・要支援認定者
- ・障害者
- ・妊産婦及び乳幼児
- ・難病患者
- ・一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者
- ・日本語に不慣れな在住外国人
- ・その他町長が必要と認める者

なお、避難支援プラン（個別計画）の策定に当たっては、支援すべき災害時要援護者の優先度を検討し、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立のおそれのある地域の者を重点的・優先的に進めます。

3 災害時要援護者情報の収集・共有の方法

災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から災害時要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。

町は、次に掲げる通常業務等を通じて災害時要援護者情報の把握に努めるものとします。

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- ② 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する。
- ③ 妊産婦及び乳幼児の情報に関しては、母子健康手帳の発行状況や住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ④ 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ⑤ 民生委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する。
- ⑥ 福祉団体、国際交流団体など関係団体からの情報収集により把握する。

また、個別計画を策定するための方式は、下記の3つの方式によるものとします。

ア 関係機関共有方式

町は、防災担当部局と福祉担当部局等がそれぞれ把握している災害時要援護者に関する情報について、多古町個人情報保護条例第9条の規定に基づき、関係部局での共有に努めるとともに、住所や氏名等の基本的な情報については、自治会、自主防災組織、多古町社会福祉協議会、民生委員・児童委員に対して、多古町個人情報保護審査会への諮問・了承を経て、当該情報の提供を行うものとする。なお、災害時要援護者リストの整備や避難支援プラン（個別計画）の策定にあたって、これらの基本的な情報に加え、さらに詳細な情報を把握する必要がある場合には、災害時要援護者本人の同意を得ながら収集するものとする。

自治会、自主防災組織等に災害時要援護者に関する情報を提供する場合については、誓約書等の提出により守秘義務を確保するとともに、研修会の実施などにより、その周知を図る。

イ 手上げ方式

2の避難支援プランの対象者の範囲にある者で、災害時の避難支援を希望し、平常時から自治会、自主防災組織、多古町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に個人情報を開示することに同意するものは、「避難支援プラン・個別計画」（別紙）に必要事項を記入し、町長に提出しなければならないものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。

このため、町は、広報、ホームページ等を利用して、災害時要援護者登録制度を広く周知する。

ウ 同意方式

自治会、自主防災組織、多古町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等は、地域において支援が必要な人を把握し、災害時要援護者リストへの登録を直接働きかける。

町は、登録に際しては、自治会、自主防災組織、多古町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、避難支援者等に個人情報を開示することについて要援護者から同意を得る。

4 避難支援体制

町役場内に、横断的組織として「災害時要援護者支援班」を設けます。災害時要援護者支援班の位置付け、構成及び業務は以下のとおりとします。

① 位置付け

平常時は、福祉関係部局や防災関係部局で横断的なPT（プロジェクト・チーム）を設置し、災害時は、災害対策本部の中の福祉関係部門内に設置。

② 構成

平常時は、班長（保健福祉課長）、班員（福祉担当者、防災担当者等）で構成し、避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、自治会、自主防災組織、多古町社会福祉協議会等の関係者等の参加を得ながら進めること。災害時は、基本的に保健福祉課長・福祉担当者で構成。

③ 業務

平常時：災害時要援護者情報の共有化、避難支援プランの策定、災害時要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等

災害時：避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の要援護者担当班（仮称）等との連携・情報共有等

町は、自治会、自主防災組織、多古町社会福祉協議会、消防団、福祉関係者と連携し、個々の災害時要援護者に対応する避難支援者を明確化するものとします。

避難支援者は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自治会、自主防災組織、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出します。避難支援者の選定に当たっては、災害時要援護者に対し、災害時要援護者の支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや支援者の不在や被災などにより、災害時要援護者の支援が困難となる場合もあり、災害時要援護者の自助が必要不可欠であることについての周知に努めます。

さらに、災害時要援護者の支援体制を整備するにあたっては、地域において災害時要援護者支援に関する人材を育成し、支援者を増やしていくことに努めます。

5 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準を明確化するものとします。判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定めるものとします。

情報伝達は、下記によって行うこととします。

① 災害時要援護者への情報伝達

町は、防災行政無線やインターネット、ファクシミリなど様々な手段を確保し、要援護者へ避難準備情報等の防災情報を提供する。

・情報伝達手段

- ア 防災行政無線の活用（戸別受信機を含む）
- イ インターネット（町ホームページ、電子メール、携帯電話メール）の活用
- ウ 電話、ファクシミリの活用
- エ 広報車・消防団による広報
- オ 放送事業者への情報提供

② 避難支援者への情報伝達

町は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報伝達することにより、避難支援者へ避難準備情報等の防災情報を伝達する。

③ 災害時要援護者関連施設への情報伝達

町は、災害時要援護者関連施設が要援護者の支援体制を速やかに整えられるよう、防災情報を積極的に提供し、要援護者の支援体制の確保に努める。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が災害時要支援者宅を直接訪問するなどして避難準備情報等を伝えることも考慮します。

6 洪水・土砂災害ハザードマップ等の整備・活用方法

各種ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する自治体の窓口での配布、インターネットの利用による公開等の実施に努めます。

また、各種ハザードマップを用いて災害時要援護者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に災害時要援護者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとします。

併せて、消防、警察、自治会、自主防災組織、避難支援者等と平時から災害時に避難支援を必要とする在宅の災害時要援護者に関する情報を共有し、これらの情報と各種ハザードマップを組

み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築します。

さらに、各種ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、避難場所や避難経路の確認等を行い、洪水、土砂災害に備えることとします。

7 避難誘導の手段・経路等

風水害による災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、町と地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行うこととします。

そのため、平時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、町、自治会、自主防災組織、消防本部、消防団等の役割分担を明確にしつつ連携して対応します。

また、災害時要援護者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに避難経路を確認しておくよう努めることとします。

なお、避難経路の選定に当たっては、危険な箇所を避け、災害時要援護者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めることとします。

8 避難所における支援方法

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、災害時要援護者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととします。

避難所には、災害時要援護者の要望を把握するため、災害時要援護者支援班等が中心になり、自治会、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要援護者担当班（仮称）を設置し、要援護者用相談窓口を設けることとします。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には、女性の担当者も配置するなどの配慮を行います。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要なことから、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、災害時要援護者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行うこととします。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととします。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものとなることから、特に視覚障害

者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うこととします。

(2) 福祉避難所の指定

災害時要援護者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所について、「3 要援護者情報の収集・共有の方法」により把握した災害時要援護者情報をもとに福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行い、予め指定するよう努めることとします。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、災害時要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉施設等の既存施設を活用することとします。

福祉避難所を指定した場合は、避難支援プラン（個別計画）の策定を通して、その所在や避難方法を災害時要援護者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得られるよう努めます。

9 災害時要援護者避難訓練の実施

災害時要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、災害時要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、自治会、自主防災組織、消防団等は、普段から防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要です。

また、在宅の災害時要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要です。

このため、まずは自治会、自主防災組織が中心となり、災害時要援護者や避難支援者とともに、災害時要援護者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図ることが大切です。

避難訓練には、地域住民や災害時要援護者、支援者が積極的に参加し、災害時要援護者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られます。

このため、町主催の防災訓練などにおいて、災害時要援護者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行うよう努めます。

10 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、災害時要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、災害時要援護者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要です。

このため、おおむね平成25年度を目途に、自治会、自主防災組織、多古町社会福祉協議会、

民生委員・児童委員等の協力を得ながら、別紙のとおり避難支援プラン（個別計画）を策定する。

（1）個別計画の策定方法

個別計画の策定に当たっては、多古町個人情報保護条例の規定に基づき、町は自治会、自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者と災害時要援護者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有した上で、これら関係者が中心となって、災害時要援護者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成することとします。なお、支援者については、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団などの話し合いなどであらかじめ災害時要援護者に紹介できる候補者を定めるとともに、支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の支援者を決めておくこととします。

また、個別計画は、災害時要援護者本人、その家族及び町の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等災害時要援護者本人が同意した者に配布することとします。その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保します。

（2）個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの災害時要援護者を対象としていることから、災害時要援護者の個人情報が多く含まれています。したがって、上記（1）のとおり、その個人情報の保護に留意します。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくことが重要です。

具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新を行います。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行うこととします。

（3）個別計画の管理

個別計画の内容は、個別計画を配布した関係者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意します。個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮します。

6-12 緊急輸送道路

千葉県緊急輸送道路1次路線

番号	路線名	起点	終点	管理者	備考
1	一般国道296号	船橋市宮本	匝瑳市仲町	県	陸上自衛隊習志野駐屯地アクセス

千葉県緊急輸送道路2次路線

番号	路線名	起点	終点	管理者	備考
1	主要地方道 多古笹本線	多古町染井	多古町南中	県	
2	一般県道 多古山田線	多古町南中	多古町東松崎	県	
3	八日市場山田線	多古町東松崎	香取市大角	県	

多古町緊急輸送道路

番号	路線名	管理者	備考
1	主要地方道 横芝下総線	県	
2	一般県道 多古栗源線	県	
3	一般県道 佐原多古線	県	
4	一級町道 染井間倉線	町	
5	一級町道 水戸千田線	町	
6	一級町道 西古内・南玉造線	町	

【参考URL】緊急輸送道路

<https://www.pref.chiba.lg.jp/doukan/douroiji/yusou.html>

6-13 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等

1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱（抜粋）の要旨

災害対策基本法第76条第1項（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又は大規模地震対策特別措置法第9条（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）の規定により東海地震に係る警戒宣言が発令された場合（以下「災害発生時等」という。）において、公安委員会は、災対法第76条第1項の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができるとされ、また、地震法第24条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされている。

この場合、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）及び地震法第24条に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）については、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年第385号。以下「地震法施行令」という。）第12条第1項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する処理能力が十分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動（以下「災害時応急対策等」という。）を迅速かつ円滑に行なうためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務の迅速化を図ることが必要であることから本要綱を制定し、災害応急対策の適正を図ることとした。

2 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

① 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行なうものとする。

(1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行なう事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

(ア) 災対法に基づく災害応急対策

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - h 緊急輸送の確保に関する事項
 - i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (イ) 地震法に基づく地震防災応急対策
- a 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
 - b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
 - d 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 - e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
 - f 緊急輸送の確保に関する事項
 - g 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
 - h その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく緊急事態応急対策
- a 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の収集の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
 - b 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
 - c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - d 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
 - e 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
 - f 緊急輸送の確保に関する事項
 - g 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
 - h その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項
- (エ) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づく国民の保護に関する対策
- a 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
 - b 施設及び設備の応急の措置に関する事項
 - c 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

- d 輸送及び通信に関する措置
- e 国民の生活の安定に関する措置
- f 被害の復旧に関する措置

(2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

(ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第1号様式）2通に、当該車両を使用して行なう業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行なうものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行なうものとし、前記（1）のア及びイについて審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第1号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に再と朱書し、再交付するものとする。

オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

② 発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表1・2のものが行ない、その確認方法については、次のとおり行なうものとする。

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

(ア) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行ない、確認のための必要な審査は、省略するものとする。

(イ) 他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

(2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

原則として前記第2の1の(1)のイ及びロの(ア)の対象車両と同様とする。

ウ 申請書類

(ア) 緊急通行車両等確認申請書(別記第3号様式)(以下「確認申請書」という。)

(イ) 災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する書類(協定書等)

エ 確認

前記第2の1の(1)のロの(ア)に掲げる要件について審査するものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条第1項及び第2項に規定する標章(別記第4号様式)及び緊急通行車両確認証明書(別記第5号様式)に自動車登録番号有効期限及び通行日時、通行経路等を記載し、交付するものとする。

表1 届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所
	高速道路交通警察隊長	警察署 高速道路交通警察隊本部
	警察署長	県警本部

表2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所
	高速道路交通警察隊長	警察署 高速道路交通警察隊本部
	警察署長	県警本部
知事	防災危機管理部危機管理課長 各地域振興事務所の地域振興課長	本庁 各地域振興事務所

③ 警戒宣言発令時の緊急通行車両の確認事務等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記2の(1)と同等に行なうものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記2の(2)のアからウまでと同様に行ない、前記第2の1の(1)のイの(イ)に掲げる要件について審査を行なうものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条に規定する緊急輸送車両確認証明書(別記第6号様式)及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記2の(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

④ 自衛隊用車両の事前届出の特例

災害応急対策に使用する自衛隊用車両については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 事前届出の申請

事前届出の申請については、自衛隊の部隊等の長が、交通規制課を經由して公安委員会に申請するものとする。

(2) 審査及び標章等の交付

申請車両が、自衛隊の行なう災害応急対策に使用されるものであると認められる場合は、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書を部隊等の長に対して交付しておくものとする。

(3) 災害発災時の確認

災害発災時において、部隊等の長は、前記(2)の標章を受けた車両のうち当該災害応急対策に使用する車両の自動車登録番号を、交通規制課長を経由し公安委員会に通知するものとし、その際公安委員会の指示を受け標章及び緊急通行車両確認証明書の記載事項欄に有効期限、通行日時、通行経路等必要な事項を書き込むものとする。

(4) 標章等の返納

部隊等の長は、災害対策終了後、標章及び緊急通行車両確認証明書を速やかに公安委員会に対し返納するものとする。

第5号様式

(警察署) 第 号

<p>緊急通行車両確認証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県公安委員会 印</p>																																														
自動車登録番号	□ □□□ □□ □□□□																																													
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">1</td> <td>警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示</td> <td style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>消防、水防その他の応急措置</td> <td style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>救難（救護）、救助その他保護</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>児童・生徒の応急の教育（教材運搬等）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>施設、設備の応急復旧（整備・点検）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>清掃、防疫その他保健衛生等の措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>緊急輸送確保のための措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>緊急輸送（ 人）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>品名等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具</td> <td style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>7. 人員輸送</td> <td></td> </tr> </table>	1	警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示	<input type="checkbox"/>	2	消防、水防その他の応急措置	<input type="checkbox"/>	3	救難（救護）、救助その他保護		4	児童・生徒の応急の教育（教材運搬等）		5	施設、設備の応急復旧（整備・点検）		6	清掃、防疫その他保健衛生等の措置		7	犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持		8	緊急輸送確保のための措置		9	その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載）		10	その他		11	緊急輸送（ 人）		※	品名等			1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具	<input type="checkbox"/>		4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他			7. 人員輸送	
1	警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示	<input type="checkbox"/>																																												
2	消防、水防その他の応急措置	<input type="checkbox"/>																																												
3	救難（救護）、救助その他保護																																													
4	児童・生徒の応急の教育（教材運搬等）																																													
5	施設、設備の応急復旧（整備・点検）																																													
6	清掃、防疫その他保健衛生等の措置																																													
7	犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持																																													
8	緊急輸送確保のための措置																																													
9	その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載）																																													
10	その他																																													
11	緊急輸送（ 人）																																													
※	品名等																																													
	1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具	<input type="checkbox"/>																																												
	4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他																																													
	7. 人員輸送																																													
使用者	住所																																													
	氏名	() 局 番																																												
通行日時	月 日 : ~ 月 日 : の間																																													
通行経路	出 発 地	目 的 地																																												
備考																																														

注： 1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。
 2 車両の用途欄の「10 その他」については、具体的な用途を備考欄へ記入してください。
 3 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

様式第1 (県要領関係)

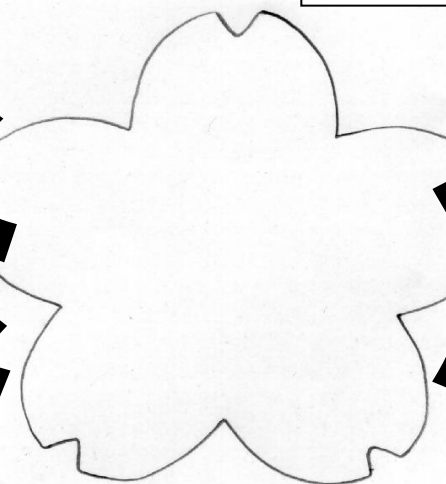
第

号

地震防災 災害 応急対策用 緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 千葉県知事 殿 申請者住所 氏名 印					
自動車登録番号					
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)	1 警報(地震予知情報)の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育(教材運搬等) 5 施設、設備の応急復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具体的に備考欄へ記載) 10 緊急輸送()人 ※ 品名等 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他()				
使用者	住所 氏名 () 局 番				
通行日時	月 日 : ~ 月 日 : の間				
通行経路	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">出 発 地</td> <td style="width: 50%; border: none;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> </td> <td style="border: none;"> </td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備考					

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

登録(車両)番号	<input type="text"/>
	
緊急	
有効期限	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、「緊急」の文字及び外枠を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」を表示する部分を黒色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

6-14 拠点給水場所

番号	施設名	所在
1	多古第一小学校	多古2547
2	旧多古第二小学校	喜多井野154-2
3	久賀小学校	大門205-6
4	常磐小学校	南玉造162
5	中村小学校	南中349-2
6	多古中学校	多古2920-1
7	千葉県立多古高等学校	多古3236
8	多古町民牛尾運動場	牛尾1114

※ 拠点給水場所については、避難所と同一場所

6-15 災害救援物資等配布要項（日本赤十字社 千葉県支部）

1. 目的

火災・風水害・地震、その他の自然災害による被災者に対し、応急的な救援をはかることを目的とする。

ただし、災害救助法の適用を受けた地域は対象外とする。

なお、毛布及び日用品セットの配布については、この限りではない。

2. 実施主体

この事業は、千葉県及び地区本部、各地区分区の協力を得て日本赤十字社千葉県支部が実施する。

3. 実施内容

- (1) 災害により救援を必要とする者(世帯)に対して救援物資並びに見舞金を贈る。
- (2) 災害により入院加療を要する重傷者及び死亡者が発生した場合、見舞金・弔慰金をそれぞれ支給する。

※ 上記の救援物資・見舞金・弔慰金は別紙表1の区分により配分することとする。

なお、表1の区分に該当しない場合は支部と協議のうえ決定する。

4. 救援品の品目（仕様）

品名	仕様	梱包単位
毛布	毛100% 1,400mm×2,000mm	1箱 (10枚)
敷布	綿100% 1,370mm×2,500mm	1箱 (10枚)
ガーゼケット	表・裏地 綿100% 中綿 ポリエステル100% 1,300mm×1,800mm	1箱 (10枚)
日用品セット	密封容器 ポリエチレン 299mm×239mm×98mm 内用品 1. タオル 2. コップ 3. ポケットティッシュ 4. 洗剤 5. 物干ロープ 6. 洗濯バサミ 7. 救急絆創膏 8. 巻軸包帯 9. ガーゼ 10. 生理用品 11. 鏡 12. 櫛 13. カミソリ 14. 不織布マスク 15. 歯ブラシ 16. 薬用石鹸 17. 石鹸箱 18. ドライシャンプー 19. 毛抜 20. サハイルツール 21. スプーン・フォークセット	1箱 (10組)
バスタオル	綿100% 690mm×1,350mm	1箱 (10枚)
救援品収納袋	透明ビニール 手提げ型 530mm×450mm×200mm	1箱 (20枚)

品名	仕様	梱包単位
布団	表・裏地 綿100% 掛布団 中綿 ポリエステル 1,500mm×2,000mm 敷布団 綿混	必要に応じて配布
救急セット	ツーウェイバッグ φ200mm×400mm 内容品 1. タオル 2. ウェットティッシュ 3. 軍手 4. ビニール袋 5. コップ 6. ホットティッシュ	必要に応じて配布
安眠セット	1. キャンピングマット 2. 枕 3. アイマスク 4. 耳栓 5. スリッパ 6. 靴下 7. 外袋 8. テンチャックポーチ 9. 挨拶状	1箱 (5組) 必要に応じて配布

5. 被害程度の認定基準

別紙のとおり

6. 救援物資等の配付方法

救援物資の配付については、原則として予め各地区に分置保管してあるものの中から直接被災者宅へ配付する。(先入先出による)

また、見舞金・弔慰金については、原則として地区本部、地区分区の立替払いとし、後日支部より銀行振込みにより送金する。

なお、被災者(被災世帯)が多数の場合で、上記の対応が不可能と思われるときは速やかに支部と協議する。

※ ① 救援物資等の配付は、災害発生後直ちに行うものとし、被害状況調査等を待つことにより配分の時期を逸することの無いようにする。

② 各地区に分置保管している物資に不足を生じた場合は支部より補充する。

7. 事務処理の方法

各地区長は管内に該当する災害が発生し救援を必要とする場合は、救援活動を実施するとともに、事後速やかに「様式3-2-1」による申請書及び配付明細書等を支部あて送付するものとする。

なお、分区については、地区経由で行うものとする。

様式3-2-1 -----配分申請書

様式3-2-2 -----配分明細書(振込口座を記入)

様式3-2-3 -----配分内訳表(2世帯以上の場合、物資の配分内訳を世帯ごとに記入)

様式3-2-4 -----災害救援物資補充依頼票(FAX送信票)

様式3-2-5 -----受領書

様式3-2-6 -----受け払い簿

様式3-2-7 -----在庫報告書(四半期毎〈6月、9月、12月、3月〉
に翌月10日まで報告)

8. その他

- (1) この要項に定める配付基準により処理できない場合は、その都度支部と協議のうえ処理するものとする。
- (2) 布団については、対象世帯が年間を通じて非常に少ないことと、現品が大きいため分置が困難と思われることから、支部が一括管理し地区からの連絡により送付する。

被害程度の認定基準

1. 住家とは・・・

現実とその建物を住居として使用しているものをいい、必ずしも1棟の建物に限らない。(社会通念上住家と称せられるもので)例えば、一般に非住家として扱われている土蔵、小屋等であっても現に人が居住している時は住家にいれる。又アパート等の場合、各世帯が居住のために利用している部分が他としゃ断、独立しており、かつそこで日常生活に必要な一応の設備が設けられているものは一住家として取扱うものである。

2. 世帯とは・・・

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。

又主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその全部をもって1世帯とする。

3. 被害程度・・・

- (1) 全壊(全焼・流出)とは、損壊(焼失)又は流出した床面積が延面積の7割以上に達した場合、又は7割には達しないが改築しなければ使用できない程度のものをいう。
- (2) 半壊(半焼)とは、損失又は焼失した部分の床面積が延面積の2割以上7割以下の場合で残存部分を補修することで使用できる程度のものをいう。
- (3) 床上浸水とは、前記(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。

表1

赤十字災害救援物資等配分基準表

被害の程度	全壊・全焼・流出	半壊・半焼	床上浸水	避難所に避難	死亡	重傷	摘要
認定基準の概要	住家の損壊、焼失、流出した部分の床面積が住家の70%以上に達したものに達したもの	補修すれば使用可能なもので、同左20～70%のもの	浸水が床上に達し、または土砂等の堆積等により寝具等が、相当期間使用不可能な場合	避難所に一晚以上避難する場合	当該災害が原因で死亡した場合	入院加療を要する重傷の場合	
毛布	被災者一人につき1枚	被災者一人につき1枚	被災者一人につき1枚	避難者一人につき1枚			
敷布	被災者一人につき1枚						
ガーゼケット	被災者一人につき1枚						
日用品セット	被災一世帯当たり1組	被災一世帯当たり1組	被災一世帯当たり1組	避難一世帯当たり1組			
バスタオル	被災者一人につき1枚	被災者一人につき1枚	被災者一人につき1枚	避難者一人につき1枚			
救援品収納袋	被災者一人につき1枚						配分の際に物資を入れて1セットとして贈る
見舞金	被災一世帯当たり5,000円	被災一世帯当たり5,000円	被災一世帯当たり5,000円		一人につき10,000円	一人につき5,000円	
布団	被災一人当たり1組	被災一人当たり1組	被災一人当たり1組				生活保護世帯、要保護世帯を対象に贈る
救急セット				避難一世帯当たり1組			大規模災害時等に配布
安眠セット				避難者一人につき1組			大規模災害時等に配布

[様式3-2-1]

第 号
年 月 日

日本赤十字社千葉県支部長 様

地区長 印
分区長 印

災 害 救 援 物 資 配 付 申 請 書

下記のとおり災害が発生したので災害救援物資の配付を申請いたします。

記

1. 発生の日時： 年 月 日 時 分ごろ
2. 発生の場所：
3. 災 害 名： 原因
4. 程 度： (全壊・全焼・流出) 戸 世帯 人
(半壊・半焼) 戸 世帯 人
(床上浸水・その他) 戸 世帯 人

世 帯 主	家 族 数	死 者	重 傷 者 数
	人	人	人

死 亡 者 氏 名				
重 傷 者 氏 名				

[様式3-2-2]

災害救援物資等配分明細書

毛	布 :	枚	敷	布 :	枚
ガゼケット :		枚	日用品セット :		組
バスタオル :		枚	救援品収納袋 :		枚
布団セット :		組			

被災見舞金	世帯	円
弔慰金	人	円
見舞金(重傷者)	人	円

合計金額 _____ 円

特記事項

.....

.....

.....

.....

.....

振 込 先

銀行名 :	銀行	支店
口座番号 :		
名義人 :		

[様式3-2-3]

配 分 内 訳 表 (各世帯別)

世帯主名	家族数	毛布	敷布	ガーゼ ケット	日用品 セット	バス タオル	救援品 収納袋
合 計							

備 考

[様式3-2-4]

災害救援物資補充依頼票 (FAX送信票)

日本赤十字社千葉県支部 救護福祉課 あて FAX 043 (248) 6812

請求年月日	平成 年 月 日
-------	----------

地区区分名		担当	
住所	〒		

電 話	
F A X	

至急の時はFAXの後に電話もお願いします。

災害救援物資	帳簿在庫	補充数	通信欄
毛布			
敷布			
ガーゼケット			
日用品セット			
バスタオル			
救護品収納袋			
その他「 」			

FAX返信内容 (報告)

支部の取り扱い者	千葉県支部	課	職員名：
物資郵送予定日			

[様式3-2-5]

受 領 書

毛 布 :	枚	敷 布 :	枚
ガゼケット :	枚	日用品セット :	組
バスタオル :	枚	救援品収納袋 :	枚
布団セット :	組		

地区区分置（備蓄）分として上記のとおり受領いたしました。

平成 年 月 日

日本赤十字社千葉県支部長 様

日本赤十字社
千葉県支部 千葉市地区本部長
地区長 印
分区長

[様式3-2-7]

第 号
年 月 日

日本赤十字社千葉県支部長 様

地区長
分区長
(公印省略)

災害救援物資在庫報告書

第 / 4 半期

	毛 布	敷 布	ガ ー ゼ ケ ッ ト	日 用 品 セ ッ ト	バ ス タ オ ル	救 護 品 収 納 袋
当期受入数						
当期払出数						
当 期 末 在 庫 数						

※ 収納袋は1梱包20袋入り、その他物資については、1梱包10枚(組)入り

特記事項

備 考

第1/4四半期 (4月1日～6月30日)
第2/4四半期 (7月1日～9月30日)
第3/4四半期 (10月1日～12月31日)
第4/4四半期 (1月1日～3月31日)

7月10日までに報告
10月10日までに報告
1月10日までに報告
4月10日までに報告

6-16 死体の一時収容場所

番号	施設名	所在	床面積
1	多古町民体育館	多古3041	591m²

※ ~~床面積は、ステージを除くフロア部分の実測~~

~~町民体育館取り壊しにより死体の一時収容場所未定。~~

~~町施設の利用状況により検討しつつ葬儀業者との協定等も視野。~~

6-17 千葉県制度融資（セーフティネット資金）の概要

区分	市町村認定枠				一般枠			
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害により被害を受けた者 ・中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者 				<ul style="list-style-type: none"> ・知事が指定する災害により被害を受けた者 			
資金使途	設備資金		運転資金		設備資金		運転資金	
融資限度額	1 中小企業者等 8,000 万円				1 中小企業者等 8,000 万円			
融資期間	10 年以内		7 年以内		10 年以内		7 年以内	
融資利率	3 年以下	3 年超-5 年以下	5 年超-7 年以下	7 年超	3 年以下	3 年超-5 年以下	5 年超-7 年以下	7 年超
	年 1.3%	年 1.5%	年 1.7%	年 1.9%	年 1.6%	年 1.8%	年 2.0%	年 2.2%
償還方法	割賦償還（据置期間 1 年以内）				割賦償還（据置期間 1 年以内）			
信用保証	経営安定関連保証				協会保証			
保証料率	年 0.75%（7 号、8 号の場合年 0.63%）				年 0.4%～年 1.85%（※保証料補助あり）			
保証人	法人代表者以外原則不要							
担保	金融機関又は信用保証協会所定							
申込受付機関	商工会議所、商工会、取扱金融機関							

【参考URL】 県制度融資（セーフティネット資金）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/chuushou-yuushi/yuushiseido/chuushou/safetynetshikin.html>

6-18 被災農林漁業者に関する災害向け資金

平成 26 年 10 月 1 日現在

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	
天 災 資 金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	(個人) ・果樹栽培、家畜・家さんの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) (法人) ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家さんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置	3.0%以内 (平成 10 年の適用例 0.6%)	原則 6 年以内 (果樹栽培、家畜・家さんの購入等原則 5 年以内)
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成 10 年の適用例 0.6%)	原則 5 年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成 10 年の適用例 0.6%)	原則 3 年以内 (果樹栽培、家畜・家さんの購入等原則 5 年以内)
県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の 80%以内で 300 万円以下	災害の都度決定 (平成 25 年の適用例 0.5%)	5 年以内
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の 80%以内で 500 万円以下	災害の都度決定 (平成 25 年の適用例 0.5%)	6 年以内 (据置 2 年以内)

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
県単 漁業 災害 対策 資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	5年以内
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	6年以内 (据置2年以内)
株 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 (毎月見直し)	25年 (据置10年以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円(特認年間経費等の3/12以内)		10年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80~90%以内		30年(据置20年以内) 20年(据置3年以内) 15年(据置5年以内)
		災害による林道の復旧	80%以内		
		災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)
漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり4億5千万円(特認11億)又は、借入者負担額の80%以内のいずれか低い額	12年 (据置2年以内)		
農林漁業 施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円(特認600万円、漁船1,000万円)又は負担する額の80%のいずれか低い額	変動 (毎月見直し)	15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年(据置10年)	
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧		80%以内	20年 (据置3年以内)

【参考URL】農林水産業関連の金融・共済・補助事業

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/ssk/nourinsuisan/kinyuu/index.html>

6-19 放送例文集

【例文1】警戒宣言発令時の場合

警戒宣言発令後2回繰り返す

こちらは、ぼうさいたこです。

ただいまから東海地震に係る警戒宣言発令についてお知らせします。

落ち着いて行動してください。

〔繰返し〕

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分内閣総理大臣から地震災害に関する警戒宣言が発令されました。予想される地震の規模は、マグニチュード△△、震源地は、△△△周辺で、〇〇日（時間）以内に発生するとのことであります。

この地震が発生すると、町内では、震度□□程度の地震になると予想されます。

町民の皆さんは、次のことに注意し、地震に備え冷静に行動してください。

第1 は、テレビ、ラジオ等の正確な情報を注意して聴いてください。

第2 は、火気の使用について火の元に十分注意してください。

（火気の使用を自粛してください。）

第3 は、当座必要な飲料水、食糧、医薬品を準備してください。

第4 は、自動車、電話等の使用を自粛してください。

第5 は、いざという時の避難場所を確認してください。

【例文2】警戒宣言発令中の場合

警戒宣言発令中2回繰り返す

こちらは、ぼうさいたこです。

ただいまから東海地震の警戒宣言関連情報をお知らせいたします。

落ち着いて行動してください。

〔繰返し〕

月 日 時 分内閣総理大臣から発令されました。

東海地震に係る警戒宣言は、引き続き発令中です。

予想される地震の規模は、マグニチュード、震源地は、周辺で、この地震が発生すると、町内では、震度 程度の地震になると予想されています。

引き続き今後のテレビ、ラジオ等の報道に十分注意してください。

なお、詳しい情報はその都度お知らせいたしますので、落ち着いて行動してください。

【例文3】東海地震に係る警戒宣言発令時に住民が執るべき防災措置等について
発令後2回繰り返す

こちらは、ぼうさいたこです。
ただいまから東海地震に係る警戒宣言発令に伴う防災措置並びに注意事項についてお知らせいたします。
落ち着いて行動してください。
〔繰り返し〕
先ほど、テレビ、ラジオ等で報道されましたように、現在、東海地域に地震災害警戒宣言が発令されています。
このため、多古町でも万一に備え、防災体制を整えています。
町民の皆さんも万一に備え、次の事に注意してください。
第1は、火気の使用を自粛してください。
第2は、家具類の転倒防止に努めてください。
第4は、当座必要な飲料水、食糧、医薬品等非常時に必要なものの準備をしてください。
第5は、万一に備え、避難場所を確認してください。
第6は、エレベーターの使用をひかえてください。
その他この地震が発生しますと、急ながけやブロック塀が崩れやすくなり、たいへん危険です。
がけの上下、狭い路地、塀ぎわ等の付近には、近寄らないでください。
市民の皆さんは、正しい情報を聞いて落ち着いて行動してください。

【例文4】東海地震に係る警戒宣言発令時の電気、ガス、水道等の生活関連情報
発令後2回繰り返す

こちらは、ぼうさいたこです。
ただいま東海地震の警戒宣言が発令中です。
ただいまから、電気、ガス及び水道供給についてお知らせいたします。
〔繰り返し〕
・まず、電気の状況についてお知らせします。
停電に備え、懐中電灯はあらかじめ用意しましょう。
なお、避難する時は、安全器を必ず切ってください。
・次に、ガス状況についてお知らせいたします。
都市ガスは、地震がおきるまで供給を続けます。
都市ガスやプロパンガスを使う場合は、火のそばを離れないでください。
・次に、水道の状況についてお知らせします。
水道は、地震が発生すると断水することがあります。
必要な水は、ポリタンクや風呂桶等に汲み置きしてください。

【例文5】警戒宣言の解除について

解除後2回繰り返す

こちらは、ぼうさいたこです。

ただいまから、東海地震に係る警戒宣言の解除についてお知らせいたします。

〔繰り返し〕

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は、〇〇月
〇〇日〇〇時〇〇分解除されました。

予想されました地震発生の恐れはなくなりました。

6-20 避難勧告等の判断・伝達マニュアル

第1編 水害

水害とは、水によって引き起こされる災害のことで、堤防を有さない河川等では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する現象及び堤防を有する河川で破堤した場合、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水域や浸水深が一気に増加する現象を「外水氾濫」という。

降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する現象を「内水氾濫」という。

1. 対象とする災害および警戒すべき区間・箇所

(1) 栗山川

①外水氾濫（破堤・越水氾濫）

ア 警戒すべき区間

栗山川の沿岸の本三倉地先から牛尾地先

イ 栗山川の特性

千葉県水防計画において、水位情報等の基準は以下のとおりである。

横芝光町 芝崎観測所	水防団待機水位	2.00m
	氾濫注意水位	2.50m
	避難判断水位	3.10m
	氾濫危険水位	3.76m
(参考観測) 多古町 多古大橋観測所	水防団待機水位	1.70m
	氾濫注意水位	1.80m
	氾濫危険水位	3.90m

ウ 特に注意を要する地区等

中村新田地区、西谷地区の一部（飯土井橋付近）

②内水氾濫等

ア 警戒すべき区間

栗山川の沿岸の本三倉地先から牛尾地先

イ 内水氾濫等の特性

豪雨時等による地表水の増加に排水が追いつかず用排水溝などが氾濫したり、河川が増水し水位が上昇することにより、河川の自然な排水が困難となり堤内地の用排水溝などが溢れて氾濫する。

ウ 特に注意を要する地区

中村新田地区、西谷地区の一部（飯土井橋付近）、新町地区、仲町地区

(2) 借当川

①外水氾濫（破堤・越水氾濫）

ア 警戒すべき区間

借当川の沿岸の南借当地先から島地区大川場地先

- イ 借当川の特性
小規模河川であるため、水位が急激に上昇する傾向がある。(水位計なし)
- ウ 特に注意を要する地区等
島地区大川場付近

②内水氾濫等

- ア 警戒すべき区間
借当川の沿岸の南借当地先から島地区大川場地先
- イ 借当川の特性
小規模河川であるため、水位が急激に上昇する傾向がある。(水位計なし)
- ウ 特に注意を要する地区等
島地区大川場付近

(3) 多古橋川

①外水氾濫 (破堤・越水氾濫)

- ア 警戒すべき区間
多古橋川の沿岸の飯笹地先から船越地先
- イ 多古橋川の特性
小規模河川であるため、水位が急激に上昇する傾向がある。(水位計なし)
- ウ 特に注意を要する地区等
喜多地区、染井地区国道296号佐野橋付近

②内水氾濫等

- ア 警戒すべき区間
多古橋川の沿岸の飯笹地先から船越地先
- イ 多古橋川の特性
小規模河川であるため、水位が急激に上昇する傾向がある。(水位計なし)
- ウ 特に注意を要する地区等
喜多地区、染井地区国道296号佐野橋付近

2. 避難すべき区域

避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- ・「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。
- ・「避難すべき区域」特定の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る被害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

■栗山川破堤・越水氾濫及び内水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50 cm程度以上	栗山川の沿岸の本三倉地区・西谷地区の一部（飯土井橋付近）	床上浸水	
想定浸水深 1 m程度以上	栗山川の沿岸の中村新田地区、本三倉・船越・牛尾地区の一部	1階の軒下浸水	中村新田地区は、内水氾濫頻発地帯である

■借当川破堤・越水氾濫及び内水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50 cm程度以上	借当川の沿岸の島地区の一部（大川場付近）	床上浸水	唯一の避難経路が想定浸水深1 m程度以上となる。

■多古橋川破堤・越水氾濫及び内水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50 cm程度以上	多古橋川の沿岸の広沼地区の一部（多古橋付近）、染井地区の一部（染井バス停付近）	床上浸水	
想定浸水深 1 m程度以上	多古橋川の沿岸の喜多地区、染井地区の各一部（佐野橋付近）	1階の軒下浸水	

- ※ 浸水深が、50 cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険である。
 流速が早い場合は、20 cm程度でも歩行不可能である。
 用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10 cm程度でも危険である。

3. 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は下表のとおりであるが、この運用に当たっては、次の事項に留意する。

- ・今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。
- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。（必要に応じてホットラインを活用）
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどの辺りまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・堤防の異常時、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測で捉えた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

■栗山川の破堤・越水氾濫

※基本的には、芝崎観測所の数値により判断することとするが、多古大橋観測所における数値も参考とする。

対 象 地 区	中村新田地区、本三倉・西谷・船越・牛尾地区の一部
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・当町に洪水警報が発表された場合 ・避難が必要な状況が夜間・早朝となることが予想される場合 ・栗山川芝崎水位観測所の水位が避難判断水位（3.10m）に達した場合（参考）多古大橋観測所の水位が氾濫注意水位（1.80m）に達した場合
避 難 勸 告	<ul style="list-style-type: none"> ・栗山川芝崎水位観測所の水位が氾濫危険水位（3.76m）に達した場合 ・河川管理施設の異常を確認した場合（参考）多古大橋観測所の水位が氾濫危険水位（3.90m）に達した場合
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・栗山川の堤防越水により住家に被害が出る恐れがある場合 ・河川管理施設の大規模異常、破堤を確認した場合

■栗山川内水氾濫等

対 象 地 区	中村新田地区、本三倉・西谷・船越・牛尾地区の一部
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難を伴うような浸水、道路冠水になると予想される場合 ・大雨警報（浸水害）が発表された場合
避 難 勸 告	<ul style="list-style-type: none"> ・安全のため早めの避難を促す場合 ・大雨警報（浸水害）が発表され、浸水被害になると予想される場合
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水が予想される場合

■借当川の破堤・越水氾濫

対 象 地 区	島地区の一部（大川場付近）
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・当町に洪水警報が発表された場合 ・避難が必要な状況が夜間・早朝となることが予想される場合
避 難 勸 告	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の異常を確認した場合
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・借当川の堤防越水により住家に被害が出る恐れがある場合 ・河川管理施設の大規模異常、破堤を確認した場合

■借当川内水氾濫等

対 象 地 区	島地区の一部（大川場付近）
避難準備・ 高齢者等避難開始	・避難を伴うような浸水、道路冠水になると予想される場合 ・大雨警報（浸水害）が発表された場合
避 難 勸 告	・安全のため早めの避難を促す場合 ・大雨警報（浸水害）が発表され、浸水被害になると予想される場合
避難指示（緊急）	・床上浸水が予想される場合

■多古橋川の破堤・越水氾濫

対 象 地 区	広沼地区の一部（多古橋付近）、染井地区の一部（染井バス停付近）、 喜多地区、染井地区の各一部（佐野橋付近）
避難準備・ 高齢者等避難開始	・当町に洪水警報が発表された場合 ・避難が必要な状況が夜間・早朝となることが予想される場合
避 難 勸 告	・河川管理施設の異常を確認した場合
避難指示（緊急）	・多古橋川の堤防越水により住家に被害が出る恐れがある場合 ・河川管理施設の大規模異常、破堤を確認した場合

■多古橋川内水氾濫等

対 象 地 区	広沼地区の一部（多古橋付近）、染井地区の一部（染井バス停付近）、 喜多地区、染井地区の各一部（佐野橋付近）
避難準備・ 高齢者等避難開始	・避難を伴うような浸水、道路冠水になると予想される場合 ・大雨警報（浸水害）が発表された場合
避 難 勸 告	・安全のため早めの避難を促す場合 ・大雨警報（浸水害）が発表され、浸水被害になると予想される場合
避難指示（緊急）	・床上浸水が予想される場合

4. 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は、下表のとおりとする。

なお、情報伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

■避難勧告等の伝達先・伝達方法

伝 達 先		伝 達 方 法
【住 民】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民 ・ 区長 ・ 自主防災組織代表者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線 ・ 町ホームページ ・ メール配信サービス ・ 電話、FAX ・ 広報車・消防団による広報 ・ 放送事業者への情報提供 	
【災害時要配慮者、福祉関係機関等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者 ・ 支援者 ・ 要配慮者関連施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線 ・ 町ホームページ ・ メール配信サービス ・ 電子メール、携帯電話メール ・ 電話、FAX ・ 広報車・消防団による広報 ・ 放送事業者への情報提供 	
【防災関係機関等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成田土木事務所 ・ 香取警察署、多古幹部交番 ・ 香取広域市町村圏事務組合消防本部、消防多古分署 ・ 銚子地方气象台 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線 ・ 電話、FAX 	

5. 避難勧告等の伝達内容の例

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

<p>避難準備・高齢者等避難開始の伝達文（例）</p> <p>こちらは防災多古です。</p> <p>役場総務課から避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。</p> <p>〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始が発令されました。</p> <p>〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。</p> <p>お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は、避難を開始してください。</p> <p>なお、避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。</p> <p>それ以外の方については、気象情報に注意し、危険だと思ったら早めに避難をしてください。</p>
--

(2) 避難勧告

避難勧告の伝達文（例）

こちらは防災多古です。
役場総務課から避難勧告についてお知らせします。
〇〇地区に避難勧告が発令されました。
〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
速やかに避難を開始して下さい。
外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
なお、（〇〇付近は冠水により通行できない・急傾斜地等では土砂災害の危険がある）ので十分注意して避難して下さい。

(3) 避難指示（緊急）

避難指示（緊急）の伝達文（例）

こちらは防災多古です。
役場総務課から避難指示についてお知らせします。
〇〇地区に避難指示が発令されました。
〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
未だ避難していない方は、緊急に避難してください。
外が危険な場合は、屋内の高いところに緊急に避難してください。
（〇〇付近は冠水により通行できない・急傾斜地等では土砂災害の危険がある）ので十分注意して避難して下さい。

【参考資料】

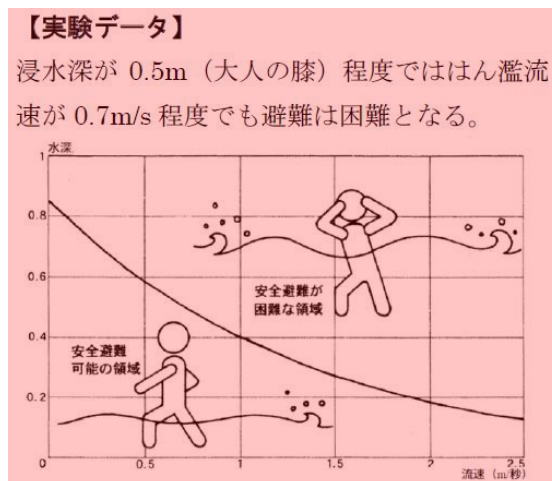
○避難勧告等の標準的な意味合い

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> お年寄り、体の不自由な人、小さな子どもがいる人など、避難に時間のかかる者と、その避難を支援する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> お年寄り、体の不自由な人、小さな子どもがいる人など、避難に時間のかかる者と、その避難を支援する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の者は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象者は、直ちに避難行動に移り、そのいとまがない場合は、生命を守る最善の行動をとる

○浸水深と避難行動について（国土交通省 HP）

浸水深	浸水程度の目安
0～0.5m	床下浸水（大人の膝までつかる）
0.5～1.0m	床上浸水（大人の腰までつかる）
1.0～2.0m	1階の軒下まで浸水する

浸水深	自動車走行
0～10cm	走行に関し、問題はない。
10～30cm	ブレーキ性能が低下し、安全な場所へ車を移動させる必要がある。
30～50cm	エンジンが停止し、車から退出を図らなければならない。
50cm～	車が浮き、また、パワーウィンドウ付きの車では車の中に閉じ込められてしまい、車とともに流され非常に危険な状態となる。



第2編 土砂災害

土砂災害とは、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）、急傾斜地の崩壊（傾斜のある土地が崩落する自然現象）、又は地すべり（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象）を発生原因として住民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

1. 対象とする災害および警戒すべき区間・箇所

多古町においては、急傾斜地の崩壊による土砂災害に対して警戒する必要がある、原因となる自然現象とその被害が影響する区間・箇所等の範囲については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）に基づく土砂災害警戒区域等の指定がされている。

(1) 土砂災害の発生のおそれのある斜面の数（土砂災害危険箇所の数）

- ・急傾斜地崩壊危険箇所 127箇所
 - （うち土砂災害警戒区域指定あり箇所 36箇所）
 - （うち土砂災害特別警戒区域指定あり 36箇所）

(2) 土砂災害のおそれのある警戒すべき箇所の分布

- ・急傾斜地崩壊危険箇所については、町全域に点在している。

(3) 土砂災害の発生しやすい気象条件

- ・過去の事例では、時間雨量20mmを越え、総雨量が80mmを超えると土砂災害が発生する傾向にあるため、注意が必要である。

2. 避難すべき区域

避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は次の表のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- ・「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。
- ・「避難すべき区域」を特定する際に参考とした土砂災害警戒区域図等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る被害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

避難区域	避難勧告等の発令単位	災害の様相	備考
急傾斜地崩壊危険箇所 127箇所	各危険箇所の全 世帯	がけ崩れ	土砂災害警戒区域36箇所 土砂災害特別警戒区域36箇所

※ 避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。

3. 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- ・避難勧告等を発令する区域を特定する際には、土砂災害警戒情報に係る5kmメッシュ毎の危険度判定等にも留意のこと。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

■避難勧告等の発令判断基準

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

対 象 地 区	避難すべき区域の全部
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準に達することが想定される場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及される場合 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過が予想される場合
避 難 勧 告	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・大雨警報（土砂災害）発表、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、降雨が継続見込みの場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）が発見された場合
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 ・土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害が発生した場合 ・避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

4. 避難勧告等の伝達方法

第1編水害の4を参照

5. 避難勧告等の伝達内容の例

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

避難準備・高齢者等避難開始（例）

こちらは防災多古です。役場総務課から避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。
 ○○地区の一部に避難準備・高齢者等避難開始が発令されました。
 雨の影響により、土砂災害のおそれがあります。
 お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は、避難を開始してください。
 なお、避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
 それ以外の方については、気象情報に注意し、危険だと思ったら早めに避難をしてください。

(2) 避難勧告

避難勧告の伝達文（例）

こちらは防災多古です。役場総務課から避難勧告についてお知らせします。
 ○○地区の一部に避難勧告が発令されました。
 雨の影響により、土砂災害のおそれがあります。
 速やかに避難を開始して下さい。
 外が危険な場合は、二階や崖から遠い部屋に避難してください。
 なお、(○○付近は冠水により通行できない・急傾斜地等では土砂災害の危険がある)ので十分注意して避難して下さい。

(3) 避難指示（緊急）

避難指示（緊急）の伝達文（例）

こちらは防災多古です。役場総務課から避難指示についてお知らせします。
 ○○地区の一部に避難指示を発令しました。
 雨の影響により、土砂災害のおそれがあります。
 未だ避難していない方は、緊急に避難してください。
 外が危険な場合は、二階や崖から遠い部屋に緊急に避難してください。
 なお、(○○付近は冠水により通行できない・急傾斜地等では土砂災害の危険がある)ので十分注意して避難して下さい。

6-21 防災関係機関一覧表

■多古町及び事務組合

防災関係機関、部署名	電話番号	FAX
多古町役場	0479-76-2611	
多古町コミュニティプラザ	0479-76-7811	
多古町保健福祉センター	0479-76-3185	
多古こども園	0479-76-6050	
香取広域市町村圏事務組合消防本部	0478-52-0119(代)	
匝瑳市ほか二町環境衛生組合	0479-72-3036	0479-72-3048
東総衛生組合	0479-62-0794 台	0479-63-2860

■県の機関

防災関係機関、部署名	電話番号	FAX
防災危機管理部危機管理課 (千葉県災害対策本部事務局)	043-223-2175・2191	043-222-1127
千葉県総務部学事課	043-223-2155	
千葉県教育委員会教育振興部文化財課	043-223-4084	
千葉県香取健康福祉センター	0478-52-9161	0478-54-5407
千葉県健康福祉部健康づくり支援課	043-223-2659(調整)	043-225-0322
千葉県健康福祉部医療整備課	043-223-3882(調整)	043-221-7379
千葉県健康福祉部薬務課	043-223-2621(調整)	043-227-5393
千葉県県土整備部建築指導課	043-223-3180(調整)	043-225-0913
千葉県県土整備部都市計画課	043-223-3162(調整)	043-222-7844
千葉県健康福祉部高齢者福祉課	043-223-2344(調整)	043-227-0050
千葉県健康福祉部障害福祉課	043-223-2338(調整)	043-222-4133
千葉県総合企画部国際課	043-223-2427(調整)	043-224-2631
千葉県防災危機管理部 防災政策課原発事故対応・復旧復興班	043-223-3402-4	043-222-5208
千葉県香取地域振興事務所地域振興課	0478-54-1311	0478-52-5529
千葉県成田土木事務所調整課	0476-26-3631	0476-26-8671
千葉県香取農業事務所総務課	0478-52-9191	0478-54-5617
千葉県北部林業事務所	0475-82-3121	0475-82-4463
千葉県香取警察署	0478-54-0110	

■指定地方行政機関

防災関係機関、部署名	電話番号	FAX
農林水産省関東農政局千葉支局	043-224-5617	043-227-7270
総務省消防庁応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537
警察庁関東管区警察局	043-201-0110(代)	
財務省関東財務局千葉財務事務所	043-251-7211(代)	043-256-0600
厚生労働省関東信越厚生局	043-379-2716	043-379-2800
農林水産省関東農政局	043-224-5611	043-227-7135
農林水産省関東森林管理局	043(242)4656(代表)	043(242)4658
経済産業省関東経済産業局	048-600-0213	048-601-1310
関東東北産業保安監督部	048-600-0433	048-601-1279
関東運輸局	043-242-7336	043-244-0760
関東地方整備局	048(601)3151	048(600)1369
東京航空局成田空港事務所	0476-32-0909	
東京管区气象台銚子地方气象台	0479-22-0374	0479-22-0382.
関東総合通信局	03-6238-1600(代)	03-6238-1629
千葉労働局	043(221)4311	043(221)2305

■自衛隊

防災関係機関、部署名	電話番号	FAX
陸上自衛隊第1空挺団第3科防衛班長	047-466-2141 内線 218、236	
陸上自衛隊第1空挺団駐屯地当直指令	047-466-2141 内線 302	

■指定公共機関

防災関係機関、部署名	電話番号	FAX
日本赤十字社千葉県支部	043-241-7531	043-248-6812
日本郵便(株)	03-3504-4411 (日本郵政グループ 代表番号)	
東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉災害対策室	043-211-8652	
株式会社NTTドコモ千葉支店	043-301-0500	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	03-3500-8111(代表)	
KDDI株式会社運用本部運用管理部	03-3347-6633	
ソフトバンク株式会社	03-6889-2000	
日本放送協会千葉放送局企画総務	043-203-0597	
東日本高速道路株式会社関東支社	048-631-0001	
成田国際空港(株)	0476-34-5400	
日本通運株式会社千葉支店	043-226-7600	
東京電力パワーグリッド株式会社 千葉支店千葉カスタマーセンター	0120-99-5552	
東京ガス株式会社	03-3433-2111	
独立行政法人水資源機構	047-483-0722	
日本赤十字社千葉県支部血液センター	047-457-0711(代表)	047-457-7304

■指定地方公共機関

防災関係機関、部署名	電話番号	FAX
香取郡市医師会	0478-54-3682	0478-54-6784
香取匝瑳歯科医師会	0478-79-6570	0478-79-6571
(公社)千葉県獣医師会	043-232-6980	
一般社団法人千葉県LPガス協会	043-246-1725	
千葉県両総土地改良区	0479-82-8820	
日本航空株式会社	03-5460-3121	
全日本空輸株式会社	03-6735-1001	
公益社団法人千葉県医師会	043-242-4271	
一般社団法人千葉県歯科医師会	043-241-6471	
一般社団法人千葉県薬剤師会	043-242-3801	
一般社団法人千葉県トラック協会	043-242-1650	
一般社団法人千葉県バス協会	043-246-8151	
一般社団法人千葉県タクシー協会	043-243-2460	
株式会社ニッポン放送	03-3287-1111(大代表)	
千葉テレビ放送株式会社報道制作局報道部	043-231-3111	
株式会社ベイエフエム総務部	043-227-7878	
一般社団法人千葉県LPガス協会	043-246-1725	
多古町社会福祉協議会	0479-76-5940	
(公財)ちば国際コンベンションビューロ	043-297-0245	043-297-2753
(公財)学校給食会	043-242-8621	043-247-4901
(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部		

6-22 防災協定一覧表

No	1	資料編番号	2-10
協定名称	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定		
協定締結先	千葉県, 千葉市, 銚子市, 市川市, 船橋市, 木更津市, 松戸市, 野田市, 香取市, 茂原市, 成田市, 佐倉市, 東金市, 匝瑳市, 旭市, 習志野市, 柏市, 勝浦市, 市原市, 流山市, 八千代市, 我孫子市, 鴨川市, 鎌ヶ谷市, 君津市, 富津市, 浦安市, 四街道市, 袖ヶ浦市, 八街市, 印旛郡酒々井町, 印旛郡富里町, 印旛郡印旛村, 印旛郡白井町, 印旛郡印西町, 印旛郡本埜村, 印旛郡栄町, 香取郡下総町, 香取郡神崎町, 香取郡大栄町, 香取郡小見川町, 香取郡山田町, 香取郡栗源町, 香取郡多古町, 香取郡干潟町, 香取郡東庄町, 山武郡横芝光町, 山武郡大網白里町, 山武郡九十九里町, 山武郡成東町, 山武郡山武町, 山武郡蓮沼村, 山武郡松尾町, 山武郡横芝町, 山武郡芝山町, 長生郡一宮町, 長生郡睦沢町, 長生郡長生村, 長生郡白子町, 長生郡長柄町, 長生郡長南町, 夷隅郡大多喜町, 夷隅郡夷隅町, 夷隅郡御宿町, 夷隅郡大原町, 夷隅郡岬町, 安房郡富浦町, 安房郡富山町, 安房郡鋸南町, 安房郡三芳村, 安房郡白浜町, 安房郡千倉町, 安房郡丸山町, 安房郡和田町, 安房郡天津小湊町		
協定締結日	平成8年2月23日		
連絡先	千葉県防災危機管理部 防災政策課政策班 TEL 043-223-2163 FAX 043-222-5208		

No	2	資料編番号	2-6
協定名称	千葉県水道災害相互応援協定		
協定締結先	千葉県水道事業管理者水道局, 千葉市, 市原市, 松戸市, 野田市, 習志野市, 柏市, 流山市, 佐倉市, 我孫子市, 関宿町, 沼南町, 木更津市, 君津市, 富津市, 袖ヶ浦市, 成田市, 佐倉市, 四街道市, 八街市, 酒々井町, 富里市, 印西市, 白井町, 長門川水道企業団, 香取市, 神崎町, 小見川広域水道企業団, 多古町, 銚子市, 旭市, 東庄町, 海上町, 八匝水道企業団, 山武郡市広域水道企業団, 長生郡市広域市町村圏組合, 館山市, 勝浦市, 鴨川市, 大多喜町, いすみ市, 御宿町, 岬町, 南房総市, 鋸南町, 白浜町, 鴨川市, 三芳水道企業団, 朝夷水道企業団, 九十九里地域水道企業団, 北千葉広域水道企業団, 東総広域水道企業団, 君津広域水道企業団, 印旛郡市広域市町村圏事務組合, 南房総広域水道企業団, 鹿野山水道株式会社, 下総町, 山武市, 芝山町, 千葉県		
協定締結日	平成7年11月2日 平成23年3月31日変更 平成26年9月30日変更		
連絡先	千葉県水政課水道事業室 TEL 043-223-2629 FAX 043-222-0046 防災電話 500-7245 防災FAX 500-7239		

No	3	資料編番号	2-7
協定名称	社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定		
協定締結先	千葉県, 銚子市, 旭市, 我孫子市, 市原市, 印西市, 柏市, 勝浦市, 鴨川市, 木更津市, 君津市, 佐倉市, 香取市, 袖ヶ浦市, 千葉市, 流山市, 習志野市, 成田市, 野田市, 富津市, 松戸市, 八街市, 八千代市, 四街道市, 朝夷水道企業団, 印旛郡市広域市町村圏事務組合, 小見川広域水道企業団, 北千葉広域水道企業団, 君津広域水道企業団, 九十九里地域水道企業団, 山武郡市広域水道企業団, 長生郡市広域市町村圏組合 管理者, 東総広域水道企業団, 長門川水道企業団, 八匝水道企業団, 南房総広域水道企業団, 三芳水道企業団, 鴨川市, 旭市, 旭市, 鋸南町, 神崎町, 山武市, 柏市, 酒々井町, 南房総市, 白井市, 関宿町, 多古町, 東庄町, 富里市, 南房総市, 旭市, 印西市, キッコーマン株式会社野田工場		
協定締結日	(原本なし地域防に有り) 平成10年5月18日		
連絡先	千葉県総合企画部 水政課水道事業室 TEL 043-223-2629 FAX 043-222-0046 防災電話 500-7245 防災FAX 500-7239		

No	4	資料編番号	2-8
協定名称	八匝水道企業団と多古町との緊急時における応急給水の実施に関する協定書		
協定締結先	八匝水道企業団		
協定締結日	平成23年12月1日		
連絡先	八匝水道企業団総務班 TEL 0479-73-3171 FAX 0479-73-4774		

No	5	資料編番号	2-9
協定名称	多古・栗源地区地下水位観測井兼非常時飲用井戸に関する覚書		
協定締結先	千葉県		
協定締結日	(原本なし地域防に有り) 平成10年2月23日		
連絡先	千葉県環境生活部 水質保全課地質環境対策班 TEL 043-223-3822 TEL 043-222-5991		

No	6	資料編番号	2-3
協定名称	千葉県防災用資機材の管理に関する協定書		
協定締結先	千葉県		
協定締結日	平成8年3月22日		
連絡先	千葉県防災危機管理部 危機管理課災害対策室 TEL 043-223-2191 FAX 043-222-1127 防災電話 500-7313~20 防災FAX 500-7298		

No	7	資料編番号	2-5
協定名称	災害時の情報交換に関する協定		
協定締結先	国土交通省関東地方整備局		
協定締結日	平成23年2月14日		
連絡先	関東地方整備局企画部防災課 TEL 048-600-1333 FAX 048-600-1376 千葉国道事務所防災情報課 TEL 043-285-0343 FAX 043-285-0346 千葉県県土整備部 河川環境課防災対策室 TEL 043-223-3156 FAX 043-221-1950 防災電話 500-7345 防災FAX 500-7412		

No	8	資料編番号	2-4
協定名称	災害時における避難所等の施設利用に関する覚書		
協定締結先	千葉県立多古高等学校		
協定締結日	平成24年10月17日		
連絡先	千葉県立多古高校事務部 TEL 0479-76-2557 FAX 0479-76-4217		

No	9	資料編番号	3-10
協定名称	災害時における応急対応業務に関する協定書		
協定締結先	安藤建設、鎌形建設、勝又建設、林建材運輸、大木組、菅澤園、正栄建設、柏熊建設		
協定締結日	平成24年10月1日		
連絡先	多古町災害協力会 会長：鎌形建設(株) TEL 0479-76-2225 FAX 0479-76-2260 連絡担当：(株)安藤建設 TEL 0479-76-5311 FAX 0479-76-5314		

No	10	資料編番号	3-9
協定名称	災害時における燃料等の供給協力に関する協定書		
協定締結先	多古町農業協同組合、(有)油屋本店、勝又燃料(有)、浅野商店		
協定締結日	平成23年6月1日		
連絡先	多古町農業協同組合 (スタンド) TEL 0479-76-2546 (有)油屋本店 TEL 0479-76-2105 勝又燃料(有) TEL 0479-76-5533 浅野商店 TEL 0479-76-2111		

No	11	資料編番号	3-2
協定名称	災害時における緊急輸送事業等の支援協力に関する協定書		
協定締結先	千葉県トラック協会香取支部		
協定締結日	平成19年8月16日		
連絡先	事務局（(株)飯田丸運送内） TEL 0479-79-3088 FAX 0479-79-3880		

No	12	資料編番号	3-3
協定名称	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書		
協定締結先	千葉県LPガス協会香取支部		
協定締結日	平成19年8月16日		
連絡先	事務局（香取市立原ハウジング内） TEL 0478-55-1889 多古支部（油屋本店） TEL 0479-76-2105		

No	13	資料編番号	3-4
協定名称	災害時における物資供給に関する協定書		
協定締結先	NPO法人コメリ災害対策センター		
協定締結日	平成25年3月1日		
連絡先	事務局 TEL 025-371-4185 FAX 025-371-4151		

No	14	資料編番号	3-6
協定名称	災害用飲料水等の供給協力に関する協定書		
協定締結先	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社		
協定締結日	平成24年10月1日		
連絡先	カスタマーコンタクトセンター TEL 0800-919-0509 FAX 048-615-0362		

No	15	資料編番号	3-13
協定名称	災害時における情報の収集・提供の支援等に関する協定書		
協定締結先	多古郵便局		
協定締結日	平成12年4月10日		
連絡先	多古郵便局 TEL 0479-76-2147		

No	16	資料編番号	3-12
協定名称	防災行政無線の活用に関する協定書		
協定締結先	東京電力パワーグリッド株式会社 成田支社		
協定締結日	平成20年6月30日		
連絡先	成田支社企画総括G TEL 0479-55-5194 携帯 090-8115-6630 千葉カスタマーセンター第1 TEL 0120-99-5552		

No	17	資料編番号	3-11
協定名称	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書		
協定締結先	千葉県土地家屋調査士会		
協定締結日	平成24年1月6日		
連絡先	千葉県土地家屋調査士会 TEL 043-204-2312 FAX 043-204-2313		

No	18	資料編番号	3-5
協定名称	災害時における物資供給に関する協定書		
協定締結先	デンカポリマー株式会社		
協定締結日	平成25年4月1日		
連絡先	デンカポリマー株式会社香取工場 TEL 0479-76-7777		

No	19	資料編番号	3-7
協定名称	災害用飲料の供給協力に関する協定書		
協定締結先	株式会社伊藤園		
協定締結日	平成27年4月1日		
連絡先	株式会社伊藤園成田支店 TEL 0476-23-3511 FAX 0476-23-3516		

No	20	資料編番号	3-14
協定名称	多古町と多古町内郵便局との包括連携協定書		
協定締結先	多古郵便局, 多古南郵便局, 久賀郵便局, 十余三郵便局, 中郵便局, 常磐郵便局		
協定締結日	平成27年6月1日		
連絡先	多古郵便局 0479-76-2147 多古南郵便局 0479-76-2140 久賀郵便局 0479-75-1052 十余三郵便局 0479-75-1448 中郵便局 0479-76-2143 常磐郵便局 0479-76-2711		

No	21	資料編番号	3-15
協定名称	多古町災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定		
協定締結先	社会福祉法人 多古町社会福祉協議会		
協定締結日	平成29年3月17日		
連絡先	多古町社会福祉協議会 TEL 0479-70-6071 FAX 0479-70-6072		

No	22	資料編番号	3-1
協定名称	地域貢献型電柱看板に関する協定		
協定締結先	東電タウンプランニング株式会社千葉総支社		
協定締結日	平成27年10月8日		
連絡先	千葉総支社電柱広告部 TEL 0120-78-5059 TEL 043-370-1700 FAX 043-370-1702		

No	23	資料編番号	3-8
協定名称	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定		
協定締結先	株式会社セブン-イレブン・ジャパン		
協定締結日	平成27年12月1日		
連絡先	千葉地区事務所 TEL 043-274-6511 FAX 043-274-6529		

No	24	資料編番号	2-1
協定名称	千葉県防災行政無線局等の設置等に関する協定書		
協定締結先	千葉県		
協定締結日	平成20年3月27日		
連絡先	千葉県防災危機管理部 危機管理課情報通信管理室 TEL 043-223-2178 FAX 043-222-5219 防災電話 500-7225 防災FAX 500-7110		

No	25	資料編番号	2-2
協定名称	千葉県防災行政無線固定系の運用に関する協定書		
協定締結先	香取広域市町村圏事務組合消防本部		
協定締結日	平成18年3月27日		
連絡先	香取広域市町村圏事務組合 消防本部警防課 TEL 0478-52-0119 FAX 0478-52-1199		

No	26 (参考)	資料編番号	4-1
協定名称	千葉県広域消防相互応援協定書		
協定締結先	千葉市, 銚子市, 市川市, 船橋市, 館山市, 木更津市, 松戸市, 野田市, 成田市, 匝瑳市, 旭市, 習志野市, 柏市, 勝浦市, 市原市, 流山市, 八千代市, 我孫子市, 鴨川市, 鎌ヶ谷市, 君津市, 富津市, 浦安市, 四街道市, 袖ヶ浦市, 八街市, 印旛郡富里町, 印旛郡印旛村, 印旛郡白井町, 印旛郡印西町, 印旛郡本埜町, 印旛郡栄町, 香取郡干潟町, 旭市, 山武郡横芝光町, 山武郡大網白里町, 山武郡九十九里町, 山武郡成東町, 山武郡山武町, 山武郡蓮沼町, 山武郡松尾町, 山武郡横芝町, 山武郡芝山町, 夷隅郡大多喜町, 夷隅郡夷隅町, 夷隅郡御宿町, 夷隅郡大原町, 夷隅郡岬町, 安房郡富浦町, 安房郡富山町, 安房郡鋸南町, 安房郡三芳村, 安房郡千倉町, 安房郡丸山町, 安房郡和田町, 小見川町外二町消防組合, 佐原市外五町消防組合, 八日市場市外三町消防組合, 旭市外三町消防組合, 長生郡市広域市町村圏組合, 安房郡市広域市町村圏事務組合, 佐原市八街市酒々井町消防組合, 印西地区消防組合, 山武郡市広域行政組合, 夷隅郡市広域市町村圏事務組合		
協定締結日	平成4年4月1日締結 平成15年3月24日改正 平成18年8月22日改正		
連絡先	香取広域市町村圏事務組合 消防本部警防課 TEL 0478-52-0119 FAX 0478-52-1199		

No	27 (参考)	資料編番号	4-5
協定名称	成田国際空港消防相互応援協定		
協定締結先	成田市, 佐倉市八街市酒々井町消防組合, 山武郡市広域行政組合, 四街道市, 印西地区消防組合, 富里市, 匝瑳市横芝光町消防組合, 香取広域市町村圏事務組合, 香取広域市町村圏事務組合, 栄町, 成田国際空港株式会社		
協定締結日	平成18年7月12日		
連絡先	香取広域市町村圏事務組合 消防本部警防課 TEL 0478-52-0119 FAX 0478-52-1199		

No	28 (参考)	資料編番号	4-6
協定名称	東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定書		
協定締結先	千葉市, 市川市, 船橋市, 成田市, 佐倉市, 習志野市, 浦安市, 四街道市, 印旛郡酒々井町, 富里市, 香取広域市町村圏事務組合, 佐倉市八街市酒々井町消防組合, 茨城県 潮来市, 鹿行広域事務組合		
協定締結日	平成18年8月24日		
連絡先	香取広域市町村圏事務組合 消防本部警防課 TEL 0478-52-0119 FAX 0478-52-1199		

No	29 (参考)	資料編番号	4-3
協定名称	成田用水施設の防火用水使用に関する協定書		
協定締結先	香取広域市町村圏事務組合消防本部, 成田用水土地改良区, 多古町 (立会)		
協定締結日	平成18年11月13日		
連絡先	香取広域市町村圏事務組合 消防本部警防課 TEL 0478-52-0119 FAX 0478-52-1199		

No	30 (参考)	資料編番号	4-4
協定名称	北総東部用水施設の使用に関する協定書		
協定締結先	北総東部土地改良区, 香取広域市町村圏事務組合消防本部, 佐原土地改良事務所 (立会)		
協定締結日	平成24年6月28日		
連絡先	香取広域市町村圏事務組合 消防本部警防課 TEL 0478-52-0119 FAX 0478-52-1199		

No	31 (参考)	資料編番号	4-2
協定名称	消防相互応援協定書		
協定締結先	香取広域市町村圏事務組合, 鹿島南部地区消防事務組合		
協定締結日	平成18年8月31日		
連絡先	香取広域市町村圏事務組合 消防本部警防課 TEL 0478-52-0119 FAX 0478-52-1199		

No	32 (参考)	資料編番号	4-2
協定名称	消防相互応援協定書		
協定締結先	香取広域市町村圏事務組合、鹿行広域事務組合		
協定締結日	平成18年9月1日		
連絡先	香取広域市町村圏事務組合 消防本部警防課 TEL 0478-52-0119 FAX 0478-52-1199		

No	33 (参考)	資料編番号	4-2
協定名称	消防相互応援協定書		
協定締結先	香取広域市町村圏事務組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合		
協定締結日	平成18年8月29日		
連絡先	香取広域市町村圏事務組合 消防本部警防課 TEL 0478-52-0119 FAX 0478-52-1199		

No	34 (参考)	資料編番号	2-12
協定名称	大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定		
協定締結先	千葉県, (社) 千葉県環境保全センター		
協定締結日	平成19年8月3日		
連絡先	千葉県環境生活部 循環型社会推進課資源循環企画室 TEL 043-223-2645 FAX 043-221-3970 防災電話 500-7264		

※ 直接多古町が協定元となっているもの以外は参考とした。